

令和2年度
包括外部監査の結果報告書

テーマ

指定管理者制度に係る管理運営及び
事務の執行について

令和3年3月

宮崎市包括外部監査人
公認会計士 工藤 経芳

目 次

第1章 包括外部監査の概要	1
I 外部監査の種類	1
II 特定の事件（監査テーマ）	1
III 特定の事件（監査テーマ）の選定理由	1
IV 外部監査対象期間	1
V 外部監査の実施期間	1
VI 包括外部監査人及び補助者の氏名	2
VII 利害関係	2
VIII 報告書の表示、表記等	2
第2章 包括外部監査対象事業概要	3
1. 指定管理者制度の背景	3
2. 従来の管理委託制度と指定管理者制度	4
3. 公の施設における外部委託の推進	5
4. 指定管理料の算定、利用料金制の導入	8
5. 公の施設の指定管理者制度の導入状況等	9
第3章 包括外部監査の要点・手続きの概要	12
I 監査の要点	12
1. 施設のあり方と指定管理者制度導入について	12
2. 指定管理者の選定手続きの妥当性と協定書の締結	12
3. 指定管理者の算定、利用料金制の導入	13
4. 指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて	13
5. その他	14
II 主な監査の手続	15
1. 全般的な監査の手続	15
2. 個別に監査の対象とした施設における監査の手続	15
第4章 宮崎市における指定管理者制度の概要と分析	21
1. 指定管理料総額と導入施設数の推移	21
2. 所管課ごとの指定管理者制度導入状況	21

3.	指定管理者導入施設一覧	23
4.	施設のあり方と指定管理者制度導入について	30
5.	宮崎市における指定管理者制度の運用状況	34
6.	宮崎市における指定管理者制度のモニタリング	43
第5章	外部監査の指摘及び意見－総論－	62
I	平成23年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況	62
1.	施設のあり方と指定管理者制度導入について	62
2.	指定管理者の選定手続きの妥当性と協定書の締結	64
3.	指定管理者の算定、利用料金制の導入	67
4.	指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて	67
5.	その他	77
II	現状における認識と課題	78
1.	施設のあり方と指定管理者制度導入について	78
2.	指定管理者の選定手続きの妥当性と協定書の締結	80
3.	指定管理者の算定、利用料金制の導入	82
4.	指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて	82
5.	その他	86
第6章	外部監査の指摘及び意見－指定管理者制度導入施設各論－	90
I	宮崎市民文化ホール	90
1.	施設の概要	90
2.	指摘事項及び意見	93
II	宮崎市清武文化会館	106
1.	施設の概要	106
2.	指摘事項及び意見	110
III	宮崎市総合発達支援センター	119
1.	施設の概要	119
2.	指摘事項及び意見	122
IV	宮崎科学技術館	128
1.	施設の概要	128
2.	指摘事項及び意見	132
3.	平成23年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況	139
V	宮崎市上野町駐車場	147
1.	施設の概要	147
2.	指摘事項及び意見	150
3.	平成23年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況	157

VI 大淀川市民緑地	163
1. 施設の概要	163
2. 指摘事項及び意見	168
3. 平成 23 年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況	174
VII 宮崎市営住宅及び旧町有住宅 計 59 か所	180
1. 施設の概要	180
2. 指摘事項及び意見	184
VIII 東高岡保育所	192
1. 施設の概要	192
2. 指摘事項及び意見	196
IX 宮崎市総合福祉保健センター	201
1. 施設の概要	201
2. 指摘事項及び意見	205
X 宮崎市久峰総合公園・佐土原武道館	213
1. 施設の概要	213
2. 指摘事項及び意見	218
XI 宮崎市生目の社運動公園	225
1. 施設の概要	225
2. 指摘事項及び意見	230
XII 宮崎市清武総合運動公園	236
1. 施設の概要	236
2. 指摘事項及び意見	241

第1章 包括外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II 特定の事件（監査テーマ）

指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について

III 特定の事件（監査テーマ）の選定理由

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところである。宮崎市においても、平成16年度以降順次指定管理者制度が導入されてきたところである。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところであるが、今般の人口減少、少子高齢化がもたらす生産年齢人口の減少と社会保障費の増大に加え、市民ニーズの多様化・高度化による行政サービスの複雑化、公共施設やインフラ施設の老朽化による維持管理・更新費用の増加は、本市においても大きな行政課題となっている。厳しい財政状況の中、必要とされる行政サービスを行っていくためには、指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入がより重要なものとなってきている。

そこで、宮崎市では過去に包括外部監査で同テーマを扱っているものの、そのフォローも含め、先の今般の取り巻く状況を鑑み、宮崎市の指定管理者制度において適切な資産管理や規則ないし計画に従った経済的、効率的な運営がなされているかを外部から検証することは意義のあることと考え、特定の事件として選定した。

IV 外部監査対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
(但し、必要に応じて過年度及び次年度も監査対象とした)

V 外部監査実施期間

令和2年6月11日から令和3年3月17日まで

VI 包括外部監査人及び補助者の氏名

包括外部監査人	公認会計士	工 藤 経 芳
補助者	公認会計士	田 中 克 弥
同上	公認会計士	中 原 義 博

VII 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

VIII 報告書の表示、表記等

(1) 本報告書に記載の数値・金額等については、単位未満の端数調整をして表示している場合がある。したがって、文中引用した数値と一致しない場合がある。

(2) 監査結果の表記については、法律、条令、規則等に違反するもの、その他、適性を欠く事項で是正する必要があると認められるものを「指摘」とし、合理性、経済性、有効性、効率性などの観点から検討する必要があると認められるものを「意見」としている。

第2章 包括外部監査対象の概要

1. 指定管理者制度の背景

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方公共団体が指定する団体に、「公の施設」の管理を代行させる制度で、平成15年の地方自治法の改正により創設された。

従来の地方公共団体が直営で行うか、又は地方公共団体がその出資団体などに管理を委ねる（これを「管理委託制度」という。）かのいずれかの選択であった「公の施設」の管理運営については、地方自治法が改正されたことにより、管理委託制度から指定管理者制度へと移行することになった。

さらには、国の方針等により、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成18年8月31日総務省）」において、「今般、行政改革推進法（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律）第55条第4項において、「その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う」と規定されたことを踏まえて、住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（＝公共サービス）として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずること」とされており、事業の廃止も含めた公共サービスの徹底的な見直しが求められているところである。

これを受け、宮崎市でも平成30年4月に策定した「第8次宮崎市行財政改革大綱」において、「投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」」の具体的な施策として「民間活力を生かした公共施設等の管理運営」を挙げており、指定管理者制度の効率的・効果的な運用への取組、施設改修や更新時におけるPFI手法を導入した事業の推進など、公民連携の手法を基に民間活力を生かした公共施設等の管理運営に取り組むこととしている。

2. 従来の管理委託制度と指定管理者制度

管理委託制度では地方公共団体と管理受託者の関係は条令で規定する市と委託先との契約であるのに対して、指定管理者制度での関係は指定するという行政処分となって管理権限が指定管理者に委任される。

管理委託制度の場合、管理運営の主体は公共団体、公共的団体、市の出資法人等に限定されていたが、指定管理者制度では、議会の議決を得て、株式会社や公益法人、NPO、任意団体なども可能となった。

また、管理委託制度と異なり、指定管理者制度においては、施設の使用の許可や使用許可の取り消し等も指定管理者が行うことができるようになった。

(従来) 管理委託制度

(改正前) 地方自治法 第二百四十四条の二 第三項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。

(改正前) 地方自治法施行令 第七十三條の三 (公の施設の管理受託者)

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

1 普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人

2 前号に掲げる法人のほか、当該法人の業務の内容及び当該普通地方公共団体の出資の状況、職員の派遣の状況等の当該普通地方公共団体との関係からみて当該公の施設の適正な管理の確保に支障がないものとして総務省令で定めるもの

指定管理者制度

(改正後) 地方自治法 第二百四十四条の二 第三項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

3. 公の施設における外部委託の推進

総務省は、『地方公共団体においては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など 社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められています。国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、ICTの徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が必要です。このため、今年、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」等を踏まえ、総務省において別添のとおり「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」を策定いたしました。各地方公共団体におかれましては、この留意事項を参考として、積極的に業務改革に努められますようお願いいたします。』として、公の施設における外部委託の推進を図っている。

その概要は以下のとおりである。(助言通知概要、一部省略)

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

○民間委託等の推進

- ・定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施。
- ・業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施など事務の総量を確保や仕様書の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証。

○指定管理者制度等の活用

- ・公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営。
- ・複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証。

○地方独立行政法人制度の活用

- ・事務事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討した上で自ら実施するよりも効率的・効果的に行政サービスを提供できる場合に活用を検討。

○BPRの手法やICTを活用した業務の見直し

- ・事務事業全般に渡って、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化。
- ・特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施。

2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

4 地方自治体の財政マネジメントの強化

- 公共施設等総合管理計画の策定促進
- 統一的な基準による地方公会計の整備促進
- 公営企業会計の適用の推進

5 PPP/PFIの拡大 (※)

- ・公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進。PPP/PFIの導入に係る地方財政措置上のイコールフットィングを図る。
- ・公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP/PFIの積極的活用の検討に努めるとともに、固定資産台帳を整備・公表を通じ、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進。
 - 業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施。
 - 総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表。

※用語解説

PPP (Public Private Partnership: 公民連携) とは、行政と民間が連携して公共サービスの提供を行うことで、民間の創意工夫・技術力・資金を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものである。その手法として、PFI・指定管理者制度・民間委託などが挙げられる。

PPPの中には、PFI、指定管理者制度、公設民営 (DBO) 方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

PFI (Private Finance Initiative) とは、従来は公共部門が実施してきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施する事業手法のことをいう。

PFI法の目的(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号))民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

民間委託とは、行政が責任を保持しながら、事務事業を民間事業者等に委託するものである。PPPの中でも多く活用されている手法で、データ入力や印刷製本などの定型的な事務事業や専門的な知識・技術を必要とする業務を民間が請け負うことで、質の向上やコスト削減を図ることができる。

代表的なPFI事業方式

類型	内容
公共施設運営権方式 (コンセッション方式)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金を徴収する公共施設の所有権は行政が所有 ・民間事業者に運営する権利を設定 ・行政が、民間事業者から運営権対価を徴収
BT方式 (Build-Transfer) 建設 譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を「設計・建設」 ・建設終了後、施設の所有権を行政に「譲渡」
BOT方式 (Build-Operate-Transfer) 建設 運営 譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を「設計・建設」 ・民間事業者が契約期間中、「管理・運営」し資金回収 ・事業終了後、施設の所有権を行政に「譲渡」
BTO方式 (Build-Transfer-Operate) 建設 譲渡 運営	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を「設計・建設」 ・建設終了後、施設の所有権を行政に「譲渡」 ・民間事業者が契約期間中、「管理・運営」し、資金回収
BOO方式 (Build-Own-Operate) 建設 保有 運営	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を「設計・建設」 ・民間事業者が施設を「保有」し続け、「管理・運営」し、資金回収 ・事業終了後、施設の所有権を行政に譲渡せず、保有し続けるか撤去
RO方式 (Rehabilitate-Operate) 改修 運営	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を「改修・補修」 ・民間事業者が契約期間中、「管理・運営」を行う

(※用語解説以下は一部を除き宮崎市公民連携(PPP)の導入に向けたガイドブックより引用)

4. 指定管理料の算定、利用料金制の導入

(1) 指定管理料

指定管理料とは、管理・運営に係わる経費を賄うため行政から指定管理者へ支払われる委託料のことである。この場合、施設の利用者が施設の利用時に支払う「使用料」もしくは「利用料」は市の歳入となる。

(2) 利用料金制

利用料金は、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるものである。

平成21年3月の「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」の改訂では、「利用料金制を積極的に導入する。」（基本方針 4 (2) 利用料金）ことも明記された。

ただし、指定管理者が利用料金を定めるにあたっては、条例で定められた範囲内で、地方公共団体の承認を得ることが必要である。

(3) 自主事業収入

自主事業収入とは、指定管理者が自ら企画したもので、指定管理業務の実施を妨げない範囲において行うことができるイベントなどの事業から得られる収入である。

自主事業に係る経費は、指定管理者の自主採算となり、事業により生じるすべての収入は指定管理者の収入となる。

(4) 施設管理に付随するその他の収入

自動販売機の売上やコインロッカーの売上、レンタルの売上など。

ただし、自動販売機やイベントに伴う物品販売所の設置等が、施設の設置目的に適う業務の範囲外に含まれる場合、行政財産の目的外使用許可を受ける必要がある。

(5) 超過収益の取り扱い

超過収益の取り扱いについては、大きく① 超過収益の一定割合を地方公共団体に納付する、② 超過収益を施設の管理運営、サービス向上に還元させる、③ 超過収益の還元は行わず、指定管理者の収入とするの3パターンが想定される。対象とする事業等の性格と民間事業者の意欲向上の観点から、適切な配分方法を検討・採用することが望ましい。

5. 公の施設の指定管理者制度の導入状況等

総務省は、平成30年4月1日現在における各地方公共団体の指定管理者制度の導入状況等に関し、「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日総行経第38号）に係る項目等について調査し、ホームページ上で公表している。（3年に1度調査を実施しており、前回調査は平成27年4月1日現在）。調査結果の概要は以下のとおりである（HPより抜粋）。

① 指定管理者制度が導入されている施設数は76,268施設

都道府県	6,847 施設
指定都市	8,057 施設
市区町村	61,364 施設
合計	76,268 施設

- ・ 前回調査（76,788施設）から、520施設の減

② 4割の施設で民間企業等（株式会社、NPO法人、学校法人、医療法人等）が指定管理者に

都道府県	2,617 施設（40.0%）
指定都市	3,734 施設（46.1%）
市区町村	24,451 施設（39.5%）
合計	30,802 施設（40.0%）

- ・ （ ）内は、各区分の導入施設に占める割合
- ・ 前回調査（37.5%）から、2.5ポイントの増

③ 指定期間は長期化の傾向。「前回の指定期間よりも長い」施設が約2割

3年未満	1.5%
3年	15.0%
4年	5.5%
5年	71.5%
5年超	6.5%
合計	100.0%

- ・ 「5年」の割合が、前回調査（65.3%）から6.2ポイントの増

④ 公募は、都道府県の約6割、指定都市の約7割、市区町村の約4割の施設で実施

都道府県	64.3%
指定都市	68.0%
市区町村	44.9%
合計	49.1%

- ・ 前回調査（46.5%）から2.6ポイントの増

- ⑤ 選定基準は「サービス向上」が最多、次いで「業務遂行能力」「管理経費の節減」

施設のサービス向上に関すること	96.8%
団体の業務遂行能力に関すること	95.2%
施設の管理経費の節減に関すること	94.0%
施設の平等な利用の確保に関すること	90.5%

- ・複数回答可
- ・「施設のサービス向上に関すること」、「団体の業務遂行能力に関すること」及び「施設の管理経費の節減に関すること」のポイント増

- ⑥ 指定管理者の評価は、約8割の施設で実施

都道府県	100.0%
指定都市	98.2%
市区町村	76.2%
合計	80.7%

- ・前回調査（76.8%）から3.9ポイントの増

- ⑦ リスク分担に関する各事項について、約9割の施設で選定時や協定等に提示

	必要な体制の整備	地方公共団体への損害賠償	利用者への損害賠償	修繕関連	備品関連	緊急時の対応
都道府県	99.2%	76.6%	97.1%	77.3%	74.9%	98.8%
指定都市	96.7%	97.1%	96.6%	99.9%	97.8%	98.4%
市区町村	86.7%	94.9%	93.9%	97.5%	91.9%	91.5%
合計	88.9%	93.5%	94.5%	96.0%	91.0%	92.9%

- ・前回調査から増加傾向

- ⑧ 大規模災害等発生時の役割分担・費用負担について、約5割以上の施設で選定時や協定等に提示

	大規模災害等発生時の 役割分担	大規模災害等発生時の 費用負担
都道府県	30.2% (46.3%)	42.9% (60.3%)
指定都市	66.1% (68.6%)	73.3% (71.1%)
市区町村	57.2% (60.3%)	55.2% (57.0%)
合計	59.3% (60.1%)	56.0% (58.9%)

- ・（ ）内は、「大規模地震にかかる災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について」（平成29年4月25日 総行経第25号 総務省自治行政局長通知）発出後に協定締結又は更新した施設に占める割合

- ⑨ 労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮について、約7割の施設で選定時や協定等に提示

都道府県	92.3%
指定都市	89.4%
市区町村	62.8%
合計	68.3%

- ・ 前回調査（66.0%）から2.3ポイントの増

- ⑩ 個人情報保護への配慮規定について、9割以上の施設で選定時や協定等に提示

都道府県	100.0%
指定都市	99.9%
市区町村	96.5%
合計	97.2%

- ・ 前回調査（96.4%）から0.8ポイントの増

第3章 包括外部監査の要点・手続の概要

I 監査の要点

1. 施設のあり方と指定管理者制度導入について

- ① 指定管理者制度へ移行する前に、公の施設としての必要性（廃止又は譲渡の可能性）を検討しているか。
- ② 指定管理者制度の導入に合理性があるか。
- ③ 指定管理者制度導入に合わせて、指定の手続き、管理の基準、業務の範囲、その他必要事項が、適切に各施設の設置条例に記載されているか。
- ④ 直営から指定管理者制度への移行は適切に行われているか。

2. 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結

- ① 公募・非公募の使い分けは適正か。
(公募が原則なので非公募で選定された施設については、その理由を確認する。)
- ② 公募手続（募集方法、期間、グルーピング）は適切か。
(公募を行っている場合にも、公募期間が短いなどの理由で競争原理が働かず、実質的に非公募と同様となっている施設はないか確認する。また、指定管理者を公募する場合、複数の施設の管理を一括して行わせる公募（いわゆるパッケージ公募）の場合、地域性や業務の効率性等を十分に考慮してパッケージ公募の内容を決定しているか。)

<関連条例等>

- ・ 宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下、「宮崎市条例」という。）第2条
- ・ 宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）

- ③ 選定委員の構成は、選定の公平性・透明性確保のために適切な構成となっているか。具体的には、選定委員に占める外部委員の比率や、選定委員に市職員のOBが含まれていないかについて確認する。また、選定委員会の議事録等のレビューによって、選定委員会で十分な審議がなされているか確認する。
- ④ 審査基準における審査項目や配点は妥当か。
- ⑤ 「基本協定書」及び「年度協定書」の内容は妥当か。また、協定書締結日

は適切な日となっているか。

< 関連条例等 >

- ・ 宮崎市条例第 6 条
- ・ 基本方針 7

3. 指定管理料の算定、利用料金制の導入

- ① 指定管理料が適正に算定されているか。
- ② 利用料金制の積極的な導入を検討しているか。
- ③ 指定管理者のモチベーション維持のため、原則精算はしないこととしているか。精算をしている場合にはその合理性があるか。

< 関連条例等 >

- ・ 基本方針 4

4. 指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

- ① 施設の管理運営は適切か。（サービスの向上は図られているか。費用削減の取組みは行われているか。備品の管理は適切かなど）。
- ② 協定書の規定に基づいて事業報告書など（業務計画書、月例報告書及び業務報告書など）を適時に提出しているか。またその内容は妥当か。

< 関連条例等 >

- ・ 宮崎市条例第 7 条
- ・ 基本方針 7

- ③ 収支の状況は妥当か。特に、本社経費等の取扱いは適切か。
- ④ 指定管理者による自己評価と市によるモニタリングが適切に行われているか。

< 関連条例等 >

- ・ 基本方針 8

- ⑤ 所管部門が、事業の検証のため適切な時期に事業報告書等入手し内容を検証しているか。

< 関連条例等 >

- ・ 宮崎市条例第 7 条
- ・ 基本方針 9

5. その他

- ① 指定管理者の引き継ぎは適切に行われているか。
- ② 個人情報保護は保護されているか。

< 関連条例等 >

- ・ 宮崎市条例第 10 条

II 主な監査の手続

1. 全般的な監査の手続

- ①行政経営課へのヒアリング、関連資料の閲覧・吟味
- ②総務省による公の施設の指定管理者制度導入状況調査の分析・検証
- ③所管部署へのアンケート調査結果による全般的分析・検証

2. 個別に監査の対象とした施設における監査の手続

今回の監査では、平成 23 年度の包括外部監査で選定された 3 施設（宮崎科学技術館、宮崎市上野町駐車場、大淀川市民緑地）を含め、予算規模等を勘案しランダムに 12 施設を選定した上で監査を実施した（下表）。

監査対象施設一覧

施設名	指定管理者			
	指定管理者名	選定方法	指定期間	
宮崎市民文化ホール	MSG・AVC グループ	公募	H31. 4. 1 ~ R6. 3. 31	5 年
宮崎市清武文化会館	(一財) 宮崎市清武文化会館	公募	H27. 3. 23 ~ R2. 3. 31	5 年
宮崎市総合発達支援センター	(社福) 宮崎市社会福祉事業団	非公募	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	5 年
宮崎科学技術館	(公財) 宮崎文化振興協会	非公募	H29. 4. 1 ~ R2. 3. 31	3 年
宮崎市上野町駐車場	(株) NPK	公募	H30. 4. 1 ~ R5. 3. 31	5 年
大淀川市民緑地 (野球場、ソフトボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場、ラクビー場、ゲートボール場及び多目的広場)	グリーンスマイルパートナーズ	公募	H31. 4. 1 ~ R6. 3. 31	5 年
宮崎市市営住宅及び旧町有住宅計 59 か所	宮崎市営住宅管理センター	公募	H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	5 年

施設名	指 定 管 理 者			
	指定管理者名	選定方法	指定期間	
東高岡保育所	(社福) 公成福祉会	公募	H29.4.1 ~ R2.3.31	3年
宮崎市総合福祉保健センター	(社福) 宮崎市社会福祉協議会	非公募	H28.4.1 ~ R3.3.31	5年
宮崎市 久峰総合公園・宮崎市佐土原武道館	(公財) みやざき公園協会	公募	H31.4.1 ~ R6.3.31	5年
宮崎市 生目の杜運動公園	MSG・ミズノグループ	公募	H30.4.1 ~ R5.3.31	5年
宮崎市 清武総合運動公園	S&N	公募	H29.4.1 ~ R2.3.31	3年

① 関係書類の閲覧

主に以下の資料を閲覧、吟味、確認をした。

- (ア) 選定に関する資料一式(選定委員会配布資料、募集要項、スケジュール表、審査結果資料)
- (イ) 指定管理料の積算資料
- (ウ) 候補者から入手した事業計画書、収支計画書
- (エ) 指定管理契約書(基本協定書、年度協定書)
- (オ) 業務報告書
- (カ) 年度報告書(事業報告書、収支報告書、決算書、予算対比表含む)
- (キ) 危機管理に関する対応資料(マニュアル、仕様書など)
- (ク) 所管課と指定管理者の定例会議議事録など
- (ケ) 利用者からの苦情処理簿
- (コ) 利用者満足度調査資料
- (サ) 備品実査要領, マニュアル
- (シ) 実地調査に関する資料一式(実地調査確認シート、モニタリングチェックシート)
- (ス) 第三者モニタリング会議議事録

② 所管課へのアンケート調査

所管課へ、以下のようなアンケート調査を行った。

No.	アンケート項目
1. 備品管理について	
-1	備品実査の実施指示をしましたか。
-2	備品実査に係る実施要領や実施手引書等が整備されていることを確かめましたか。
-3	上記の実施要領や実施手引書等の内容の妥当性について吟味しましたか。
-4	実査が特定の日の実施されたのを確かめましたか。
-5	実査に使用した備品明細は、破棄せず保管するよう指示しましたか。
-6	実査の実施状況が適切か、実査現場に立会って確かめましたか。
2. 業務報告書の提出・訂正・審査について	
-7	「業務報告書」は、期限内に提出されましたか。
-8	訂正などによる再提出がありましたか。
-9	業務報告書の審査チェックリストがありますか。
-10	審査調書を作成・保管していますか。
-11	審査結果、業務の改善を指示したことがありますか。
3. 利用状況について	
-12	利用状況の記載事項が作成基礎資料に基づき作成されていることを確かめましたか。
-13	利用件数・利用者数・稼働率等の基準・方法を確かめましたか。
-14	利用件数・利用者数・稼働率等が実数であることを施設に行き、実際に確かめましたか。
-15	利用料金等の収入が、作成基礎資料に基づき作成されていることを確かめましたか。
-16	利用料金等の収入が、利用件数等の関連する数値と整合していることを確かめましたか。
-17	利用料金等の収入が、会計帳簿と一致していることを確かめましたか。
4. 事業報告書の提出・訂正・審査について	
-18	「事業報告書」は、期限内に提出されましたか。
-19	訂正などによる再提出がありましたか。
-20	事業報告書の審査チェックリストがありますか。
-21	審査調書を作成・保管していますか。
-22	審査結果、所管課として評価を行い、評価結果を指定管理者に通知していますか。
5. 収支決算報告書に係る管理状況について	
-23	収支報告は、会計帳簿から作成されていることを確かめました

	か。
-24	指定管理者が、指定管理業務以外に本業や自主事業あるいは受託事業等を行っている場合、それぞれの収支報告が作成基礎資料から作成されていることを確かめましたか。
-25	上記（24）のような場合、それぞれの事業に対する共通費用の按分が合理的であることを作成基礎資料などで確認しましたか。
-26	上記（24）のような場合で、いずれかの収支が均衡していた場合がありますか。
6. 決算書等報告の審査表について	
-27	毎年度、決算書等報告の審査表を作成していますか。
-28	審査後の対応で指定管理者に対し財務改善の指導・助言を行ったことがありますか。
7. 実地調査について	
-29	実地調査の具体的項目をお書き下さい。
-30	実地調査の審査チェックリストがありますか。
-31	審査調書を作成・保管していますか。
-32	調査の結果、所管課として改善を指定管理者に指示を行ったことがありますか。
8. 「利用者の声」に基づくモニタリングについて	
-33	利用者満足度調査の調査内容（質問項目等）において、所管課は指定管理者と協議を行っていますか。
-34	利用者満足度調査の結果、満足度が極めて低いあるいは低下した項目がある場合、指定管理者に原因分析の依頼および改善指示を行ったことがありますか。
-35	利用者等から市（所管課）に対して直接苦情が寄せられたことがありますか。
-36	苦情・要望対応について業務報告書以外に指定管理者の故障・事故・苦情などについての記録簿を閲覧していますか。
9. 地方自治法・協定書・「利用者の声」以外のモニタリングについて	
-37	第三者による評価委員会を設置し、モニタリングを行っていますか。
10. その他	
-38	モニタリングの時間がどの位かかっているか把握していますか。
-39	指定管理者と市（所管課）との連絡調整の会議を開催していますか。
-40	上記の連絡調整の会議を開催していない場合、必要性はありませんか。
-41	指定管理料の適正な水準を検討するために、指定管理者から提出された収支決算報告書等を分析・吟味したり、類似の施設や他の地方公共団体の公表数値等と比較していますか。

③ 所管課へのヒアリング

ア 日程表

日 時	所管課	対象施設
8月5日(水)10:00～	行政経営課	・全般・統括
8月5日(水)11:00～	福祉総務課	・宮崎市総合福祉保健センター
8月5日(水)13:30～	文化・市民活動課	・宮崎市民文化ホール ・宮崎市清武文化会館
8月13日(木)10:00～	生涯学習課	・宮崎科学技術館
8月13日(木)11:00～	保育幼稚園課	・東高岡保育所
8月13日(木)13:30～	スポーツランド推進課	・宮崎市久峰総合公園 ・宮崎市佐土原武道館 ・宮崎市生目の杜運動公園 ・宮崎市清武総合運動公園
8月18日(火)10:00～	公園緑地課	・宮崎市上野町駐車場 ・大淀川市民緑地ほか
8月18日(火)13:30～	親子保健課	・宮崎市総合発達支援センター
8月18日(火)14:30～	建築住宅課	・宮崎市営住宅及び旧町有住宅 計59か所

イ ヒアリングの内容

所管課へのヒアリングは、上記アンケート調査の回答内容を踏まえ質問、確認を行った。

④ 選定した施設への現地視察、及び指定管理者へのヒアリング

ア 日程表

日 時	施 設	指定管理者
8月24日(月)13:30～	宮崎市営住宅及び 旧町有住宅 計59か所	宮崎市営 住宅管理センター
8月27日(木)13:30～	宮崎市 総合発達支援センター	(社福) 宮崎市 社会福祉事業団
9月3日(木)9:30～	宮崎市民文化ホール	MSG・AVCグループ
9月3日(木)13:30～	宮崎市清武文化会館	トールツリーグループ
9月10日(木)9:30～	宮崎市久峰総合公園 宮崎市佐土原武道館	(一財) みやざき公園協会
9月10日(木)13:30～	東高岡保育所	(社福) 公成福祉会
9月15日(火)9:30～	宮崎科学技術館	(公財) 宮崎文化振興協会
9月15日(火)13:30～	宮崎市生目の杜運動公園	MSG・ミズノグループ
9月17日(木)9:30～	宮崎市清武総合運動公園	S&N
9月17日(木)13:30～	宮崎市上野町駐車場	(株)NPK
9月24日(木)9:30～	宮崎市総合福祉保健 センター	(社福) 宮崎市 社会福祉協議会
9月24日(木)13:30～	大淀川市民緑地ほか	グリーンスマイルパー トナース

イ ヒアリングの内容

主に以下の項目について、質問、確認を行った。

- (ア) 日常の管理業務について
- (イ) 組織図・人員体制について
- (ウ) 収支状況について
- (エ) 会計帳簿、原始帳票について
- (オ) 収支報告書の費目内容について
- (カ) 現金等の取扱いについて
- (キ) 備品台帳と現物との突合、シールの貼付について
- (ク) 備品実査の手続等について
- (ケ) 苦情処理簿、モニタリングについて
- (コ) リスク管理体制について
- (サ) 上記ア～コに係る所管課の関わり程度の把握

ウ 現地調査

備品台帳と現物との突合、目的外使用の有無の確認など

第4章 宮崎市における指定管理者制度の概要と分析

1. 指定管理料総額と導入施設数の推移

宮崎市における指定管理者制度導入施設は、令和2年4月1日時点で215施設、指定管理料合計は3,899,271千円となっている。指定管理者制度導入開始時からの指定管理料総額と導入施設数の推移は次のとおりである。

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
指定管理料総額（千円）	2,883,587	2,846,286	2,857,213	2,935,069	3,157,482
施設数	76	145	144	145	162

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
指定管理料総額（千円）	3,419,983	3,471,786	3,527,974	3,383,264	4,350,522
施設数	167	172	185	187	191

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
指定管理料総額（千円）	4,816,299	4,127,604	3,825,269	3,908,778	3,899,271
施設数	243	236	236	215	215

指定管理者制度の導入施設数は導入開始時から平成28年度まで、平成20年度の1施設減を除き一貫して増加してきたが、最近5年間では、横ばいないし減少傾向にある。

2. 所管課ごとの指定管理者制度導入状況

所管課ごとの状況を次の表にまとめた。

指定管理者制度導入率一覧[インフラ（河川、市道、上下水道）を除く]

所管課	公の施設数 A	指定管理者制度導入施設数			導入率 B/A
		B	公募	非公募	
地域安全課	23	0	—	—	0.0%
地域コミュニティ課	47	29	0	29	61.7%
生活課	14	3	3	0	21.4%
文化・市民活動課	6	6	6	0	100.0%
環境保全課	7	7	0	7	100.0%
廃棄物対策課	2	0	—	—	0.0%

福祉総務課	4	4	0	4	100.0%
障がい福祉課	1	0	—	—	0.0%
長寿支援課	10	10	8	2	100.0%
保育幼稚園課	7	1	1	0	14.3%
子育て支援課	47	18	18	0	38.3%
親子保健課	1	1	0	1	100.0%
保健医療課	3	3	2	1	100.0%
地域保健課	5	0	—	—	0.0%
農業振興課	1	1	0	1	100.0%
森林水産課	3	2	2	0	66.7%
農村整備課	3	0	—	—	0.0%
市場課	2	0	—	—	0.0%
観光戦略課	4	4	4	0	100.0%
スポーツランド推進課	46	32	31	1	69.6%
商業労政課	1	1	1	0	100.0%
工業政策課	1	0	—	—	0.0%
建築住宅課	63	63	63	0	100.0%
都市計画課	1	0	—	—	0.0%
公園緑地課	535	11	9	2	2.1%
佐土原・地域市民福祉課	7	1	1	0	14.3%
佐土原・農林建設課	5	2	1	1	40.0%
田野・地域市民福祉課	6	0	—	—	0.0%
田野・農林建設課	5	2	2	0	40.0%
高岡・地域市民福祉課	4	2	2	0	50.0%
高岡・農林建設課	5	2	1	1	40.0%
清武・地域市民福祉課	3	1	1	0	33.3%
清武・農林建設課	9	1	0	1	11.1%
教委・企画総務課	72	0	—	—	0.0%
教育情報研修センター	1	0	—	—	0.0%
生涯学習課	8	4	4	0	50.0%
文化財課	5	4	4	0	80.0%
計	967	215	164	51	22.2%

(※1) 公の施設数は令和2年1月1日時点、指定管理者導入施設数は令和2年4月30日時点。

3. 指定管理者導入施設一覧

施設名	指定管理者	指定管理期間		
		開始	終了	年数
宮崎みたま園	ビー・アイ・ケー みたま	H29 . 4. 1	～ R4. 3. 31	5年
宮崎市葬祭センター	文化・イービスグループ	H29 . 4. 1	～ R4. 3. 31	5年
宮崎南部墓地公園	グループ やすらぎ	H29 . 4. 1	～ R4. 3. 31	5年
みやざき アートセンター	みやざき文化村	H30 . 4. 1	～ R5. 3. 31	5年
宮崎市清武文化会館	(一財) 宮崎市清武文化会館	H27 . 3. 23	～ R2. 3. 31	5年
宮崎市 男女共同参画センター	特定非営利活動法人 ドロップインセンター	H31 . 4. 1	～ R6. 3. 31	5年
宮崎市民プラザ	(公財) 宮崎文化振興協会	H31 . 4. 1	～ R6. 3. 31	5年
宮崎市民活動センター	特定非営利活動法人 宮崎文化本舗	H31 . 4. 1	～ R6. 3. 31	5年
宮崎市民文化ホール	MSG・AVC グループ	H31 . 4. 1	～ R6. 3. 31	5年
宮崎市立共同利用施設 ひえだセンター	ひえだ第一苑自治会	H28 . 4. 1	～ R3. 3. 31	5年
宮崎市立共同利用施設 空港南センター	空港苑自治会	H28 . 4. 1	～ R3. 3. 31	5年
宮崎市立共同利用施設 月見ヶ丘6次センター	月見ヶ丘第6区自治会	H28 . 4. 1	～ R3. 3. 31	5年
宮崎市立共同利用施設 月見ヶ丘センター	月見ヶ丘南自治会	H28 . 4. 1	～ R3. 3. 31	5年
宮崎市立共同利用施設 津和田センター	津和田自治会	H28 . 4. 1	～ R3. 3. 31	5年
宮崎市立共同利用施設 南赤江センター	赤江自治会	H28 . 4. 1	～ R3. 3. 31	5年
宮崎市立共同利用施設 柳籠センター	恒久柳籠自治会	H28 . 4. 1	～ R3. 3. 31	5年

宮崎市 総合福祉保健センター	(社福) 宮崎市社会福祉協議会	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年
宮崎市 佐土原地域福祉センター	(社福) 宮崎市社会福祉協議会	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年
宮崎市 清武総合福祉センター	(社福) 宮崎市社会福祉協議会	H29 . 4. 1	～	R4. 3. 31	5年
宮崎市田野総合福祉館	(社福) 宮崎市社会福祉協議会	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年
宮崎市 養護老人ホーム清流園	(社福) 日向更生センター	H27 . 4. 1	～	R2. 3. 31	5年
宮崎市 高岡老人福祉館「百寿荘」	(社福) 慶明会	H30 . 4. 1	～	R3. 3. 31	3年
宮崎市大塚台地域福祉 コミュニティセンター	大塚台地区 社会福祉協議会	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年
宮崎市内海やっこ荘	青島地区社会福祉協議会	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年
宮崎市南部 老人福祉センター	宮崎市社会福祉事業団・ シルバー人材センター 共同体	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年
宮崎市赤江 老人福祉センター					
宮崎市跡江 老人いこいの家					
宮崎市住吉 老人いこいの家					
宮崎市古城 老人いこいの家					
宮崎市赤江運動広場					
宮崎市北部 老人福祉センター	宮崎市社会福祉事業団・ シルバー人材センター 共同体	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年
青少年プラザ					
東高岡保育所	(社福) 公成福祉会	H27 . 4. 1	～	R2. 3. 31	5年
宮崎市 かのう児童センター	特定非営利活動法人 ドロップインセンター	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年

宮崎市旭町児童館	特定非営利活動法人 ドロップインセンター	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年
宮崎市清武地域 子育て支援センター	(社福) 清武社会福祉会	H29 . 4. 1	～	R4. 3. 31	5年
宮崎市田野児童センター	特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年
宮崎市霧島児童館	(社福) 宮崎市社会福祉事業団	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年
宮崎市恒久児童館					
宮崎市栄町児童館					
宮崎市大島児童館					
宮崎市生目児童館					
宮崎市倉岡児童館					
宮崎市本郷児童館					
宮崎市大塚台児童センター					
宮崎市西原児童センター					
宮崎市 平和が丘児童センター					
宮崎市櫛児童センター					
宮崎市住吉児童センター					
宮崎市木花児童センター					
宮崎市大塚児童センター					
宮崎市 総合発達支援センター	(社福) 宮崎市社会福祉事業団	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年
宮崎市立田野病院	国立大学法人宮崎大学	H27 . 4. 1	～	R17 . 3. 31	20年
宮崎市介護老人保健施設 「さざんか苑」					

宮崎市夜間急病センター 内科・外科 宮崎市夜間急病センター 小児科	(公社) 宮崎市郡医師会	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年
宮崎市ふるさと 農産物加工センター	宮崎中央農業協同組合	H29 . 4. 1	～	R4. 3. 31	5年
那珂地区農業構造改善 センター (農産加工実習室)					
宮崎市清武ふるさと 農産物加工センター					
宮崎市 自然休養村センター	木花・青島 活性化プロジェクト JV	H30 . 4. 1	～	R5. 3. 31	5年
宮崎市椿山森林公園	宮崎中央森林組合	H26 . 4. 1	～	H31 . 3. 31	5年
宮崎市 青島ビーチセンター	渚の交番青島プロジェクト 実行委員会	H27 . 4. 1	～	R2. 3. 31	5年
青島参道南広場	(一財) みやざき公園協会	H29 . 4. 1	～	R2. 3. 31	3年
宮崎市 道の駅フェニックス	フェニックス運営(株)	H29 . 4. 1	～	R4. 3. 31	5年
宮崎白浜 オートキャンプ場	宮崎ビルサービス(株)	H29 . 4. 1	～	R2. 3. 31	3年
宮崎市久峰総合公園	(一財) みやざき公園協会	H31 . 4. 1	～	R6. 3. 31	5年
宮崎市佐土原武道館					
宮崎市佐土原体育館	(一財) みやざき公園協会	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年
宮崎市佐土原西体育館					
宮崎市佐土原西運動広場					
宮崎市総合体育館	(公財) 宮崎市体育協会	H31 . 4. 1	～	R6. 3. 31	5年
宮崎中央公園 (テニスコート)					
宮崎市清武総合運動公園	S & N	H29 . 4. 1	～	R4. 3. 31	5年

宮崎市清武体育館	(株) 文化コーポレーション	H29	~	R4.	5年
宮崎市加納 スポーツセンター		. 4. 1		3. 31	
宮崎市生目の杜運動公園	MSG・ミズノグループ	H30	~	R5.	5年
		. 4. 1		3. 31	
宮崎市青島 パークゴルフ場	宮崎交通 (株)	H29	~	R2.	3年
		. 4. 1		3. 31	
宮崎市石崎の杜鯨鯨館	宮交ショップアンドレストラン (株)	H28	~	R3.	5年
		. 4. 1		3. 31	
宮崎市天ヶ城公園体育館	宮崎ビルサービス(株)	H28	~	R3.	5年
宮崎市橋山運動広場					
宮崎市 サンスポーツランド高岡					
宮崎市高岡練士館道場					
宮崎市高岡 トレーニングセンター					
宮崎市穆佐運動広場					
宮崎市穆佐体育館					
宮崎市東高岡体育館					
宮崎市田野運動公園					
宮崎市田野体育館					
宮崎市 B&G 海洋センター (体育館)					
宮崎市 B&G 海洋センター (プール)					
宮崎市北部土地区画整理 事業記念体育館	宮崎ビルサービス(株)	H31	~	R6.	5年
宮崎市南部土地区画整理 事業記念体育館					
		. 4. 1		3. 31	

宮崎市祇園運動広場	宮崎ビルサービス(株)	H31 . 4. 1	～	R6. 3. 31	5年
宮崎市 ストリートスポーツ広場					
宮崎市緑松体育館					
宮崎市広原体育館					
宮崎市営住宅及び 旧町有住宅 計62ヶ所	宮崎市営 住宅管理センター	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年
山村定住住宅					
橘通東3丁目駐車場 (Y・Y PARK)	文化グループ連合体	H27 . 4. 1	～	R2. 3. 31	5年
阿波岐原森林公園 阿波岐原森林公園 (市民の森、北エントランス)	(一財) みやざき公園協会	H31 . 4. 1	～	R6. 3. 31	5年
阿波岐原森林公園 (南エントランス)	MParks+PHOENIX	H31 . 4. 1	～	R6. 3. 31	5年
宮崎市上野町駐車場	(株) NPK	H30 . 4. 1	～	R5. 3. 31	5年
萩の台公園	萩の台公園 運営プロジェクト	H31 . 4. 1	～	R6. 3. 31	5年
大淀川市民緑地	グリーンスマイル パートナーズ	H31 . 4. 1	～	R6. 3. 31	5年
山内川緑地(多目的広場)					
出水口公園					
宮崎中央公園 (テニスコート除く)					
宮崎市 フェニックス自然動物園	宮崎市フェニックス 自然動物園管理(株)	H29 . 4. 1	～	R4. 3. 31	5年
阿波岐原森林公園 (フローランテ宮崎)	宮崎市フェニックス 自然動物園管理(株)	H29 . 4. 1	～	R4. 3. 31	5年
宮崎市城の駅	特定非営利活動法人 ドンと佐土原まちおこし隊	H30 . 4. 1	～	R3. 3. 31	3年

宮崎市津倉市民農園	津倉地区自治会	H30 . 4. 1	～	R5. 3. 31	5年
宮崎市田野物産センター	(有) 田中漬物	H31 . 4. 1	～	R6. 3. 31	5年
宮崎市道の駅 田野総合案内施設	(有) 田中漬物	H31 . 4. 1	～	R6. 3. 31	5年
宮崎市高岡温泉 やすらぎの郷	宮交 ショップアンドレストラン(株)	H29 . 4. 1	～	R4. 3. 31	5年
宮崎市高岡交流プラザ	株式会社N P K	H31 . 4. 1	～	R6. 3. 31	5年
宮崎市道の駅高岡	株式会社 アグリデザイン高岡	H31 . 4. 1	～	R6. 3. 31	5年
宮崎市 内山農村研修センター	内山農村研修センター 管理組合	H31 . 4. 1	～	R6. 3. 31	5年
宮崎市交流プラザ きよたけ	株式会社四季の夢	H28 . 7. 1	～	R2. 3. 31	3年 9月
宮崎科学技術館	(公財) 宮崎文化振興協会	H29 . 4. 1	～	R2. 3. 31	3年
宮崎市きよたけ 児童クラブ施設	社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会	H28 . 4. 1	～	R3. 3. 31	5年
宮崎市きよたけ 児童文化センター	特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター	H28 . 4. 1	～	H31 . 3. 31	3年
大淀川学習館	(公財) 宮崎文化振興協会	H29 . 4. 1	～	R2. 3. 31	3年
みやざき歴史文化館 外2施設	(公財) 宮崎文化振興協会	H29 . 4. 1	～	R2. 3. 31	3年
宮崎市佐土原歴史資料館 (鶴松館、商家資料館 「旧 阪本家」)					
宮崎市 天ヶ城歴史民俗資料館					
宮崎市安井息軒記念館 (歴史資料館、茶室「香梅 庵」、安井息軒旧宅)	N P O法人 安井息軒顕彰会	H29 . 4. 1	～	R2. 3. 31	3年

4. 施設のあり方と指定管理者制度導入について

(1) 宮崎市における外部委託の推進

宮崎市では、「外部委託の推進に関する基本指針」（宮崎市行政改革推進本部：平成20年9月策定、平成30年10月改定）によると、法令の規定により公務員が実施すべきとされる業務や相当程度の裁量を行使することが必要な業務、市の行う統治作用に深く関わる業務について留意する点を挙げながらも、原則としてすべての業務について外部委託を検討することとしている。

また、外部委託のための判断基準として、以下の基準により総合的に判断することとしている。

- ア 市民サービスが維持又は向上すると見込まれるもの。
- イ 経費（人件費を含む）の縮減が見込まれるもの。
- ウ 事務処理効率の向上が見込まれるもの。
- エ 外部の高度な専門的知識や技術の効果的な活用が見込まれるもの。
- オ 行政責任が確保でき、市民の理解が得られるもの。
- カ 市民との協働により住民自治の充実が図られるもの。

さらに、この基本方針では、外部委託を推進するにあたっては、以下の流れに沿って検討を進めることとしている。

① 継続する必要性の検討（継続する必要があるか）

原則としてすべての事業（公の施設）について、今後も継続して実施する必要があるか検討を行う。社会情勢の変化等により市民のニーズがなくなっている等、継続して実施する必要のない事業（公の施設）は廃止する。

② 実施主体の検討（市が実施主体となる必要があるか）

継続して実施する必要があると認められた事業（公の施設）について、市がその実施主体となる必要があるか検討を行う。市が実施主体となる必要のない事業については、民営化や民間譲渡を検討します。

③ 実施手法の検討（市が実施主体となとしても職員が直接実施する必要があるか）

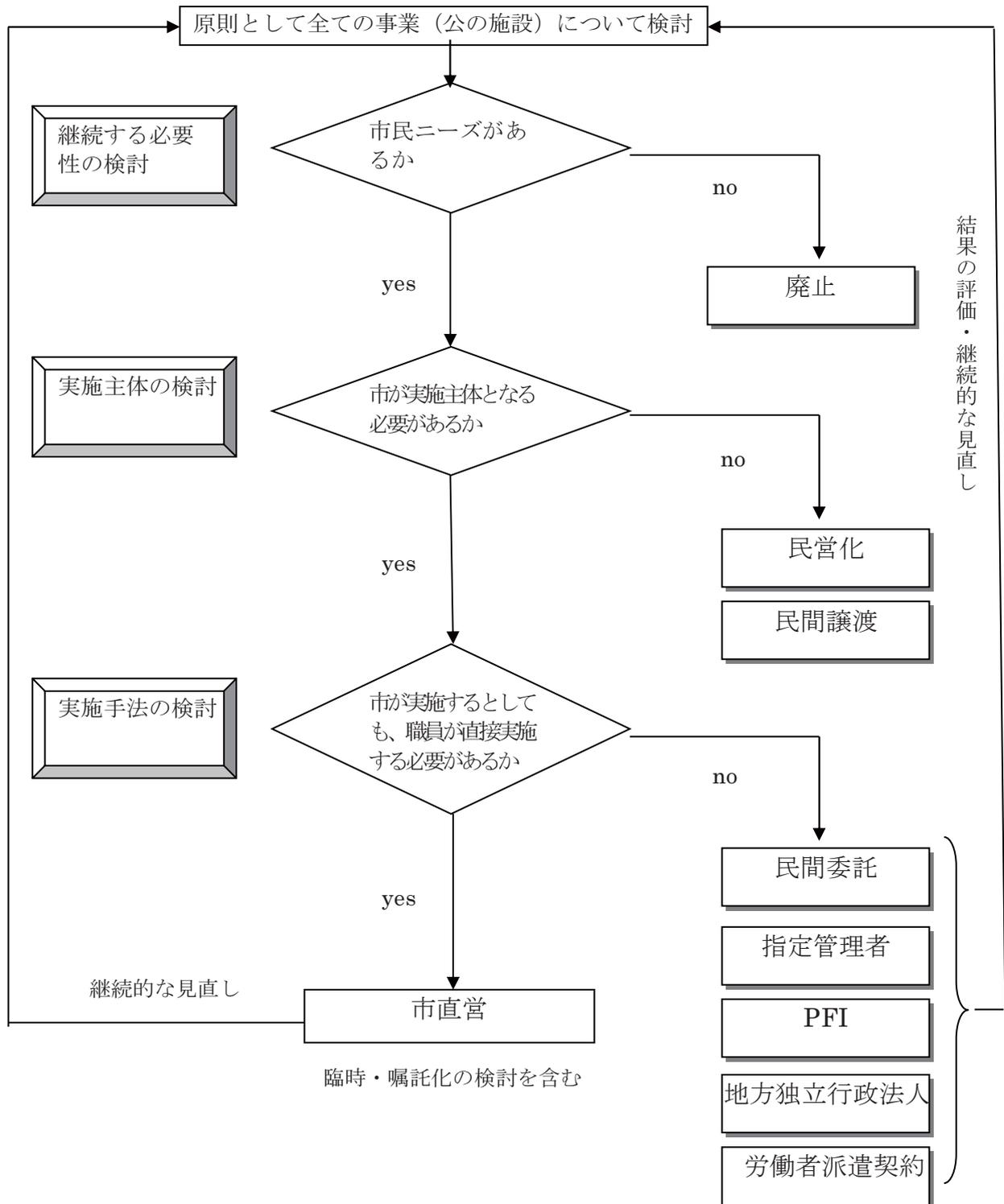
市が実施主体となる必要があると認められた事業（公の施設）について、職員が直接実施する必要があるか検討を行う。職員が直接実施する必要がない場合は、民間委託、指定管理者制度の活用、PFI手法の活用、地方独立行政法人制度の活用、労働者派遣契約の活用を検討する。

なお、職員が直接実施する必要性が明確ではない場合には、行政と民間事業者による官民競争入札（市場化テスト）により決定する方法もある。

④ 委託結果の評価

外部委託（委託契約や指定管理者制度の導入）をした事業（公の施設）について、契約期間（指定期間）が終了する前に、委託等が適切に行われたかを評価

し、評価を踏まえた継続的な見直しを行う。



(2) 公共施設に係る「総合評価」と「今後の経営の方向性」

また、宮崎市は将来にわたって、真に必要な公共施設サービスを提供するため、本市にとって最適な量の公共施設を保有すること（以下「総量の最適化」という）、長寿命化や維持管理費の縮減、使用料の適正化などによる費用対効果を高めること（以下「質の向上」という）、限られた経営資源の投資対象となる公共施設サービスを厳選し、経営資源を重点的に投資すること（以下「投資の厳選」という）を目的として、平成25年度から施設評価を実施している。

施設評価では、公共施設の定量的な要素（建物の劣化や利用、収支の状況など）をもとに基礎的な評価を実施した上で、定性的な要素（類似施設の有無や防災対策など）の分析を勘案し、「総合評価」を作成、「総合評価」に対する市民の意見を踏まえ、最終の評価としている。なお、取り巻く環境等の変化を勘案し、平成29年度から令和元年度までの3年間で2巡目の施設評価を実施している。

令和元年度は、これらの施設に係る「総合評価」及び「今後の経営の方向性」（将来にわたって適正な施設経営に取り組む利用用途ごとの指針）に加え、「令和元年度までにあり方を検討」の評価となっていた11施設の「総合評価」を作成した。それぞれの案に対する市民の意見を収集し、それを踏まえ、最終的な「総合評価」、「今後の経営の方向性」を決定している。

(3) 他の市区町村との比較からの検証

先の第2章I4記載の総務省が公表している、平成30年4月1日現在における各地方公共団体の指定管理者制度の導入状況等に関して調査した結果データに基づき、以下、質問項目ごとに宮崎市の回答を集計し、市区町村（指定都市を除く）全体と比較検討してみた。

①導入施設の状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 レクリエーション・スポーツ施設	38 (23.3%)	13,742 (22.2%)
2 産業振興施設	11 (6.7%)	6,234 (10.1%)
3 基盤施設	15 (9.2%)	17,420 (28.1%)
4 文教施設	60 (36.8%)	13,695 (22.1%)
5 社会福祉施設	39 (24.0%)	10,815 (17.5%)
合計	163 (100.0%)	61,906 (100.0%)

（コメント）宮崎市は市区町村（指定都市除く）全体の結果に比し、導入施設に占める割合としては文教施設、社会福祉施設が高く、産業振興施設、基盤施設が低い。

②指定管理者形態の状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 株式会社	27 (16.5%)	12,516 (20.2%)
2 特例民法法人、 一般社団・財団法人、 公益社団・財団法人等	21 (12.7%)	13,668 (22.1%)
3 地方公共団体	0 (0.0%)	86 (0.1%)
4 公共的団体	38 (23.2%)	10,320 (16.7%)
5 地縁による団体	48 (29.3%)	13,381 (21.6%)
6 特定非営利活動法人	7 (4.3%)	3,403 (5.5%)
7 1～6以外の団体	23 (14.0%)	8,532 (13.8%)
合計	164 (100.0%)	61,906 (100.0%)

(コメント) 宮崎市は市区町村(指定都市除く)全体の結果に比し、指定管理者形態として公共団体、地縁による団体の割合が高く、株式会社、特例民法法人等の割合が低い。

③指定管理者における管理の範囲の状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 当該施設を包括的に 管理している	157 (96.3%)	59,881 (97.6%)
2 当該施設の一部を 管理している	6 (3.7%)	1,483 (2.4%)
合計	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

(コメント) 宮崎市の指定管理者における管理の範囲は市区町村(指定都市除く)全体と同様、ほとんどの指定管理者が施設を包括的に管理している。

④指定管理者における業務の範囲の状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 施設の維持管理・ 設備操作	163 (100.0%)	60,745 (99.0%)
2 施設の予約・受付業務	0 (0.0%)	50,728 (82.7%)
3 施設の事業企画業務 (指定する業務内容 に関するもの)	0 (0.0%)	36,530 (59.5%)
4 裁量性のある 自主事業	0 (0.0%)	36,290 (59.1%)

(コメント) 宮崎市は指定管理者における業務の範囲をすべて施設の維持管理・設備操作としており、他の市区町村(指定都市除く)のように、施設の予約・受付業務のみとか施設の事業企画業務(指定する業務内容に関するもの)のみに限定した事業は実施していない。

5. 宮崎市における指定管理者制度の運用状況

(1) 指定管理者制度の運用状況の整備

宮崎市では、平成 15 年 9 月に地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）の施行を受け、「指定管理者制度」に円滑に対応するとともに効果的に運用していくため、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成 17 年条例第 1 号）及び「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」（平成 17 年施行、平成 21 年及び平成 22 年、平成 26 年、平成 28 年 5 月改訂）を作成している。

「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」の内容は次のとおりである。

宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、本市が設置する公の施設に係る指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第 2 条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、当該公の施設（以下「当該施設」という。）に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公募の手続をとる暇がないとき、当該施設の専門性又は地域性を勘案して適正な運営を確保するため公募を行う必要がないと認められるときその他公募を行わないことについて合理的な理由があると市長等が認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者に指定しようとする期間
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長等が定める期間内に、申請書に次に掲げる書類を添付して、市長等に提出しなければならない。

- (1) 団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- (2) 当該施設の管理に係る事業計画書
- (3) 当該施設の管理に係る収支予算書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、指定管理者の候補となる団体を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

- (1) 事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること。
- (5) 各号に掲げるもののほか、市長等が当該施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

(指定等の告示)

第5条 市長等は、前条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第6条 第4条の規定により指定管理者の指定を受けた団体は、その指定の期間の開始前に、市長等と当該施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該施設の管理に要する費用に関する事項
- (2) 当該施設の管理体制
- (3) 当該施設の利用者の安全管理体制
- (4) 当該施設において事故等が発生した場合における措置に関する事項
- (5) 事業報告書に記載すべき事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に係る事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(原状回復)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなった公の施設の施設又は設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第9条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長等の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針

1 すべての公の施設における導入の検討

現在、市が直営で管理運営を行っている施設及び新たに設置するすべての公の施設について、学校教育法等の個別法の規定により、指定管理者制度がとれないものを除き、所管課において指定管理者制度の導入について検討を行う。

その際、既存の施設については、施設の廃止、統合、譲渡も含めた幅広い検討を行うものとする。

2 業務の範囲について

指定管理者が行う業務の具体的範囲については、所管課において検討した上で、個別の設置条例で規定する。今回の指定管理者制度の導入により、指定管理者は、施設の利用許可を行うことができるようになったが、施設の目的や態様等に応じて、効率的に運営するために必要な場合は、積極的に利用許可の権限を付与していく。

3 条例の規定の整備

指定管理者制度を導入する場合は、指定管理者制度を適用する旨の規定のほか、次の事項を定めなければならない。各施設に共通する事項である(1)及び(2)については、宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第1号。以下「手続条例」という。）に基づくものとし、(3)及び(4)の規定については施設ごとに異なるので、個別の設置条例に盛り込むこととする。

- (1) 指定の手続（申請の方法、選定基準、事業計画の提出等）
- (2) 個人情報保護
- (3) 業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、利用許可の権限の付与）
- (4) 管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件）

4 管理運営に係る経費について

(1) 指定管理料

指定管理料については、適切な積算のもと、指定管理者の自立的な経営努力を尊重し、モチベーションの高揚を図るため、原則精算しないこととし、その具体的な額及び支払方法については、年度協定で定める。

(2) 利用料金

指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくし、また、市及び指定管理者双方の会計事務の効率化を図るため、利用料金制の積極的な導入を検討する。

5 事業者の選定

(1) 候補者の募集

指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の募集は、手続条例を踏まえ、原則として公募とする。ただし、次項に掲げる要件に該当すると認められる場合は、公募によらずに候補者を選定することができるものとする。

募集を公募とするか非公募とするかは、各部局に設ける「指定管理者候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）において決定するものとする。

公募を行う場合は、募集期間を定め、あらかじめ、施設の概要、応募の資格、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲、指定の期間（予定）、選定基準その他の情報を提供する。

公募の実施は、告示をするとともに、市広報やホームページへの掲載その他適切な方法で告知する。

(2) 非公募の要件

公募によらずに候補者を選定することができる要件は次のとおりとする。

- ① 施設管理上、緊急に指定管理者を指定しなければ、著しく公益が損なわれる恐れがあると認められる場合
- ② 専門的かつ高度な技術、ノウハウなどを有する特定の団体を指定することが適切な施設の管理運営に資すると認められる場合
- ③ 地域住民が専ら使用するような地域との結びつきが強い施設で、地域の団体等による管理が効率的であり、かつ住民主体のまちづくりの推進が期待できる場合
- ④ P F I 事業において P F I 事業者を指定管理者に指定する場合
- ⑤ 複合施設等において、隣接施設の管理者等を選定し、一体的に運

営することが適切な施設の管理運営に資すると認められる場合

⑥ 近い将来、施設の廃止や大規模改修、民営化等が予定され、1年を超える指定期間の設定が困難である場合

⑦ その他公募を行わないことについて合理的な理由があると認められる場合

(3) 選定基準

各施設に共通する選定基準は、次のとおりとする。

- ・住民の平等利用が確保されること。
- ・事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- ・事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

このほか、施設の特性により、個別に必要な選定基準を設けるものとする。

(4) 選定方法

候補者の選定は、公募であるか非公募であるかを問わず、事業者から提出される事業計画書等に基づき、選定基準等に照らして最も適切な管理を行うことができると認められる者を総合的に判断して選定する。

この場合、あらかじめ一定の基準点（最低点）を設けておき、公募であるか非公募であるかを問わず、当該基準点を満たさないときは、選定しないものとする。

手続の公平性・透明性を担保するため、選定作業は、委員会において行う。委員会は、市職員のほか、専門的な意見や外部の意見を反映させるため、外部委員（委員の半数以上とする。）を置くものとする。

(5) 選定する際の留意点

選定する際には、下記の点に留意して評価を行うものとする。

- ・経費の縮減については、新たなアイデアや技術等の導入によるものを評価するものとし、指定管理者のもとで働く労働者（下請けを含む）の賃金の単純な切り下げについては、評価の対象としない。
- ・公の施設は、あくまでも市の施設であることから、管理運営に当たり、行政との連携が緊密に図られていることを念頭に評価するものとする。

(6) 選定結果

候補者の選定結果は、公募であるか非公募であるかを問わず、選定理由等とあわせて、ホームページで速やかに公表する。

6 指定の期間

指定の期間については、施設の目的や実情等を総合的に勘案し、3～5年を標準とする。ただし、施設の性格や特別の事情がある場合は、相当期間とすることができる。

7 協定の締結

(1) 協定事項

市と指定管理者とが協議で定める事項は、おおむね次のとおりとする。

- ・委託料の額及び支払方法
- ・事業報告書の提出期限
- ・施設内の物品の所有権の帰属
- ・指定管理者の管理体制
- ・利用者の安全管理体制
- ・事故発生に係る関係者の責任と改善策について
(連絡体制、再発防止に関すること、損害賠償に関すること)
- ・その他必要な事項

(2) 事業報告書

事業報告書には、おおむね次の事項を記載させることとする。

- ・管理業務の実施状況
- ・住民による利用状況（利用者数、使用拒否等の件数・理由等）
- ・利用料金（使用料）収入の実績、管理に要した経費等の収支の状況
- ・その他必要な事項

8 事業の評価・検証

施設の所管課長は、施設の適切な管理運営を確保するために、「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」（平成26年5月20日伺い定め）に基づき、指定管理者の管理業務を評価・検証する。

9 指定管理者に対する管理監督

施設の所管課長は、前項の評価・検証等に基づき、必要な指示を行う。

指定管理者がこの指示に従わないときその他指定管理者による管理の継続が不相当であると認められるときは、指定の取消し、業務の停止命令の措置を検討する。

(2) 他の市区町村との比較からの検証

ここでも、先の第2章I4記載の総務省が公表している、平成30年4月1日現在における各地方公共団体の指定管理者制度の導入状況等に関して調査した結果データに基づき、以下、質問項目ごとに宮崎市の回答を集計し、市区町村（指定都市を除く）全体と比較検討してみた。

①指定管理者における利用料金制の採用状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
利用料金制を採用（一部利用料金制も含む。）	25（15.3%）	33,247（54.2%）
指定管理者導入施設数	163（100.0%）	61,364（100.0%）

（コメント）宮崎市は市区町村（指定都市除く）全体に比し、利用料金制を採用（一部利用料金制も含む。）している施設の割合が低い。

②債務負担行為の設定状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 設定している	163（100.0%）	34,849（56.8%）
2 設定していない	0（0.0%）	26,515（43.2%）
合計	163（100.0%）	61,364（100.0%）

（コメント）宮崎市は100%債務負担行為の設定をしている。

③-①指定管理者制度導入施設の指定期間別状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1年	0（0.0%）	492（0.8%）
2年	1（0.6%）	577（0.9%）
3年	14（8.6%）	10,334（16.8%）
4年	1（0.6%）	2,554（4.2%）
5年	145（89.0%）	43,297（70.6%）
6年	0（0.0%）	315（0.5%）
7年	0（0.0%）	164（0.3%）
8年	0（0.0%）	74（0.1%）
9年	0（0.0%）	56（0.1%）
10年以上	2（1.2%）	3,501（5.7%）
合計	163（100.0%）	61,364（100.0%）

（コメント）宮崎市の指定管理者における指定期間は市区町村（指定都市除く）全体と同様、5年間が多くなっている。

③-②指定期間の変更状況

区分	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 前回の指定期間よりも短い	5 (3.1%)	2,363 (3.9%)
2 前回の指定期間と同じ	113 (69.3%)	43,666 (71.2%)
3 前回の指定期間よりも長い	36 (22.1%)	8,927 (14.5%)
4 今回が1回目の指定	9 (5.5%)	6,408 (10.4%)
合計	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

(コメント) 宮崎市の指定管理者における指定期間は市区町村(指定都市除く)全体と同様、ほぼ7割が前回の指定期間と同じであるが、約2割が前回の指定期間より長くなっている。

④-①指定管理者の選定手続別状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	95	12,311
2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	0	12,124
3 公募により候補者を募集(1・2以外)	0	3,140
(小計) 公募により候補者を募集	95 (58.3%)	27,575 (44.9%)
4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	68 (41.7%)	31,135 (50.7%)
5 1～4以外の方法により選定	0 (0.0%)	2,654 (4.3%)
合計	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

(コメント) 宮崎市の指定管理者は6割近くが公募により候補者を募集している。

④-②施設ごとの具体的な選定手続の事前公表状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 事前公表している	163 (100.0%)	34,339 (56.0%)
2 事前公表していない	0 (0.0%)	27,025 (44.0%)
合計	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

(コメント) 市区町村(指定都市除く)全体では半数しか事前公表していないが、宮崎市は100%事前公表している。

④-③施設ごとの具体的な選定基準の事前公表状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 事前公表している (A) (A/G%)	163 (100.0%)	32,895 (53.6%)
2 事前公表していない (D) (D/G%)	0 (0.0%)	28,469 (46.4%)
合計	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

(コメント) 市区町村(指定都市除く)全体では半数しか事前公表していないが、宮崎市は100%事前公表している。

④-④選定基準の内容

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 施設の平等な利用の 確保に関すること (A) (A/F%)	163 (100.0%)	29,916 (90.9%)
2 施設のサービス向上 に関すること (B) (B/F%)	163 (100.0%)	31,664 (96.3%)
3 施設の管理経費の節 減に関すること (C) (C/F%)	163 (100.0%)	31,057 (94.4%)
4 団体の業務遂行能力 に関すること (D) (D/F%)	163 (100.0%)	30,841 (93.8%)
5 その他 (E) (E/F%)	163 (100.0%)	29,830 (90.7%)
選定基準を事前公表して いる施設数 (F)	163 (—)	32,895 (—)

(コメント) 宮崎市は、必要な選定基準の内容がすべて事前公表されている。

④-⑤指定管理者の選定理由の公表状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 公表している	163 (100.0%)	33,535 (54.6%)
2 公表していない	0 (0.0%)	27,829 (45.4%)
合計	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

(コメント) 市区町村(指定都市除く)全体では半数しか指定管理者の選定理由を公表していないが、宮崎市は100%公表している。

6. 宮崎市における指定管理者制度のモニタリング

(1) 指定管理者制度のモニタリングの整備

宮崎市は、指定管理者による管理運営が、公の施設の設置目的を達成しつつ、管理運営経費の節減、管理運営の効率化、さらに民間事業者のノウハウをいかした市民サービスの向上が安定的に図られているかを包括的に評価・検証することを目的として、指定管理者により管理を行う全ての公の施設においてモニタリングを実施することとし、以下、『宮崎市指定管理者に係るモニタリング指針』を設けている。

宮崎市指定管理者に係るモニタリング指針（令和元年11月改定：抜粋）

1 モニタリングの意義

(1) モニタリングの定義

この指針において、「モニタリング」とは、市において、指定管理者による公の施設の管理運営が協定に従い適正に実施されているか、所期の市民サービスを継続的に提供することが可能かを確認する行為をいいます。

(2) モニタリングの目的

指定管理者制度の導入により、公の施設の管理運営を指定管理者に委ねたとしても、公の施設は、市が設置する施設である以上、市には当該施設の機能が適切に維持され、その設置目的を達成しているかを把握する責任があります。

また、指定管理者による管理運営には、公の施設がその設置目的を達成しつつ、管理運営経費の節減、管理運営の効率化、さらに民間事業者のノウハウをいかした市民サービスの向上が安定的に図られること等が期待されます。以上のことを包括的に評価・検証することを目的として、指定管理者により管理を行う全ての公の施設においてモニタリングを実施します。

2 モニタリングの実施にあたっての基本的な考え方

(1) 実施主体

モニタリングの実施主体は、指定管理者制度を導入する公の施設所管課とします。ただし、利用者からの意見聴取の実施にあたって、その集計・評価を除く意見収集等を指定管理者に行わせることは妨げません。

なお、この場合、過度に指定管理者の負担とならないよう配慮し、必要に応じて指定管理者と協議の上、協定書・業務仕様書等で役割分担を明確にするものとします。

(2) 実施内容

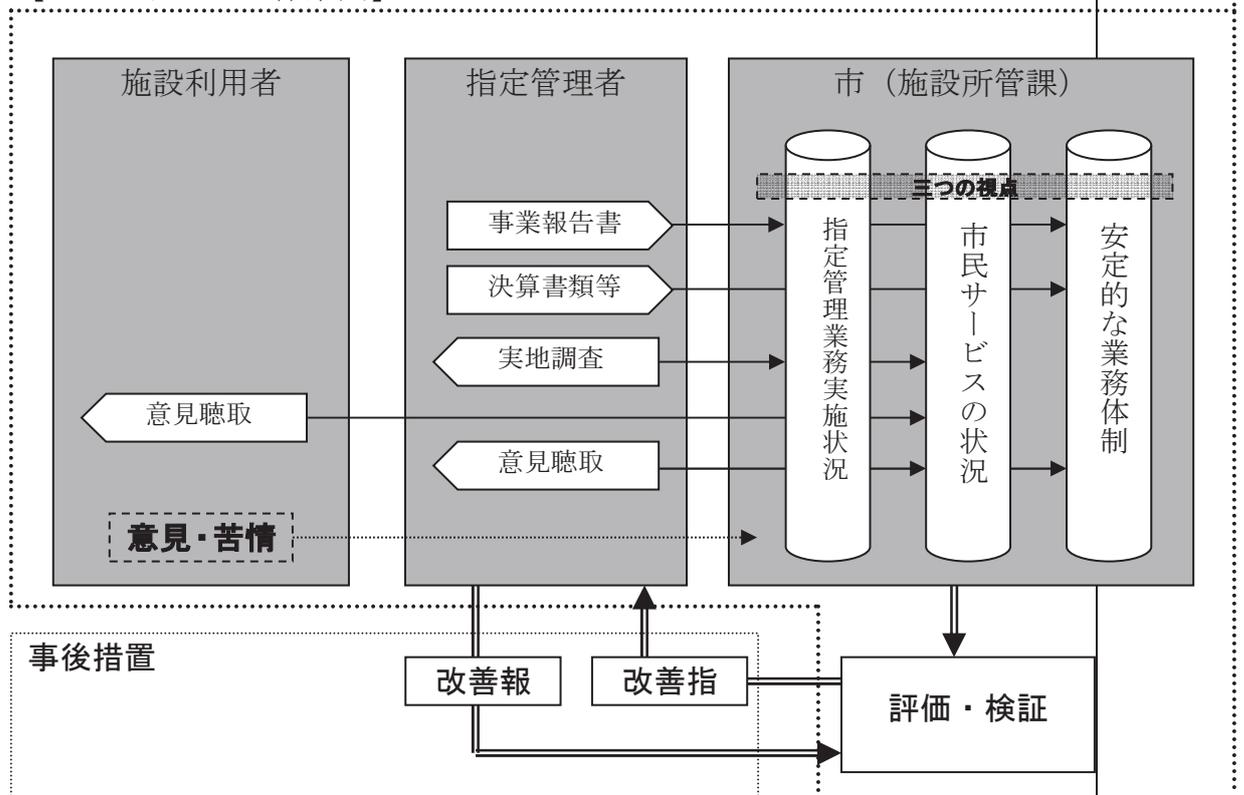
モニタリングの実施内容は、①指定管理業務実施状況、②市民サービスの状況、③安定的な業務体制、の三つの視点に基づく確認を基本とし、後述のモニタリング手法により行います。

(3) 実施頻度

モニタリングは、指定管理者が行う公の施設の管理状況の把握からその評価、改善までを一体的に行って初めてその効果を得られるものであり、指定管理者から提出される年度ごとの事業報告書に基づき、少なくとも年一回は実施する必要があります。

また、モニタリング手法の一つである施設の実地調査や、利用者の意見聴取等については適宜行うものとしますが、この際、市、指定管理者双方に時間や費用が過度の負担とならないよう留意してください。

【モニタリングの体系図】



3 モニタリングの手法

モニタリングは、以下の手法により行います。ただし、以下の全てを実施しなければならないものではなく、公の施設の設置目的や指定管理者である団体の性質及び管理運営の状況等を考慮し、必要に応じて指定管理者と協議の上で、施設所管課がモニタリングの具体的な手法を定めるものとします。また、モニタリング手法はこの指針に規定する内容に限られるものではなく、既に施設所管課において実施されている評価手法や、他に当該公の施設の管理運営状況を把握するために有効な手法があるときは、施設所管課において積極的に実施するものとします。

(1) 事業報告書の確認（年次）

市が、指定管理者による当該施設の管理状況や、住民利用の状況等の管理の実態を把握し、必要な措置をとるために、指定管理者は、市に対し毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関する事業報告書を提出しなければなりません（地方自治法第244条の2第7項）。

事業報告書の記載事項は「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」（平成17年2月策定）に基づくものとし、記載事項の詳細、様式、提出時期及び方法は、当該公の施設の設置目的・事業、指定管理者である団体の性質及び管理運営の状況等を考慮し、必要に応じて指定管理者と協議の上で、施設所管課が定めるものとします。

施設所管課は、指定管理者による事業報告書の提出があったときは、当初の事業計画書との整合がとられているかを確認するとともに、その内容を精査し、必要に応じて指定管理者に資料の追加提出、又は説明を求め、管理運営状況を把握しなければなりません。

【参考：宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針（抜粋）】

9 事業の検証

施設の所管課長は、前項の管理監督の結果や事業報告書等をもとに、毎年度、事業の評価を行い、制度導入の効果を検証する。事業報告書には、おおむね次の事項を記載させることとする。

- ・管理業務の実施状況
- ・住民による利用状況（利用者数、使用拒否等の件数・理由等）
- ・利用料金収入の実績、管理に要した経費等の収支の状況
- ・その他必要な事項

(2) 決算書等の確認 (年次・月次)

施設所管課は、指定管理者が指定の期間にわたって安定的に施設の管理運営を継続することが可能であるかを確認するため、指定管理業務に関する収支の状況を把握し、問題点がある場合には、これを早期に発見するよう努めなければなりません。具体的には、指定管理者が提出した事業報告書・業務報告書(月報)等に記載される収支状況を精査し、収支予算書と乖離していないか、効率的な管理運営となっているか等を確認するものとします。

また、指定管理者である団体本体の財務状況の悪化により管理運営が困難になる場合があることから、指定管理者の財務状況が管理運営を継続することができる状態にあるかを確認するため、指定管理に係る基本協定書において、指定管理業務の収支報告とは別に当該年度の団体の財務状況の報告を求め、その健全性を調査し、又は財務状況の悪化により管理運営の継続に支障が生じるおそれがあるときは速やかに報告することを義務付けています。

【参考：指定管理者の管理運営に関する基本協定書(標準例) 抜粋】

(決算書等の提出)

第22条 指定管理者は、自己の各事業年度の決算が確定したときは、速やかに法人の決算書及び関係書類(法人でない場合にはこれに準ずる書類)を市に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に管理業務に係る事業報告書を市に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

(4) 管理業務の実施に係る収支決算

【参考：決算書等の主な財務比率チェックポイント】

① 固定比率 = 固定資産 / 自己資本(純資産) × 100

固定資産をどの程度自己資本でまかなっているかを示す指標です。比率が低いほど返済義務のない自己資本での調達ウェイトが高く、安全性が高いと判断されます。現実には自己資本のみで固定資産をまかなうことは困難であるため、この場合には自己資本と固定負債の合計額の範囲内で固定資産を保有しているかどうかを確認する必要があります。

② 流動比率 = 流動資産 / 流動負債 × 100

企業の短期的な支払能力を示す指標です。流動負債は1年以内に支払いを要するものであるため、その年の負債をどの程度余裕を持って支払っていくことができるかが分かります。

③ 自己資本比率 = 自己資本（純資産）／総資産×100

総資産のうち、どの程度が自己資本でまかなわれているかの指標です。自己資本比率が高いほど倒産する可能性は低いと言え、企業の経営基盤の安定性、健全性が判断できます。

④ 売上高経常利益率 = 経常利益／売上高×100

企業に投下された総資産からどれだけの利益を生み出したかを示す指標で、総合的な収益力を表します。

（３） 実地調査（随時）

施設所管課は、定期的に、又は必要に応じて施設に赴き、施設運営の状況や、利用者等への対応状況、施設の維持管理状況等を直接確認するものとします。

この際、別紙1「実地調査確認シート」によって確認を行い、実地目視確認の結果、何らかの問題があるとされた項目について、指定管理者の責任において対応すべきものは速やかに対策を講じるよう指示することとします。

（４） 利用者からの意見聴取（随時）

施設所管課は、指定管理者の質とサービスの向上及び施設の設置目的の達成を図るため、施設における指定管理者の接客対応、施設・設備の維持の状況、施設利用者への使用条件や使用申込方法の周知の状況、指定管理者が実施する自主事業等に関し、利用者・利用団体・地域住民その他の市民等の意見や要望を聴取する機会を設け、施設に対する意見や要望を積極的に把握するよう努めるものとします。

具体的な意見聴取の実施内容・方法等については、アンケート、意見箱の設置、モニター委嘱、聴取調査などが考えられますが、施設所管課が直接行うか、指定管理者に行わせるかを含め、指定管理者と協議の上、施設所管課が定めます。

なお、指定管理者に意見聴取を行わせた場合であっても、意見の集計・評価については必ず施設所管課が実施してください。施設所管課は、意見聴取の結果について分析し、必要に応じて指定管理者と協議の上、その対応を検討し、施設の管理運営に反映させるものとします。

（５） 指定管理者からの意見聴取（随時）

施設の管理運営の円滑な実施と品質向上を図るため、施設所管課は、指定管理者から施設の運営改善に向けた意見等（利用促進・サービス向上のための改善方策、管理・運営にあたっての問題点、目標の達成度）を聴取し、必

要に応じて定期連絡の機会を設けるなど、施設の管理の実態を把握するとともに、情報交換や業務の調整を図るものとします。

(6) 指定管理者の評価（年次）

施設所管課は、毎年度終了後、事業報告書の提出を受けた後に、当該年度の指定管理者による管理運営状況を総括し、事業報告書及びモニタリングの結果を踏まえ、指定管理者が法令・協定書・業務仕様書を遵守し、事業計画書・収支予算書に沿って、効果的な施設の管理運営を行っていたかを別紙2「指定管理者モニタリングチェックシート」（以下「チェックシート」）を用いて評価するものとします。

また、複数施設で一括して協定を締結している場合は、別紙3「指定管理者モニタリングチェックシート」（複数施設用）を用いて評価するものとします。

4 モニタリングに基づく措置

(1) 指定管理者に対する必要な改善の指示

施設所管課は、指定管理者による事業報告書及びモニタリングの結果、指定管理者による管理運営が必要な水準に達していない事項があるときは、口頭又は文書により指定管理者に改善の措置を講じるように指示を行うものとします（地方自治法第244条の2第10項、基本方針8参照）。

この場合、指示すべき事項が重大であるとき、又は改善に時間を要する事項であるときは、指定管理者に改善計画書を提出させるものとします。

また、施設所管課は、改善を指示した結果、指定管理者による管理運営が適正に改善されたか否かを確認するものとします。

(2) 指定管理者の指定の取消し等

市は、必要な改善の指示を行ったにもかかわらず、指定管理者がこれに従わないとき、又は当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます（法244条の2第11項、基本方針8参照）。

指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者が法の規定に違反した場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化した場合等、公の施設の適正な管理に重大な支障が生じるおそれがある場合等が考えられます。

5 モニタリングの公表について

施設所管課は毎年、別紙 4「指定管理者モニタリングレポート」または別紙 5「指定管理者モニタリングレポート」（複数施設用）の作成を行い資産経営課に提出し、資産経営課が公表するものとします。

モニタリング実施の年間スケジュール

主体 時期※1	(X-1)年度分		X年度分	
	指定管理者	施設所管課	指定管理者	施設所管課
(X-1)年4月 ～X年3月		<ul style="list-style-type: none"> ●実地調査(随時) ●利用者の意見聴取(随時) ●指定管理者からの意見聴取(随時) 		
X年3月		○実地調査確認シートの作成・提出	●X年度事業計画書の提出	●事業計画書との整合確認
X年4月 ～5月	●X-1年度事業報告書の提出			
X年4月 ～(X+1)年3月				<ul style="list-style-type: none"> ●実地調査(随時) ●利用者の意見聴取(随時) ●指定管理者からの意見聴取(随時)
指定管理者の決算確定後※2	●X-1年度期決算書類等の提出	○モニタリングチェックシートの作成		
X年9月		○モニタリングチェックシートの提出		
(X+1)年3月				○実地調査確認シートの作成・提出
(X+1)年4月 ～5月			●X年度事業報告書の提出	
指定管理者の決算確定後※2			●X年度期決算書類等の提出	○モニタリングチェックシートの作成
(X+1)年9月				○モニタリングチェックシートの提出

(2) 第三者によるモニタリング

宮崎市は、令和元年度より、指定管理者制度導入施設の管理運営やサービス等が適正かつ効率的に提供されているかを第三者の立場から検証し、市や指定管理者へ意見を付すことで、施設運営の効率化と利用者の利便性向上を図っていくために、宮崎市指定管理第三者評価委員会を設置している。

委員会の委員は、学識経験のある者、関係機関、団体等の代表者又は推薦を受けた者、市長等が必要と認める者とされ3人以内で組織される。

委員会は、①指定管理者による公の施設の管理運営の実施状況に関する事、②宮崎市指定管理にかかるモニタリング指針にもとづくモニタリングの実施状況に関する事、③その他市長が必要と認める事項について協議することとされ、結果を市長に報告することとなっている。

初年度である令和元年度は、大学教授、税理士、社会保険労務士の3名が委員となり、宮崎アートセンター、宮崎市自然休養村センター、宮崎市城の駅の3施設を評価している。

(3) 他の市区町村との比較からの検証

ここでも、先の第2章I4記載の総務省が公表している、平成30年4月1日現在における各地方公共団体の指定管理者制度の導入状況等に関して調査した結果データに基づき、以下、質問項目ごとに宮崎市の回答を集計し、市区町村（指定都市を除く）全体と比較検討してみた。

①指定管理者の評価の実施状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
評価を実施している施設数(A) (A/C%)	163 (100.0%)	46,765 (76.2%)
うち公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入(B) (B/C%)	0 (0.0%)	13,087 (21.3%)
指定管理者制度導入施設数(C)	163 (—)	61,364 (—)

(コメント) 市区町村（指定都市除く）全体では約2割が指定管理者の評価を実施していないが、宮崎市は100%実施している。

②リスク分担

②-①施設の種別に応じた必要な体制に関する事項の協定等への記載状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	0 (0.0%)	40,270 (65.6%)
2 選定時にのみ示している	163 (100.0%)	6,166 (10.0%)
3 協定等にのみ記載している	0 (0.0%)	6,780 (11.0%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	0 (0.0%)	8,148 (13.3%)
合計	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

(コメント) 市区町村(指定都市除く)全体では、半数以上の施設が施設の種別に応じた必要な体制に関する事項を選定時に示し、かつ、協定等にも記載しているが、宮崎市はすべて選定時にのみ示している。

②-②地方公共団体への損害賠償に関する事項の協定等への記載状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	163 (100.0%)	39,716 (64.7%)
2 選定時にのみ示している	0 (0.0%)	1,490 (2.4%)
3 協定等にのみ記載している	0 (0.0%)	17,053 (27.8%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	0 (0.0%)	3,105 (5.1%)
合計	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

(コメント) 地方公共団体への損害賠償に関する事項の協定等への記載状況については、市区町村(指定都市除く)全体では、選定時に示している、かつ、協定等に記載しているが約6割であるのに対し、宮崎市は100%である。

②-③利用者への損害賠償に関する事項の協定等への記載状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	163 (100.0%)	41,747 (68.0%)
2 選定時にのみ示している	0 (0.0%)	1,098 (1.8%)

3 協定等にのみ記載している	0 (0.0%)	14,791 (24.1%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	0 (0.0%)	3,728 (6.1%)
合計	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

(コメント) 利用者への損害賠償に関する事項の協定等への記載状況については、市区町村(指定都市除く)全体では、選定時に示している、かつ、協定等に記載しているが約7割であるのに対し、宮崎市は100%である。

②-④施設の修繕に関する事項の協定等への記載状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	163 (100.0%)	45,133 (73.5%)
2 選定時にのみ示している	0 (0.0%)	1,244 (2.0%)
3 協定等にのみ記載している	0 (0.0%)	13,475 (22.0%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	0 (0.0%)	1,512 (2.5%)
合計	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

(コメント) 施設の修繕に関する事項の協定等への記載状況については、市区町村(指定都市除く)全体では、選定時に示している、かつ、協定等に記載しているが約7割であるのに対し、宮崎市は100%である。

②-⑤備品に関する事項の協定等への記載状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	163 (100.0%)	41,638 (67.9%)
2 選定時にのみ示している	0 (0.0%)	1,913 (3.1%)
3 協定等にのみ記載している	0 (0.0%)	12,851 (20.9%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	0 (0.0%)	4,962 (8.1%)
合計	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

(コメント) 備品に関する事項の協定等への記載状況については、市区町村(指定都市除く)全体では、選定時に示している、かつ、協定等に記載しているが約7割であるのに対し、宮崎市は100%である。

②-⑥緊急時の対応に関する事項の協定等への記載状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	0 (0.0%)	40,641 (66.2%)
2 選定時にのみ示している	0 (0.0%)	2,168 (3.5%)
3 協定等にのみ記載している	163 (100.0%)	13,366 (21.8%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	0 (0.0%)	5,189 (8.5%)
合計	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

(コメント) 緊急時の対応に関する事項の協定等への記載状況については、市区町村(指定都市除く)全体では、選定時に示している、かつ、協定等に記載しているが約7割であるのに対し、宮崎市はすべての施設において協定等にのみ記載している。

②-⑦大規模災害等発生時の役割分担の協定等への記載状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 条例・地域防災計画に記載している	0 (0.0%)	10,090 (16.4%)
2 選定時に示している	0 (0.0%)	13,217 (21.5%)
3 協定等に記載している	163 (100.0%)	25,022 (40.8%)
4 条例・地域防災計画に記載せず、選定時に示さず、協定等にも記載していない	0 (0.0%)	26,234 (42.8%)
指定管理者制度導入施設数	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

※ 複数回答可

(コメント) 大規模災害等発生時の役割分担の協定等への記載状況については、市区町村(指定都市除く)全体では、約4割が協定等に記載しているか条例・地域防災計画に記載せず、選定時に示さず、協定等にも記載していないのに対し、宮崎市はすべての施設において協定等に記載している。

②-⑧大規模災害等発生時の費用負担の協定等への記載状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 条例・地域防災計画に記載している	0 (0.0%)	2,259 (3.7%)
2 選定時に示している	0 (0.0%)	14,647 (23.9%)
3 協定等に記載している	163 (100.0%)	28,632 (46.7%)
4 条例・地域防災計画に記載せず、選定時に示さず、協定等にも記載していない	0 (0.0%)	27,472 (44.8%)
指定管理者制度導入施設数	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

※ 複数回答可

(コメント) 大規模災害等発生時の費用負担の協定等への記載状況については、市区町村(指定都市除く)全体では、約4割が協定等に記載しているか条例・地域防災計画に記載せず、選定時に示さず、協定等にも記載していないのに対し、宮崎市はすべての施設において協定等に記載している。

③労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定の協定等への記載状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	163 (100.0%)	27,500 (44.8%)
2 選定時にのみ示している	0 (0.0%)	5,870 (9.6%)
3 協定等にのみ記載している	0 (0.0%)	5,183 (8.4%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	0 (0.0%)	22,811 (37.2%)
合計	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

(コメント) 労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定の協定等への記載状況については、市区町村(指定都市除く)全体では、約4割が選定時に示している、かつ、協定等に記載している、または選定時に示さず、協定書等にも記載していないのに対し、宮崎市はすべての施設において選定時に示している、かつ、協定等に記載している。

④個人情報の保護への配慮規定の協定等への記載状況

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	163 (100.0%)	47,087 (76.7%)
2 選定時にのみ示している	0 (0.0%)	843 (1.4%)
3 協定等にのみ記載している	0 (0.0%)	11,290 (18.4%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	0 (0.0%)	2,144 (3.5%)
合計	163 (100.0%)	61,364 (100.0%)

(コメント) 個人情報の保護への配慮規定の協定等への記載状況については、選定時に示している、かつ、協定等に記載しているが、市区町村(指定都市除く)全体では約8割であるのに対し、宮崎市は100%である。

⑤指定の取消し等(期間:平成27年4月2日~平成30年4月1日)

⑤-①指定管理者の指定取消等の事例

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 指定管理者の指定を取り消した事例	0 (0.0%)	593 (23.9%)
2 期間を定めて管理の業務の停止を行った事例	0 (0.0%)	43 (1.7%)
3 指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた事例	20 (100.0%)	1,846 (74.4%)
合計	20 (100.0%)	2,482 (100.0%)

(コメント) 指定管理者の指定取消等の事例については、指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた事例が市区町村(指定都市除く)全体では1,846施設(74.4%)あったのに対し、宮崎市は20施設(100%)あった。宮崎市では指定管理者の指定を取り消した事例はなかった。

⑤-②指定管理者の指定を取り消した理由

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 費用対効果・サービス水準の検証の結果	0 (0.0%)	13 (2.2%)
2 指定管理者の経営困難等による撤退(指定返上)	0 (0.0%)	90 (15.2%)
指定管理者の業務不履行	0 (0.0%)	3 (0.5%)
指定管理者の不正事件	0 (0.0%)	9 (1.5%)
指定管理者の合併・解散	0 (0.0%)	80 (13.5%)
施設の休止・廃止	0 (0.0%)	212 (35.8%)
施設の再編・統合	0 (0.0%)	40 (6.7%)
施設の民間等への譲渡	0 (0.0%)	92 (15.5%)
施設の民間等への貸与	0 (0.0%)	14 (2.4%)
応募要件不備・不選定	0 (0.0%)	0 (0.0%)
協定締結のための協議不調	0 (0.0%)	1 (0.2%)
その他	0 (0.0%)	39 (6.5%)
合計	0 (0.0%)	593 (100.0%)

⑤-③指定管理者の指定を取り消した後の管理

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
直営(業務委託を含む)	0 (0.0%)	121 (20.4%)
休止	0 (0.0%)	43 (7.3%)
統合・廃止(民間等への譲渡・貸与を含む)	0 (0.0%)	315 (53.1%)
再指定(直営ののち再指定を含む)	0 (0.0%)	86 (14.5%)
その他	0 (0.0%)	28 (4.7%)
合計	0 (0.0%)	593 (100.0%)

⑤-④期間を定めて管理の業務の停止を行った理由

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
指定管理者の業務不履行	0 (0.0%)	0 (0.0%)
施設の休止・廃止	0 (0.0%)	22 (51.2%)
その他	0 (0.0%)	21 (48.8%)
合計	0 (0.0%)	43 (100.0%)

⑤-⑤期間を定めて管理の業務を停止している間の管理

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
直営(業務委託を含む)	0(0.0%)	12(27.9%)
休止	0(0.0%)	30(69.8%)
その他	0(0.0%)	1(2.3%)
合計	0(0.0%)	43(100.0%)

⑤-⑥指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた理由

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
費用対効果・サービス水準の検証の結果	0(0.0%)	276(15.0%)
指定管理者の経営困難等による撤退(指定返上)	0(0.0%)	51(2.8%)
指定管理者の合併・解散	0(0.0%)	14(0.8%)
施設の休止・廃止	6(30.0%)	560(30.3%)
施設の再編・統合	0(0.0%)	62(3.4%)
施設の民間等への譲渡	14(70.0%)	383(20.7%)
施設の民間等への貸与	0(0.0%)	119(6.4%)
公営住宅法に基づく管理代行制度への移行	0(0.0%)	0(0.0%)
公募への応募なし	0(0.0%)	34(1.8%)
公募要件不備・不選定	0(0.0%)	9(0.5%)
議会の不同意	0(0.0%)	24(1.3%)
協定締結のための協議不調	0(0.0%)	25(1.4%)
その他	0(0.0%)	289(15.6%)
合計	20(100.0%)	1,846(100.0%)

(コメント) 指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた理由は、宮崎市では施設の民間等への譲渡が14施設(70.0%)、施設の休止・廃止が6施設(30.0%)となっている。市区町村(指定都市除く)全体でも当該理由が各々20.7%、30.3%と多くなっているが、他に費用対効果・サービス水準の検証の結果や施設の民間等への貸与、指定管理者の経営困難等による撤退(指定返上)などといった理由もある。

⑤-⑦指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた後の管理

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
直営(業務委託を含む)	0 (0.0%)	647 (35.0%)
休止	0 (0.0%)	88 (4.8%)
統合・廃止(民間等への譲渡・貸与を含む)	20 (100.0%)	1,012 (54.8%)
公営住宅法に基づく管理代行制度による管理	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	0 (0.0%)	99 (5.4%)
合計	20 (100.0%)	1,846 (100.0%)

(コメント) 指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた後の管理については、市区町村(指定都市除く)では、統合・廃止(民間等への譲渡・貸与を含む)が約5割、直営(業務委託を含む)が約4割、休止その他1約1割となっているが、宮崎市はすべての施設で統合・廃止(民間等への譲渡・貸与を含む)となっている。

⑥不服申立て等の事例とその具体的な内容

	宮崎市	市区町村(指定都市除く)
1 不服申立て	0 (0.0%)	10 (83.3%)
2 取消訴訟	0 (0.0%)	2 (16.7%)
3 不服申立てを経て取消訴訟	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	0 (0.0%)	12 (100.0%)

(コメント) 宮崎市では不服申し立て等の事例はない。

(4) 所管課へのアンケート調査による検証

所管課へのアンケート調査の結果は、以下のとおりである。

No.	アンケート項目	平成 23 年度	令和元 年度
1. 備品管理について			
-1	備品実査の実施指示をしましたか。	11/17	10/10
-2	備品実査に係る実施要領や実施手引書等が整備されていることを確かめましたか。	3/17	2/10
-3	上記の実施要領や実施手引書等の内容の妥当性について吟味しましたか。	3/17	1/10
-4	実査が特定の日の実施されたのを確かめましたか。	6/17	2/10
-5	実査に使用した備品明細は、破棄せず保管するよう指示しましたか。	10/17	2/10
-6	実査の実施状況が適切か、実査現場に立会って確かめましたか。	6/17	4/10
2. 業務報告書の提出・訂正・審査について			
-7	「業務報告書」は、期限内に提出されましたか。	18/18	11/12
-8	訂正などによる再提出がありましたか。	0/0	0/0
-9	業務報告書の審査チェックリストがありますか。	0/18	0/12
-10	審査調書を作成・保管していますか。	1/18	0/12
-11	審査結果、業務の改善を指示したことがありますか。	3/18	6/12
3. 利用状況について			
-12	利用状況の記載事項が作成基礎資料に基づき作成されていることを確かめましたか。	9/17	8/11
-13	利用件数・利用者数・稼働率等の基準・方法を確かめましたか。	10/16	7/11
-14	利用件数・利用者数・稼働率等が実数であることを施設に行き、実際に確かめましたか。	6/16	6/11
-15	利用料金等の収入が、作成基礎資料に基づき作成されていることを確かめましたか。	8/14	6/10
-16	利用料金等の収入が、利用件数等の関連する数値と整合していることを確かめましたか。	9/14	8/10

-17	利用料金等の収入が、会計帳簿と一致していることを確かめましたか。	5/14	4/9
4. 事業報告書の提出・訂正・審査について			
-18	「事業報告書」は、期限内に提出されましたか。	18/18	10/10
-19	訂正などによる再提出がありましたか。	0/0	2/2
-20	事業報告書の審査チェックリストがありますか。	4/18	12/12
-21	審査調書を作成・保管していますか。	4/18	12/12
-22	審査結果、所管課として評価を行い、評価結果を指定管理者に通知していますか。	1/18	11/12
5. 収支決算報告書に係る管理状況について			
-23	収支報告は、会計帳簿から作成されていることを確かめましたか。	7/18	4/12
-24	指定管理者が、指定管理業務以外に本業や自主事業あるいは受託事業等を行っている場合、それぞれの収支報告が作成基礎資料から作成されていることを確かめましたか。	3/17	3/11
-25	上記（24）のような場合、それぞれの事業に対する共通費用の按分が合理的であることを作成基礎資料などで確認しましたか。	3/17	0/11
-26	上記（24）のような場合で、いずれかの収支が均衡していた場合がありますか。	2/17	1/10
6. 決算書等報告の審査表について			
-27	毎年度、決算書等報告の審査表を作成していますか。	0/18	0/12
-28	審査後の対応で指定管理者に対し財務改善の指導・助言を行ったことがありますか。	2/18	0/12
7. 実地調査について			
-29	実地調査の具体的項目をお書き下さい。	省略	省略
-30	実地調査の審査チェックリストがありますか。	3/18	12/12
-31	審査調書を作成・保管していますか。	3/18	12/12
-32	調査の結果、所管課として改善を指定管理者に指示を行ったことがありますか。	12/18	11/12
8. 「利用者の声」に基づくモニタリングについて			
-33	利用者満足度調査の調査内容（質問項目等）に	4/18	9/12

	において、所管課は指定管理者と協議を行っていますか。		
-34	利用者満足度調査の結果、満足度が極めて低いあるいは低下した項目がある場合、指定管理者に原因分析の依頼および改善指示を行ったことがありますか。	0/10	9/12
-35	利用者等から市（所管課）に対して直接苦情が寄せられたことがありますか。	8/18	9/12
-36	苦情・要望対応について業務報告書以外に指定管理者の故障・事故・苦情などについての記録簿を閲覧していますか。	4/14	8/12
9. 地方自治法・協定書・「利用者の声」以外のモニタリングについて			
-37	第三者による評価委員会を設置し、モニタリングを行っていますか。	2/18	4/12
10. その他			
-38	モニタリングの時間がどの位かかっているか把握していますか。	2/18	12/12
-39	指定管理者と市（所管課）との連絡調整の会議を開催していますか。	14/18	9/12
-40	上記の連絡調整の会議を開催していない場合、必要性はありませんか。	0/8	4/7
-41	指定管理料の適正な水準を検討するために、指定管理者から提出された収支決算報告書等进行分析・吟味したり、類似の施設や他の地方公共団体の公表数値等と比較していますか。	7/17	7/12

（注）アンケートは、「はい（○）」、「いいえ（×）」、「該当なし（－）」と回答して貰った。今回の対象施設は全部で12施設あるので、分母を12、分子を「はい（○）」と回答した施設数としてこの表にまとめている。なお、「該当なし（－）」と答えた施設数は分母から差し引いている。例えば、No2の質問では、12施設の内10施設について該当があり、うち2施設の所管課が「はい（○）」つまり「備品実査に係る実施要領や実施手引書等が整備されていることを確かめました」と回答したことになる。（以下も同様。）

第5章 外部監査の指摘及び意見—総論—

I 平成23年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況

平成23年度の包括外部監査では、「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営状況について」監査を行っており、宮崎市において、監査結果における「指摘事項」や「監査の意見」に対して、その後どのような措置が行われたのか、現在改善が図られているのかを検証した。ただし、本報告書上では、平成23年度の包括外部監査での「監査の意見」に関しては、総論及び対象施設（対象施設での記述は「第6章 外部監査の指摘及び意見-指定管理者制度導入施設各論の対象施設」の該当施設で記載）に絞って検証している。また、検証結果については、「改善されている」を○、「改善方向ではあるが、さらに改善を要する」を△、「改善されていない」を×として評価し、【改善の状況】の直後に記載している。

1. 施設のあり方と指定管理者制度導入について

(1) 「外部委託の推進に関する基本方針」に沿った検討

(平成23年度 指摘事項)

青島西口駐車場では施設が有効に活用できているとは判断できず、施設の縮小や売却等を含めた根本的な検討が必要ではないかと思われた。また、宮崎白浜オートキャンプ場についても同様に根本的な検討が必要ではないかと思われる。今後、全ての公の施設について、「外部委託の推進に関する基本方針」のフローに沿った検討が必要であると思われる。

【改善の状況】○

総務部人事課(平成25年当時)は、包括外部監査の指摘を受け、「外部委託の推進に関する基本方針」に基づき施設所管課に検討を依頼し、平成25年3月に取りまとめを行った。検討の結果、一部の施設では指定管理者制度の導入を開始したほか、民間譲渡や統廃合を含め、今後の施設のあり方の検討をおこなっており、当時に比べ改善が図られている。

青島西口駐車場は、平成26年度より、併設している芝生広場について、その位置づけを駐車場と分離し「その他の公園」とすることで法的整理を行うこととした。

また、宮崎白浜オートキャンプ場は、令和2年度より公共施設等運営権制度が導入されている。

(2) 課を超えた指定管理施設の管理について

(平成 23 年度 監査の意見)

宮崎市の施設に指定管理者制度を導入する際には、施設を管理する所管課が指定管理者の選定や管理監督等の業務を行っている。施設を管理する所管課が指定管理者に関わる業務を行う事は、その施設を熟知する者がその業務を行う事になるので有効であると思われる。しかし、施設によっては、次のような理由から、所管課を超えた指定管理制度を導入する方が行政コストや市民サービスの面から有効であると判断できるものがある。

- ・施設が地理的に隣接している場合
- ・施設の利用目的が類似している場合
- ・複数施設を一つの指定管理者で行う事によって、指定管理料の削減効果が期待される場合

具体例①

施設名	青島西口駐車場	青島東口駐車場
所管課	公園緑地課	道路維持課
施設内容	駐車場 (70 台駐車可能)	駐車場 (43 台駐車可能)
指定管理者	青島 2 区自治会	青島 1 区自治会 (※)
利用可能時間	午前 8 時から午後 5 時まで	午前 8 時から午後 5 時まで
両施設の所在地	J R 青島駅の東口駐車場と西口駐車場は線路を挟んで隣接している。(西口と東口は歩道橋でつながっている。)	
両施設の類似性	両施設とも駐車場であり施設の利用目的に全く相違するところは無い。	
一体化するメリット	両施設を一体で指定管理者制度導入すれば、少なくとも駐車場の開閉場管理費用を半減する事が可能である。	

具体例②

施設名	宮崎市総合体育館	宮崎中央公園内のテニスコート
所管課	文化スポーツ課	公園緑地課
施設内容	宮崎市総合体育館及び立体駐車場	テニスコート
指定管理者	(公財) 宮崎市体育協会	(株)馬原造園建設
利用可能時間	午前 9 時から午後 10 時まで	午前 9 時から(夏季)午後 7 時(冬季)午後 5 時まで
両施設の所在地等	宮崎中央公園と宮崎総合体育館は隣接している。 また、宮崎中央公園の指定管理者は、宮崎市総合体育館の指定	

	管理者と同じ事務所に事務局を設けている。その理由はテニスコートの受付業務を行う施設がテニスコート公園内に存在しないためであると考えられる。
両施設の類似性	両施設ともにスポーツ施設として類似している。
一体化するメリット	公園用の事務棟を建設するといった無駄なコストを削減しているという観点で見れば、宮崎市総合体育館事務局に両者が事務局を構える事は評価できる。しかし、両施設を一体で指定管理者制度導入すれば、少なくとも宮崎中央公園の指定管理者が宮崎市総合体育館内に職員を常駐させる積極的な理由はなくなり、従って人件費の圧縮につながると考える。また例えば両者はスポーツ施設であり、両施設一体とする市民サービスも可能となる。
<p>以上のような具体例も踏まえて、隣接する施設は所管課を超えて指定管理者を導入すべきであると考え、場合によっては、一方の施設所管課を他方所管課へ移管する事も検討されるべきであると考え。</p>	

【改善の状況】○

宮崎市青島駅西口駐車場は、平成23年度の包括外部監査の報告を受けて、芝生広場を都市公園以外の公園として位置づけし、駐車場と切り離したことにより、駐車場の管理運営の範囲が狭まり、本来、駐車場は無料開放であり、利用の許可等の業務等もなくなったため、平成26年度より直営に戻している。

また、宮崎中央公園内のテニスコートは、平成23年度の包括外部監査の指摘を受けて見直しを行い、平成25年度の募集より、宮崎市総合体育館とともに他の所管課・指定管理者としている。

両者ともに平成23年度の包括外部監査の指摘を受けて見直しが行われたことは大いに評価したい。

2. 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結

(1) 非公募の場合の選定手続

(平成23年度 指摘事項)

公募施設については、評価項目ごとに配点を設けた選定基準によって候補者を決定しているが、非公募施設においてはこのような過程を踏まらずに候補者が

決定されている。非公募施設においても、指定管理者候補者が決定される際には、指定管理者候補者選定委員会による書類審査やヒアリングを実施する際に、公募と同様に具体的な選定基準を設けた上で評価点をつけることが候補者決定の透明性、客観性の面で望ましい。その上で、一定の評価点に満たない場合には、指定管理者候補者の見直しなどを検討する必要があるものと思われる。

さらに、公募・非公募を問わず、候補者となったとしても評価項目の中で評価が低い項目がある場合には、協定書が締結されるまでに当該項目に関して改善交渉を行うなど評価結果を有効に活用することも必要と考える。

【改善の状況】○

現行では、「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」のもと、すべての非公募施設において、指定管理者候補者選定委員会の委員となっている外部委員のみにおいて非公募の要件について審査、決定をおこなうこととなっている。

また、候補者の選定は、公募であるか非公募であるかを問わず、あらかじめ一定の基準点（最低点）を設けておき、当該基準点を満たさないときは指定管理者の候補者として選定しないこととしており、改善が図られている。

(2) 選定委員会の役割について

①指定管理者候補者選定委員会について

(平成 23 年度 指摘事項)

施設の指定管理者を選定するに際して、所管課は指定管理者候補者選定委員会を設置する。各所管課は指定管理者候補者選定委員会に関する設置要綱を各課独自で作成している。設置要綱に関する雛形はあるが、実質的にこれらの作成は各課に委ねられており、詳細な内容は多少異なる。施設の大小あるにせよ、雛形の周知を徹底した上で、必要最低限の要綱を統一化する必要があると思われる。

【改善の状況】△

「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」では選定委員として半数以上の外部委員を置くこととしている。

現行、この半数以上の外部委員を置くことについては、各所管課に周知され、守られているようであるが、選定委員会の人数や、構成員のメンバー等については要綱による統一が図られているとは言い難い。(第 5 章 II 2. (2) ②「選定委員の構成について」の記載参照)

②候補者選定委員会のあり方について

(平成 23 年度 監査の意見)

候補者選定委員会は、その設置目的を「所管する公の施設の指定管理者制度に係る候補者（以下「候補者」という。）の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、指定管理者選定委員会を設置する。」としている。現状、候補者選定委員会は、設置目的に前段「所管する公の施設の指定管理者制度に係る候補者（以下「候補者」という。）の選定」について実施されており、後段の「適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項」を事前的に審査するだけであって、事後的な評価は不十分であるとする。事後的な評価の必要性については、以下に PDCA サイクルを例にして説明する。

品質管理手法に「PDCA サイクル」という手法がある。これは、「Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Act（処置改善）」の略であり、4つのステップを繰り返し行う事によって、業務が継続的に改善されていく手法である。候補者選定委員会の業務は、現状において「Plan」のみに留まっていると考える。例えば、仮に候補者選定委員会が PDCA サイクルに基づいて候補者選定委員会を実施するのであれば、指定管理者が業務を実行(Do)した後に、候補者選定委員会が指定管理者の業務を評価(Check)し、その評価を受けて、指定管理者が処置改善(Act)を講ずる事になるであろう。こういった手法の取り入れによって、例えば市にも指定管理者に対する管理機能が備わり、更に、次回の指定管理者候補者選定に際して施設管理に関する質の高いノウハウが備わるのではないかと考える。

【改善の状況】○

現行、「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」において、「所管課は、毎年度終了後、事業報告書の提出を受けた後に、当該年度の指定管理者による管理運営状況を総括し、事業報告書及びモニタリングの結果を踏まえ、指定管理者が法令・協定書・業務仕様書を遵守し、事業計画書・収支予算書に沿って、効果的な施設の管理運営を行っていたかを「指定管理者モニタリングチェックシート」を用いて評価する」ものとしている。

また、宮崎市は、指定管理者制度導入施設の管理運営やサービス等が適正かつ効率的に提供されているかを第三者の立場から検証し、宮崎市や指定管理者へ意見を付すことで、施設運営の効率化と利用者の利便性向上を図っていくために、令和元年 10 月に宮崎市指定管理第三者評価委員会を設置し、評価を行っている。

この点、平成 23 年当時と比べるとかなり改善の跡がうかがえる。

3. 指定管理料の算定、利用料金制の導入

(1) 利用料金制の導入の可能性について

(平成 23 年度 監査の意見)

指定管理料のみで運営している施設の中には、施設の使用料が発生し、さらに今後利用料金制の導入を検討すべき施設も見受けられた。引き続き、利用料金制の積極的な導入に向けた努力が必要である。

【改善の状況】△

引き続き、利用料金制の積極的な導入に向けた努力が必要であるとともに、たとえ採用しないとの結論になったとしても、その採用の是非について定期的に検討し、その検討の経緯を記録しておくことが望ましい。(第 5 章 II 3. (2)

①「管理運営に係る経費について」の記載参照)

(2) 指定管理者による目的外使用について

(平成 23 年度 指摘事項)

指定管理者は宮崎市の許可なく、宮崎白浜オートキャンプ場管理棟 1 階にて飲料水やお土産品の展示販売を行っていた。指定管理者が当該活動を行う際には適切な手続きを得て行うべきであると思われる。

【改善の状況】○

宮崎市公有財産規則に基づく行政財産目的外使用に係る手続きを進め、平成 24 年 8 月 22 日に改善した。

4. 指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

(1) 市の实地調査、収支状況の確認、満足度調査等について

① 实地調査について

(平成 23 年度 監査の意見)

アンケート結果及びヒアリング等より、实地調査に関しては以下の事項の検討が必要である。

- 1) 所管課の中には、定期・不定期の实地調査が行われていないところがあった。指定管理者の管理運営状況を把握し、適切な指導を行うとともに、管理運営の良否を判断することは必要である。

- 2) 実地調査を行っている課においても、ほとんどの課において調査結果を文書で残していない。実地調査の結果の確認及び今後の検討のためにも、審査調書など実地調査の結果を文書で残しておくことが必要である。
- 3) どの程度の実地調査を行うかについての考え方が課や施設によって差がある。施設の特徴によって実地調査の仕方に差があることも事実であるが、実地調査のレベルを一定水準に保つためにも施設全般に共通する事項をまとめた「実地調査の審査チェックリスト」を作成することを検討する余地がある。なお、このチェックリストの作成は、総務部人事課行政改革推進室が行うことが妥当と思われる。

No.	アンケート項目	23年度	元年度
(1)	実地調査の具体的項目をお書き下さい。	省略	省略
(2)	実地調査の審査チェックリストがありますか。	3/18	12/12
(3)	審査調書を作成・保管していますか。	3/18	12/12
(4)	調査の結果、所管課として改善を指定管理者に指示を行ったことがありますか。	12/18	11/12

【改善の状況】○

宮崎市は平成26年に「宮崎市指定管理者モニタリング指針」を策定しているが、その中で、施設所管課は、定期的に、又は必要に応じて施設に赴き、施設運営の状況や、利用者等への対応状況、施設の維持管理状況等を直接確認するものとしている。この際、「実地調査確認シート」によって確認を行い、実地目視確認の結果、何らかの問題があるとされた項目について、指定管理者の責任において対応すべきものは速やかに対策を講じるよう指示することとしている。この点、当時より改善が行われているといえる。

② 備品管理について

(平成23年度 監査の意見)

アンケート結果及びヒアリング等より、備品管理に関しては以下の事項の検討が必要である。

- 1) 指定管理者制度以前の管理委託の時から同じ団体が管理している施設において、システム上の備品台帳と仕様書添付の備品一覧表及び現物の確認をしていない等の状況が見受けられた。早急に、市が把握している備品台帳と指定管理者の備品台帳を突合するなど備品の管理の徹底が必要である。

- 2) 指定管理者が行う備品実査の指示は半分以上の施設で実施していた。しかしながら、所管課による備品実査の立会は実施していない課が多い状況である。備品実査の立会等も積極的に行うことにより、指定管理者の備品管理の評価を行う必要がある。
- 3) 備品実査の実施要領や手引書は、市の所管課が積極的にその妥当性を吟味する必要がある。

No.	アンケート項目	23年度	元年度
(1)	備品実査の実施指示をしましたか。	11/17	10/10
(2)	備品実査に係る実施要領や実施手引書等が整備されていることを確かめましたか。	3/17	2/10
(3)	上記の実施要領や実施手引書等の内容の妥当性について吟味しましたか。	3/17	1/10
(4)	実査が特定の日実施されたのを確かめましたか。	6/17	2/10
(5)	実査に使用した備品明細は、破棄せず保管するよう指示しましたか。	10/17	2/10
(6)	実査の実施状況が適切か、実査現場に立会って確かめましたか。	6/17	4/10

【改善の状況】 ×

依然として指定管理者制度以前の管理委託の時から同じ団体が管理している施設において、システム上の備品台帳と仕様書添付の備品一覧表及び現物の確認をしていない等の状況が見受けられた。また、備品実査の立会、備品実査の実施要領や手引書の整備の確認、内容の妥当性についての吟味についてもほとんどの所管課で行われていない状況である。（第5章Ⅱ. (2) ⑤「備品の管理について」の記載参照）

③ 業務報告書・事業報告書の確認について

(平成23年度 監査の意見)

アンケート結果及びヒアリング等より、業務報告書・事業報告書に関しては以下の事項の検討が必要である。

- 1) 全般的に、所管課は業務報告書や事業報告書を指定管理者から入手し、基本協定書や実施計画書に基づいて確認したり、前年度の実績と比較したりして問題点がないかどうか吟味している。但し、ほとんどの所管課が、具体的にどういう調査を行い、どのような問題点があったのか、あ

るいはなかったのかということを書き残していない。責任所在の明確化、課内でのスムーズな引継ぎ・継続性、事務の効率化等の観点からも結果を文書で残すことが必要である。

- 2) 審査チェックリストは監査を実施した全ての施設において作成されていなかったが、報告書の審査のレベルを一定水準に保つためにも作成し有効活用することも一考である。

(業務報告書)

No.	アンケート項目	23年度	元年度
(1)	「業務報告書」は、期限内に提出されましたか。	18/18	11/12
(2)	訂正などによる再提出がありましたか。	0/0	0/0
(3)	業務報告書の審査チェックリストがありますか。	0/18	0/12
(4)	審査調書を作成・保管していますか。	1/18	0/12
(5)	審査結果、業務の改善を指示したことがありますか。	3/18	6/12

(事業報告書)

No.	アンケート項目	23年度	元年度
(1)	「事業報告書」は、期限内に提出されましたか。	18/18	10/10
(2)	訂正などによる再提出がありましたか。	0/0	2/2
(3)	事業報告書の審査チェックリストがありますか。	4/18	12/12
(4)	審査調書を作成・保管していますか。	4/18	12/12
(5)	審査結果、所管課として評価を行い、評価結果を指定管理者に通知していますか。	1/18	11/12

【改善の状況】△

現行、「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」において、「所管課は、毎年度終了後、事業報告書の提出を受けた後に、当該年度の指定管理者による管理運営状況を総括し、事業報告書及びモニタリングの結果を踏まえ、指定管理者が法令・協定書・業務仕様書を遵守し、事業計画書・収支予算書に沿って、効果的な施設の管理運営を行っていたかを「指定管理者モニタリングチェックシート」を用いて評価する」ものとしている。

したがって、年度単位で入手する事業報告書のモニタリング体制は整備されているが、月次単位で入手する業務報告書については、実施すべき手続やその結果について文書化されたものは確認できなかった。

一方で「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」では、施設所管課は、指

定管理者が指定の期間にわたって安定的に施設の管理運営を継続することが可能であるかを確認するため、指定管理業務に関する収支の状況を把握し、問題点がある場合には、これを早期に発見するよう努めなければならない。具体的には、指定管理者が提出した事業報告書・業務報告書（月報）等に記載される収支状況を精査し、収支予算書と乖離していないか、効率的な管理運営となっているか等を確認するものとし、業務報告書（月報）についても確認を要求している。月次においても年次と同様にチェックリスト等を作成し実施事項を明確化するとともに文書として保管すべきである。（第5章Ⅱ4.（2）②「指定管理者モニタリングチェックシートについて」の記載参照）

④ 指定管理業務の収支状況の確認について

（平成23年度 監査の意見）

アンケート結果及びヒアリング等より、収支状況の確認に関しては以下の事項の検討が必要である。

- 1) 指定管理者の収支決算書の中には、実際には大幅な赤字や余剰金が発生しているにもかかわらず、収支均衡となっているものが散見されたが、適切に是正・指導されていない。
- 2) 収支決算書上、大幅な赤字や余剰金が生じているにもかかわらず、原因分析が不十分なものとなっているものが多く見られた。宮崎市は原因分析を十分に行ったうえで、指定管理料の適正な金額を充分検討すべきである。
- 3) ほとんどの所管課で、収支報告が会計帳簿から適切に作成されているか、また、本社費がどのように各施設に配賦されているかについて十分な確認を行っていない。
- 4) 上記の検討をするためには、毎年度収支決算書等報告に関する審査表等チェックリストを作成すべきであると考えます。

No.	アンケート項目	23年度	元年度
(1)	収支報告は、会計帳簿から作成されていることを確かめましたか。	7/18	4/12
(2)	指定管理者が、指定管理業務以外に本業や自主事業あるいは受託事業等を行っている場合、それぞれの収支報告が作成基礎資料から作成されていることを確かめましたか。	3/17	3/11
(3)	上記(2)のような場合、それぞれの事業に対する共通費用の按分が合理的であることを作成基礎資	3/17	0/11

No.	アンケート項目	23年度	元年度
	料などで確認しましたか。		
(4)	上記(2)のような場合で、いずれかの収支が均衡していた場合がありますか。	2/17	1/10

【改善の状況】 ×

現行、上記④で示したように、事業報告書は「指定管理者モニタリングチェックシート」を用いて評価するものとなっている。

しかし、当該チェックシートでは、収支報告が会計帳簿から作成されていることを確かめているか、指定管理者が、指定管理業務以外に本業や自主事業あるいは受託事業等を行っている場合、それぞれの収支報告が作成基礎資料から作成されていることを確かめているか、共通費用の按分が合理的であることを作成基礎資料などで確認したかといったことまでは要求されていない。

正確な収支報告により、指定管理者による当該施設の管理状況や、住民利用の状況等の管理の実態を把握し、必要な措置をとるためには帳簿等の確認まで行う必要がある。

その際、例えば帳簿を閲覧しながら、あらかじめ定めたチェックシート等を使い、指定管理者にヒアリングを行っていくなど工夫することにより、指定管理者、所管課双方にとって過度な業務負担は避けられるものと思われる。検討を要する。(第5章Ⅱ4.(2)②「指定管理者モニタリングチェックシートについて」、③「収支報告書について」の記載参照)

⑤ 指定管理者の決算書等の審査について

(平成23年度 監査の意見)

アンケート結果及びヒアリング等より、決算書等の審査に関しては以下の事項の検討が必要である。

- 1) 多くの所管課で決算書等の吟味がなされていない。中には入手すらしていない所管課もあった。指定管理者が経営破綻し、任期途中で継続できなくなる事態が発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政的基盤があるかどうかのチェックは重要であると思われる。いずれにしても、宮崎市の場合指定期間は通常5年と長いことより、選定の際に財務的な基盤を確認するだけではなく、指定期間中においても毎年度財務の状況を確認する姿勢が必要であると思われる。
- 2) 多くの所管課で審査表等が作成されていない。決算書の審査のレベルを一定水準に保つためにも審査表等の作成も検討する必要がある。

3) なお、この点については、「2 (2) ②候補者選定委員会のあり方について」において、PDCA サイクルの中で候補者選定委員会の役割を拡大し、選定委員会が指定管理者の選定だけではなく事後の業務の評価を行うことも 1 つの方法と記載したが、この考えのもと、指定管理者から入手した決算書を候補者選定委員会のメンバー（特に財務に詳しい公認会計士など）に確認させることも検討の余地がある。

No.	アンケート項目	23 年度	元年度
(1)	毎年度、決算書等報告の審査表を作成していますか。	0/18	0/12
(2)	審査後の対応で指定管理者に対し財務改善の指導・助言を行ったことがありますか。	2/18	0/12

【改善の状況】×

現行では、「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」により、「指定管理者である団体本体の財務状況の悪化により管理運営が困難になる場合があることから、指定管理者の財務状況が管理運営を継続することができる状態にあるかを確認するため、指定管理に係る基本協定書において、指定管理業務の収支報告とは別に当該年度の団体の財務状況の報告を求め、その健全性を調査し、又は財務状況の悪化により管理運営の継続に支障が生じるおそれがあるときは速やかに報告することを義務付け」ている。

また、「指定管理者モニタリングチェックシート」において、入手した指定管理者の団体等の財務状況につき、固定比率等の財務比率分析を行うようになっている。

ただし、「指定管理者モニタリングチェックシート」では、十分な審査ないし審査に対する所見が記載されておらず、また、所管課は指定管理者に対し財務改善の指導・助言も行っておらず、この点改善されているとは言えない。（第 5 章 II 4. (2) ②「指定管理者モニタリングチェックシートについて」の記載参照）

⑥ 満足度調査、第三者によるモニタリングについて

（平成 23 年度 監査の意見）

アンケート結果及びヒアリング等より、満足度調査、第三者によるモニタリングに関しては以下の事項の検討が必要である。

- 1) 概ね指定管理者は満足度調査を行っているが、利用者満足度調査の調査内容（質問項目等）において、指定管理者と協議を行っていない所管課が見られる。
- 2) 満足度調査の結果内容について原因分析の依頼や改善指導を行っていない所管課がみられる。所管課は、利用者満足度調査に積極的に関わり、指定管理者制度による適切な管理運営に努める必要がある。
- 3) 現状では第三者評価委員会によるモニタリングを行っていないが、今後第三者によるモニタリング評価を受けることも検討する必要がある。

（満足度調査）

No.	アンケート項目	23年度	元年度
(1)	利用者満足度調査の調査内容（質問項目等）において、所管課は指定管理者と協議を行っていますか。	4/18	9/12
(2)	利用者満足度調査の結果、満足度が極めて低いあるいは低下した項目がある場合、指定管理者に原因分析の依頼および改善指示を行ったことがありますか。	0/10	9/12
(3)	利用者等から市（所管課）に対して直接苦情が寄せられたことがありますか。	8/18	9/12
(4)	苦情・要望対応について業務報告書以外に指定管理者の故障・事故・苦情などについての記録簿を閲覧していますか。	4/14	8/12

（第3者によるモニタリング）

No.	アンケート項目	23年度	元年度
(1)	第三者による評価委員会を設置し、モニタリングを行っていますか。	2/18	4/12

【改善の状況】○

平成26年策定の「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」では、所管課は、指定管理者の質とサービスの向上及び施設の設置目的の達成を図るため、施設における指定管理者の接客対応、施設・設備の維持の状況、施設利用者への使用条件や使用申込方法の周知の状況、指定管理者が実施する自主事業等に関し、利用者・利用団体・地域住民その他の市民等の意見や要望を聴取する機会を設け、施設に対する意見や要望を積極的に把握するよう努めるものとしている。また、具体的な意見聴取の実施内容・方法等については、アンケート、意見箱

の設置、モニター委嘱、聴取調査などが考えられるとし、施設所管課が直接行うか、指定管理者に行わせるかを含め、指定管理者と協議の上、施設所管課が定めることとなっている。なお、指定管理者に意見聴取を行わせた場合であっても、意見の集計・評価については必ず施設所管課が実施する必要がある。そして、所管課は、意見聴取の結果について分析し、必要に応じて指定管理者と協議の上、その対応を検討し、施設の管理運営に反映させるものとするとしている。

さらに、宮崎市は、指定管理者制度導入施設の管理運営やサービス等が適正かつ効率的に提供されているかを第三者の立場から検証し、市や指定管理者へ意見を付すことで、施設運営の効率化と利用者の利便性向上を図っていくために、令和元年10月に宮崎市指定管理第三者評価委員会を設置し、評価を行っている。

平成23年当時と比較すると、満足度調査等によるモニタリングも向上しているといえる。

⑦ その他

ア モニタリングにどの位の時間を要しているかについて

(平成23年度 監査の意見)

モニタリングにどの位の時間を要しているかについては、ほとんどの課において把握していない。効率的な業務管理を行うためにも、今後把握することが望ましい。

(利用状況等の確認)

No.	アンケート項目	23年度	元年度
(1)	利用状況の記載事項が作成基礎資料に基づき作成されていることを確かめましたか。	9/17	8/11
(2)	利用件数・利用者数・稼動率等の基準・方法を確かめましたか。	10/16	7/11
(3)	利用件数・利用者数・稼動率等が実数であることを施設に行き、実際に確かめましたか。	6/16	6/11
(4)	利用料金等の収入が、作成基礎資料に基づき作成されていることを確かめましたか。	8/14	6/10
(5)	利用料金等の収入が、利用件数等の関連する数値と整合していることを確かめましたか。	9/14	8/10
(6)	利用料金等の収入が、会計帳簿と一致していることを確かめましたか。	5/14	4/9

(連絡会議、その他)

No.	アンケート項目	23年度	元年度
(1)	モニタリングの時間がどの位かかっているか把握していますか。	2/18	12/12
(2)	指定管理者と市(所管課)との連絡調整の会議を開催していますか。	14/18	9/12
(3)	上記の連絡調整の会議を開催していない場合、必要性はありませんか。	0/8	4/7
(4)	指定管理料の適正な水準を検討するために、指定管理者から提出された収支決算報告書等を分析・吟味したり、類似の施設や他の地方公共団体の公表数値等と比較していますか。	7/17	7/12

【改善の状況】○

モニタリングにどの位の時間を要しているかについては、ほとんどの課において把握しており、改善されている。

イ 施設に指定管理者の本社機能がある場合の対応について

(平成 23 年度 指摘事項)

指定管理者の中に、指定管理を行っている施設の中に本社機能を有する場合があります。この場合、指定管理者は本社機能部分と指定管理者の事務所として機能している部分を明確に分ける必要があります。なぜなら、本社部分については行政財産使用料条例に従って使用料を市へ支払うか支払わない場合でも減免の手続きが必要となり、一方、指定管理業務の事務所として使っている部分の使用料は発生しないからである。通常の団体が公の施設に入居している場合には、当然に行政財産使用料条例にしたがって家賃を市へ支払っている。

しかしながら、指定管理者の中には、施設の中に本社機能があるにもかかわらず本社機能と指定管理者の事務所としての機能が不明確であったり、明確な場合にも行政財産使用料条例が適用されなかったりしている。行政財産使用料条例の適用を受けている他の団体との公平性を保つためにも、何らかの対応が必要と考える。

【改善の状況】○

指摘を受けた施設については、平成 24 年において、指定管理者の「本店所在地」用途部分について宮崎市公有財産規則に基づく行政財産目的外使用許可手続きを行うとともに、宮崎市行政財産使用料条例に基づき使用料の減免が措置されている。

5. その他

(1) 行政改革推進室の役割について

(平成 23 年度 監査の意見)

宮崎市においては、行政改革推進室を中心に指定管理者制度の導入が図られている。今回監査対象となった施設については、総論としては前述の「基本方針」のとおりであるが、公の施設ごとに指定管理者制度を導入するかどうかの判断など個別の事案についての判断は概ね各所管課の判断によっていると思われる。例えば、事業者の募集についてみると、各所管課によって、選定基準や採点方法、点数の配分方法などの統一性がなく、異なる場合もあった。

したがって、行政改革推進室が宮崎市としての統一的な取り扱いや様式を定め、各課で運用の差がないようにするべきである。すなわち、宮崎市としての統一的な運用のあり方を整備し標準様式を定めるべきである。現状では、各課の実施した内容を収集し、ある課からの問い合わせがあった時に、他の課の事例を紹介しているという役割しか担っていないと思われる。今後、宮崎市全体として、効率的な行政運営を確立し、健全財政を確保して行く上で、中心となる組織であるので、行政改革推進室の基盤を強化すべきであると考えている。

【改善の状況】△

平成 24 年度以降、現統括部署である企画財務部行政経営課公共施設経営係を中心に指導の下、「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」の数回にわたる改訂、先の「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」の策定、具体的には「実地調査確認シート」、「指定管理者モニタリングチェックシート」、「指定管理者モニタリングレポート」の作成、募集要項や様式集等のフォルダ作成による庁内共有化等が行われ、各施設、所管課でばらつきのあった管理運営が、かなり統一化、標準化され整備されてきている。

ただし、Ⅱ現状の課題と問題点で指摘するようなさらなる課題について積極的に克服していくよう努められたい。

II 現状における認識と課題

「II 現状における認識と課題」では「I 平成23年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況」を前提とした。

ここでは、当時から約10年近くがたち、公共施設ないし指定管理者制度を取り巻く環境も変化し、また、条例や規定等も整備され、ノウハウも蓄積され、その運用もより円滑になってきているところであるが、さらに、指定管理者制度に円滑に対応するとともに、効果的に運用していくため、指定管理者制度に関し所管課を統括する企画財務部行政経営課を中心として検討していただきたい事項を全般的に述べることにする。なお、詳細な具体的、個別の指摘及び意見については第6章で述べているので、そちらを参照されたい。

1. 施設のあり方と指定管理者制度導入について

(1) 全般的な意見

公共施設が老朽化し更新時期を迎える一方で、人口減少や少子高齢化による財源の減少が見込まれていることから「公共施設の更新問題」が全国的にも課題となっており、平成26年4月に国から各地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がなされた。本市では、これを踏まえ、本市の公共施設のうち、庁舎や公の施設などを評価対象とし、建物の劣化や利用、収支の状況などをもとに基礎的な評価を実施した上で、類似施設の有無や防災対策などの分析を勘案し、市民の意見を踏まえたうえで「総合評価」及び「今後の経営の方向性」（将来にわたって適正な施設経営に取り組む利用用途ごとの指針）を作成している。

また、先に概要で述べた通り宮崎市では、「外部委託の推進に関する基本指針」に基づき、一定の判断基準を示し、原則としてすべての業務について外部委託を検討することとしている。

約10年前と比較しても、より積極的な施設のあり方の見直しが行われている。指定管理者制度導入についてもノウハウの蓄積により、公の施設としての必要性（廃止又は譲渡の可能性）や、指定管理者制度の導入の合理性の検討がより行われ、また、指定管理者制度導入に合わせて、指定の手続き、管理の基準、業務の範囲、その他必要事項に関し、随時、各施設の設置条例等が整備され、直営から指定管理者制度への移行も適切に行われるようになってきていると思われる。

ただし、下記(2)以下、課題ないし問題点等もあるため、その点については今後検討が必要である。

(2) 宮崎市の指定管理者制度導入状況の検討

①指定管理者制度の導入施設割合について（監査の意見）

令和2年4月1日時点で宮崎市の公の施設は967施設（参考：平成23年4月時点：1,002施設）ある。一方、指定管理者制度導入施設は215施設（参考：平成23年4月時点：170施設）となっている。導入率は22.2%（参考：平成23年4月時点：17.0%）である。数値的には平成23年時点よりは、公の施設が減ったこともあり、割合は増加しているものの、導入率はまだ低いことがわかる。総務省による公の施設の指定管理者制度導入状況調査の分析・検証でも、宮崎市は市区町村（指定都市除く）全体の結果に比し、導入施設に占める割合としては文教施設、社会福祉施設が高く、産業振興施設、基盤施設が低くなっている。

これは、未だ、施設が多い自転車駐車場、公園、公民館、地区交流センター、墓地、児童遊園、児童プールなどの多くが直営で運営されていることによる。

しかし、昨今、地方自治体においても、PFI事業の活用、施設の民間移管や運営の包括的外部委託など、行政の直接的な公共・公益サービスに、市民目線による民間の知恵と活力を導入することを検討・実施している自治体が増加してきている。公園などの管理運営を民営化することにより、まちづくりや防災に役立たせることも考えられる。

また、地方財政の状況が厳しさを増す中で、より効率的な行政運営が求められており、この観点からも、自転車駐車場、公園、公民館、地区交流センター、墓地、児童遊園、児童プールなどにもさらに指定管理者制度や民営化等が導入できないか、他の自治体の導入状況も参考に研究、検討されたい。

②指定管理者の形態について（監査の意見）

総務省による公の施設の指定管理者制度導入状況調査の分析・検証によると、宮崎市は市区町村（指定都市除く）全体の結果に比し、指定管理者形態として公共団体、地縁による団体の割合が高く、株式会社、特例民法法人等の割合が低い。指定管理者制度等は、地域において多様な主体が公共サービスの提供を担っていくための重要な手法として位置付けられる。公共施設等の維持管理、運営等に民間の経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供することが期待される。公共部門の生産性向上を実現し、効率的な行政を実現するためには、公共サービスの提供に競争環境を確保することが必要であり、民間事業者が定期的に入れ替わる機会が担保されていることも必要である。

2. 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結

(1) 全般的な意見

全般的には、令和元年7月に「宮崎市指定管理者候補所選定委員会条例」が施行されるなど、選定手続きの整備が図られているといえる。

公募・非公募の区分についても宮崎市では、「外部委託の推進に関する基本指針」に基づき、原則として公募とし、また、募集を公募とするか非公募とするかは、各部局に設ける「指定管理者候補者選定委員会」において決定するものとしている。指定管理者制度導入施設 215 の内、公募で指定管理者を選定した施設は 164（平成 23 年 4 月時点：67）、非公募で指定管理者を選定した施設は 51（平成 23 年 4 月時点：103）となっており、平成 23 年時点と比較しても公募への変更が多くなっていることがわかる。

また、宮崎市の指定管理者における指定期間は他のほとんどの市区町村（指定都市除く）同様、5 年間が多くなっている。なお、宮崎市の指定管理者における指定期間は市区町村（指定都市除く）全体と同様、ほぼ 7 割が前回の指定期間と同じであり、約 2 割が前回の指定期間より長くなっている。

そして、施設ごとの具体的な選定手続や選定基準について、市区町村（指定都市除く）全体で半数しか事前公表していないのに対し、宮崎市は 100%事前公表している。さらに、必要な選定基準の内容がすべて事前公表され、選定理由も 100%公表されている。

ただし、下記 (2) 以下、課題、問題点等もあるため、その点については今後検討が必要である。

(2) 指定管理者の選定手続の妥当性の検討

①指定管理者の選定手続別状況について(監査の意見)

総務省による公の施設の指定管理者制度導入状況調査の分析・検証によると、市区町村（指定都市除く）全体では、半数強が従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定されており、宮崎市のそれは約 42%と比較して低い。都道府県（約 35%）、指定都市（約 29%）と比較すると多い。

公共部門の生産性向上を実現し、効率的な行政を実現するためには、公共サービスの提供に競争環境を確保することが必要であり、民間事業者が定期的に入れ替わる機会が担保されていることも必要である。

② 選定委員の構成について（監査の意見）

「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」では選定委員として半数以上の外部委員を置くこととしている。

現行、この半数以上の外部委員を置くことについては、各所管課に周知され、守られているようであるが、選定委員会の人数が偶数、奇数、多少まちまちであり、構成員のメンバーも財務の専門家がいなかったりと必要最低限の要綱の統一が図られているとは言い難い。また、外部委員は半数以上とされているが、より専門的かつ多様な意見を反映することで選定手続の公平性、客観性を確保する趣旨からは過半数を外部委員とすることが望ましい。

③ 選定における配点について（監査の意見）

選定における配点については、以下の通り足切り点を設定したうえで、総合的な評価に基づき指定管理者を決定することになっている。

【指定管理者募集要項作成における留意点及び選定委員の情報公開について（通知）】（抜粋）

2. 現在、指定管理者の候補者が選定委員会で得た合計得点が、満点の6割未満の場合は失格にする運用としていますが、新たに重要基準の設定とその最低点を設けることとします。具体的には、審査項目で掲げている選定の基準において、配点の最も高い基準を重要基準と設定し、その基準に採点合計が総配点の4割未満の場合は、適格団体としない取扱いにしてください。そのため募集要項の審査項目の部分に別紙資料の例文と同旨のものを追記してください。

しかし、「配点の最も高い基準を重要基準」としているが、例えば「法人（団体）の財務状況は良好か」「安全管理の対策は十分か」などで劣るような候補者は、いくら総合点が高くても指定管理者として相応しいとは言い難いと考えられる。したがって、「重要基準」には、「配点の最も高い基準」ばかりでなく、絶対的に劣ってはいけない事項についても最低点を設定するか、すべての項目各々に最低点を設ける等見直しを行うべきである。

3. 指定管理料の算定、利用料金制の導入

(1) 全般的意見

指定管理料は、宮崎市が上限額を提示した上で、その範囲内で指定管理者が提案した額となっている。収支差額については、施設によって、余剰が発生した場合にその金額を宮崎市へ戻し入れる精算方式となっている場合や精算しない方式がある。不足が見込まれる場合は、協議により指定管理料の増額対応することもある。また、多くの施設で自主事業が行われている。

なお、指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定しなければならないが、総務省による公の施設の指定管理者制度導入状況調査の分析・検証によると、債務負担行為について他の市区町村（指定都市を除く）は平均で56.8%が設定しているのに対して、宮崎市は100%設定している。

ただし、下記(2)以下、課題、問題点等もあるため、その点については今後検討が必要である。

(2) 管理運営に係る経費について（監査の意見）

総務省による公の施設の指定管理者制度導入状況調査の分析・検証によると、利用料金制を採用（一部利用料金制も含む。）している施設の割合が市区町村（指定都市除く）全体では54%であるのに比し、宮崎市では15%しか採用されていない。

宮崎市では、「外部委託の推進に関する基本指針」に基づき、利用料金制の積極的な導入を検討しているとのことであるが、指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくし、また、市及び指定管理者双方の会計事務の効率化を図るため、一層の利用料金制（一部利用料金制も含む。）の採用を図られたい。

また、たとえ採用しないとの結論になったとしても、その採用の是非について定期的に検討し、その検討の経緯を記録しておくことが望ましい。

4. 指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

(1) 全般的意見

現行、「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」において、「所管課は、毎年度終了後、事業報告書の提出を受けた後に、当該年度の指定管理者による管理運営状況を総括し、事業報告書及びモニタリングの結果を踏まえ、指定管理者が法令・協定書・業務仕様書を遵守し、事業計画書・収支予算書に沿って、

効果的な施設の管理運営を行っていたかを「指定管理者モニタリングチェックシート」を用いて評価する」ものとしている。

総務省による公の施設の指定管理者制度導入状況調査の分析・検証でも、市区町村（指定都市除く）全体では約 24%が指定管理者の評価を実施していないと回答したのに対し、宮崎市は 100%指定管理者の評価を実施していると回答している。

また、宮崎市は、指定管理者制度導入施設の管理運営やサービス等が適正かつ効率的に提供されているかを第三者の立場から検証し、市や指定管理者へ意見を付すことで、施設運営の効率化と利用者の利便性向上を図っていくために、令和元年 10 月に宮崎市指定管理第三者評価委員会を設置し、評価を行っている。

ただし、下記（2）以下、課題、問題点等もあるため、その点については今後検討が必要である。

（2）市の实地調査、収支状況の確認、満足度調査等について

①「实地調査確認シート」について（指摘事項）

所管課は、指定管理業務が行われている施設等を訪問し、「实地調査確認シート」に基づいて確認項目のチェックを行い問題点の有無を検討している。「实地調査確認シート」では、施設の整備状況及び運営状況について設定された確認項目それぞれに 5 段階評価を行っている。さらに、特記事項の項目では实地調査者所見を記載することとなっている。

しかし、5 段階評価において評価の低い項目についての具体的な内容が特記事項やその他の調書等に記載されていないため、後々確認を行う際、どのような内容であったのか、指定管理者の改善措置等が行われたか否か不明なものが多い状況である。所管課として指定管理者への指導・監督を適切に行うためにも、「实地調査確認シート」において低い評価項目やその他指摘事項がある場合には、特記事項に十分に記載するか、または、別途、問題点の内容や改善策等を記述した調書、議事録等を作成すべきであると考える。

「实地調査確認シート」のフォームの改良を含め、検討を要する。

②「指定管理者モニタリングチェックシート」について（指摘事項）

「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」に基づき、所管課は、毎年度終了後、事業報告書の提出を受けた後に、当該年度の指定管理者による管理運営状況を総括し、事業報告書及びモニタリングの結果を踏まえ、指定管理者が法

令・協定書・業務仕様書を遵守し、事業計画書・収支予算書に沿って、効果的な施設の管理運営を行っていたかを「指定管理者モニタリングチェックシート」を用いて評価するものとしている。

しかし、施設によっては、記載金額の誤った収支決算書の予算額をそのまま掲載したり、チェックシートの『施設所管課所見』欄の記述が、前年度と一字一句同じだったりしている。あるいは、チェック欄に該当する項目があっても『協定・指定管理者提案内容』や『施設所管課所見』欄等に説明が一切なく、具体的な問題の内容やそれに対する指導の内容等がわからないものも少なからず散見される。作成そのものが形骸化しているとも捉えられかねない事象である。指定管理者の財政状態のチェックについても然りである。「指定管理者モニタリングチェックシート」について、評点や実績を単に入力するだけでなく、否認事項の内容の説明や問題の所在、改善策等の記載の充実を図る必要がある。所管課からは、何処に何をどう記載してよいかわからないとの意見もあった。書式の見直しも必要である。

③ 収支報告書について(指摘事項)

収支報告書の様式及び損益の計上方法が各施設でばらつきがある。

まず、資金の範囲をどうするかにもよるが、資金収支の報告なのか損益の報告なのかで既にばらつきがある。具体的には、固定資産を指定管理者が購入したときに支出額で当該期に計上するか、支出額を当該資産の耐用年数にわたり減価償却費として計上するかで“収支”は異なってくるし、また、当期に発生した費用で翌期に支払ったものをどちらの期に計上するかなどで異なってくる。

次に、本社費の扱いや複数の施設を管理している場合の他の施設との共通費の按分方法である。本社費や共通費の範囲及び配賦の仕方によっても“収支”は異なってくる。

さらに科目に計上される項目内容にも各施設でばらつきがある。

他の施設との比較や指定管理者の応募者間や交代前後間での比較ができず、また、事業損益の良否の判断を誤らせることとなる。さらに、将来の指定管理料の積算にも影響をしてくることになる。指定管理料が当初に決まり、余剰があっても返還されない場合でも同様である。

ルールを決め、その上で所管課は会計帳簿から適切に計上されているかを確認する必要がある。

所管課を統括する企画財政部行政経営課はリーダーシップを発揮し、以上の点を解決していただきたい。

④ 備品の購入及び修繕について（指摘事項）

備品の修繕については、ほとんどすべての施設の協定書等で負担関係が明示されている。

また、購入については、必要なものは宮崎市が負担して指定管理者に貸与することとなっている。

しかし、実際の運用では、宮崎市が負担すべきところ、急用のため決裁まで時間のかかる宮崎市による修繕や購入を避け、指定管理者で負担する場合も少なくない。

逆に、一定の金額未満で本来指定管理者が修繕すべきところ、協議により宮崎市が修繕の負担をする場合もある。

また、指定期間終了後の備品（物品）の取扱いについては、新旧の指定管理者と市の間で協議を行うものとするといったあいまいな取り決めもある。

そのため、指定期間終了後の所有権の帰属のあいまいさから、指定管理者が本業で備品を購入し、指定管理事業に貸与するといったケースも多々ある。

備品の費用負担や所有権の帰属、指定管理者が所有権を有する備品の指定期間終了時の取り扱いについて、効率性及び経済性、公平性の観点から再考し、施設によって、ないし場合によって有利不利が無いよう統一的な一歩踏み込んだ規定が必要である。

⑤ 備品の管理について（指摘事項）

ほとんどの施設で、所管課は、年次で宮崎市所有の備品の管理状況のモニタリングを実施しているとのことであるが、実際には備品台帳等のチェックを依頼しているのみで十分とは言えない。施設によっては、現状の備品台帳が、廃棄もれや所在場所の移動などにより実際の備品の有無や所在場所を正確に捕捉していないケースもみられる。

宮崎市所有の備品は「宮崎市財務規則」に従った管理が求められ、また財産管理上、現物の実在性を定期的を確認することは欠かせない。一方で、施設によっては、当該備品数は千数百点にのぼり全品実査をするには相当のコストが発生する。管理マニュアル・実査要領などを整備し、指定管理者が実施すべき事項と宮崎市が実施すべき事項を明確化するとともに、バーコード管理や保管場所別一覧の出力対応など、より効率的・効果的な管理体制の構築が求められる。

⑥ 内部取引について(監査の意見)

指定管理業務の遂行上、委託費や修繕費等で指定管理者自身との取引がみられる。当該取引金額には指定管理者の人件費に相当する部分や利益となる部分も含まれていると考えられる。そのこと自体に問題があるとは言えないが、収支報告書の記載方法や金額の設定如何によって収支実態を歪める可能性がある取引である。

このようないわゆる内部取引に関しては、収支報告書の記載方法を明確化するとともに、通常以上の利益が含まれていないかなど金額の合理性を検証することが必要である。指定管理者制度全体に関する問題として方針や手続を定められたい。

⑦ 事業報告書の提出期限について(監査の意見)

基本協定書では、指定管理者は毎年度終了後 60 日以内に事業報告書を宮崎市に提出することとなっている。しかし、指定管理者の決算承認スケジュールの都合上期限内に提出することが困難な場合がある。特に、大規模な株式会社や公益法人等では決算期末日後 3 か月以内での決算承認としているものも少なくない。現状ではこのような場合、通常、期限内に「見込」として事業報告書を提出し、期限後に正式版として提出する形で運用されている。やむを得ない理由であるものの、結果的には協定書が遵守されていないとも判断し得る状況である。協定書に当該状況を承認する旨の記載を織り込むことが必要であろう。

5. その他

① 宮崎白浜オートキャンプ場における消防用設備等点検未実施について(指摘事項)

宮崎白浜オートキャンプ場では、平成 29 年 6 月に南消防署が立ち入り検査を実施して消防用設備等点検未実施が判明、同年 8 月に南消防署は指定管理者に立ち入り検査結果通知書で指摘している。所管課は平成 30 年 2 月に南消防署からの連絡により、平成 27 年度から 29 年度分の点検が未実施であったことを把握し、指定管理者に対し聞き取り調査と事業報告書の再点検を行っている。その後、平成 30 年 6 月に指定管理者から宮崎市に対し顛末書の提出があり、同年 9 月に宮崎市から指定管理者に対し文書指導を行っているが、令和元年 10 月に平成 30 年度宮崎市一般会計歳入歳出決算不認定となった。さらに、同年 11 月

に平成30年度の消防用設備等点検報告書が未提出であったことに対し行政指導を行っている。

過年度より数年間、消防用設備等の点検が法定通りの回数実施されていなかったこと、消防用設備等点検報告書が未提出であったこと、所管課に法定通りに実施しているという虚偽の報告をしていること、南消防署から指導があったことを所管課に報告しなかったことなどは許されないことである。通常通りに消防設備は機能していたということであるが、万が一事故が発生するようなこととなっていれば大変な責任問題である。

また、宮崎市は、当該事件を受け指定管理者制度導入施設215施設における平成30年度消防用設備等点検実施の調査を実施し、4施設で点検の未実施、3施設で点検は実施していたものの、点検結果報告書が所管課の消防署へ未提出であったことを確認している。

宮崎市は、当該原因を「当該施設が消防点検検討対象施設ではない」といった誤った判断や担当者間の引継ぎ不足、消防点検やその報告に対する意識の欠如によるものと認識している。

所管課としては、虚偽の報告により知らなかったということであるが、長い間チェックし得なかったことに加え、令和元年10月の再調査で平成26年度の消防用設備等点検の未実施も判明しており、他の施設も含め、調査の対応の遅さ、不十分さも問題である。

また、宮崎白浜オートキャンプ場については、指定期間満了により、令和2年度から指定管理者が交代しているが、指定期間の途中で、指定管理者の指定取り消しもありうる場所である。この点、宮崎市は令和元年10月になって宮崎市市議会議員の質疑があるまで検討されていなかったのは如何なものだろうか。

令和2年度からは、宮崎白浜オートキャンプ場の所管課である観光戦略課では、消防署へ消防用設備等点検報告書の提出義務があるすべての施設に対し、その写しを業務報告書に添付することとしている。また、すべての所管課において、法定点検リストと点検実施日や実施者等を記入した法定点検実施報告書を年度末の業務報告書に添付させることとしている。今後は、施設の実地調査も含め、適切に監督指導していただきたい。

② 宮崎市と指定管理者のリスク分担(指摘事項)

総務省による公の施設の指定管理者制度導入状況調査の分析・検証によると、市区町村(指定都市除く)全体では、半数以上の施設が施設の種別に応じた必要な体制に関する事項(リスク分担)を選定時に示し、かつ、協定等にも記載し

ているが、宮崎市はリスク分担については基本協定の別記としているものの、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項については明確なものがない。後のトラブルを避けるためにも当該事項についても協定等にも明記しておくべきである。

③ 緊急時の対応に関する事項の協定等への記載状況(指摘事項)

総務省による公の施設の指定管理者制度導入状況調査の分析・検証によると、緊急時の対応に関する事項の協定等への記載状況については、市区町村(指定都市除く)全体では、選定時に示している、かつ、協定等に記載しているが約7割であるのに対し、宮崎市はすべての施設において協定等にのみ記載している。後のトラブルを避けるためにも選定時にも記載しておくべきである。

④ 大規模災害等発生時の役割分担及び費用負担の協定等への記載状況(指摘事項)

宮崎市は、大規模災害等発生時の役割分担及び費用負担について、すべての施設において、後のトラブルを避けるためにも選定時および基本協定に明記すべきである。

⑤ 新型コロナウイルス感染症に係る補償金について(指摘事項)

宮崎市は、指定管理者制度導入施設の管理運営に際し、「新型コロナウイルス感染症」の感染を未然に防止するため、市の方針に基づき実施する臨時休館に伴う営業損失等に係る費用(以下「影響額」という。)について、協定を締結している。

宮崎市は、影響額として、休館しなければ得られていたと想定される利用料金収入等から休館により不要となった経費を差し引いて算出し、正の数となった場合には、指定管理者に対しその額を補償金として支払っている。逆に影響額が負の数となった場合は、指定管理者が宮崎市に対して指定管理料の戻入を行っている。

その際、利用料金収入や経費である光熱費、委託費等は消費税込みで計算している。しかし、指定管理料の戻入の場合には問題とならないが、補償金支給の場合には、当該補償金が消費税対象外となるため、基準期間の課税売上高が5千万円を超え、課税期間における課税売上高が5億円以下であって、かつ、

課税売上割合が95%以上の事業者に対して、消費税を含めて損失補てんしてしまうとその分過大な補償となってしまう。

一律に消費税相当分を含めた補償金の算定は適切とは言えず、速やかに、消費税等分に係る影響額を計算し直し、結果として過大となった補償金については指定管理者から返還してもらう必要がある。

参考（令和3年1月末日現在までに確定している補償金と戻入額の状況）

主な休館期間		補償金	戻入
R2.3.5 ～ R2.3.31	施設数	7	13
	金額（千円）	39,886	5,530
R2.4.6 ～ R2.5.24	施設数	11	19
	金額（千円）	113,266	10,354
R2.7.29 ～ R2.8.31	施設数	2	16
	金額（千円）	17,064	5,011
集計	施設数	11	23
R2.3.5 ～ R2.8.31	金額（千円）	170,218	20,896

なお、令和3年1月末日現在未だ一部戻入されていないものもある。また、7月から8月の補てん分で3月補正予算に要求予定のものは、現時点で確定していないため除いている。

第6章 外部監査の指摘及び意見-指定管理者制度導入施設各論

I 宮崎市民文化ホール

1. 施設の概要

(1) 概要

宮崎市民文化ホールは宮崎市福祉文化公園内にあり、大ホール（固定席 1,867 席）、イベントホール（平土間 300 人収容）のほか、会議室、和室、練習室 3 室等を有する地下 1 階、地上 5 階建の文化施設である。

項目	内容
設置の目的	市民の福祉及び健康の増進並びに教育、学術及び文化の発展に寄与し、もって市民の生活の向上に資するため。
業務内容	各種ホール・会議室等の貸館業務
開設時期	平成 8 年 10 月 2 日
利用時間等	午前 9 時～午後 10 時まで
指定管理者制度の開始時期	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

(参考) 宮崎市福祉文化公園条例

第 14 条 市民文化ホールの管理は地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。



(2) 利用状況の推移

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
利用人員（人）		292,587	279,032	275,898	232,347	189,774
使用料収入（千円）		56,821	56,159	49,736	40,057	33,463
利用率 （%）	大ホール	75.3	72.2	77.9	79.0	68.4
	イベントホール	71.4	73.2	69.6	74.3	52.8
	練習室	84.7	85.6	83.7	83.3	63.8
	会議室	66.2	61.2	65.7	65.2	55.4
	和室	44.4	40.8	45.2	49.8	38.2

(注1) 平成29年度はホールの改修による約2か月の大ホール閉鎖期間があった。

(注2) 平成30年度及び令和元年度は空調設備の改修によりそれぞれ3か月間全館閉店期間があった。また令和元年度は外壁工事による一部施設の利用制限に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月弱の利用制限があった。

(3) 指定管理の状況

① 指定状況の推移

- 1期目 18年度～20年度 財団法人宮崎文化振興協会
- 2期目 21年度～25年度 MSGグループ
- 3期目 26年度～30年度 MSGグループ
- 4期目 元年度～現在 MSG・AVCグループ

② 指定管理料の推移

(単位：千円)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
収入計	194,417	194,488	193,914	188,330	185,463
(内訳) 指定管理料	193,988	194,139	193,525	188,014	183,349
利用料収入	—	—	—	—	—
その他収入	430	349	389	317	2,114
支出計	194,332	194,392	193,887	188,273	185,401
(内訳) 人件費	54,063	58,574	57,287	59,636	55,440
人件費以外	140,268	135,818	136,600	128,637	129,961

(注1) 指定管理料の額の上限額は、基本協定書上、指定期間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）中、946,712千円となっている。

(注2) 令和元年度のその他収入には令和元年度より指定管理事業となった文化芸術企画事業に係るチケット販売収入1,840千円が含まれている。

③ 指定管理者の概要

第2期目である平成21年度より、MSGグループ（令和元年度からはMSG・AVCグループと名称変更）が指定管理者となっている。当グループは学校法人宮崎総合学院（代表構成員）及び株式会社AVC放送開発を構成員とするグループである。学校法人宮崎総合学院は他団体とのグループで宮崎市生目の杜運動公園の指定管理者の他、宮崎市以外の複数の施設の指定管理者又は指定管理者グループの構成員となっている。

④ 指定管理者の運営財源

指定管理者は宮崎市からの指定管理料に加え、文化芸術企画事業及び自主事業等による収入によって当該施設を運営している。なお、自主事業については、事業計画により所管課承認の上で実施している。

（4）指定手続きの状況

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	外部の専門家を交えた選定委員会の設置
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に係る「すべての業務」
指定管理者の業務内容	(1) 芸術文化の振興に寄与する事業の企画及び運営に関する業務 (2) 文化ホールの使用の許可に関する業務 (3) 文化ホールの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、文化ホールの設置目的を達成するために必要な業務
申請書を提出した団体数	2団体

（5）宮崎市の指導・監督の状況

項目	内容
事業報告書の收受年月日	令和2年5月22日
実地調査の状況	令和元年11月11日 令和2年3月16日

2. 指摘事項及び意見

(1) 施設のあり方と指定管理者制度導入について

公共ホールとして幅広く利用され施設の設置目的を十分果たしており、継続性、実施主体の観点において外部委託の方針は適切なものと判断される。また継続的に複数の団体の応募者から指定管理者が選定されていることから競争原理が働き、民間ノウハウの活用、経費の縮減が図られているものと判断される。指定管理者との定例会議の開催に加え、利用者アンケートや第3者による運営協議会の設置による意見の収集・分析も実施されており、より高い住民サービスの提供体制が整っている。

(2) 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結

① 指定管理者の選定手続き等

(ア) 公募期間・・・平成30年7月19日～8月24日

(イ) 選定の方法

選定委員会は4人で構成され、選定の基準及び配点及び選定の結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

区分	役職
内部	地域振興部長
内部	地域振興部 文化・市民活動課長
外部（学識経験者）	宮崎大学教授
外部	宮崎市社会教育委員

選定の基準及び配点

選定の基準	審査項目	配点
事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営にあたっての基本方針 ・市民の平等な利用の確保 ・要望、意見、苦情への対応 	30
事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上に関する提案 ・利用者の増加を図るための取り組みに関する提案 ・施設の設置目的の理解と課題の認識 ・設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案 	65
事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額 	20
事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・人的体制の確保 ・職員の能力育成（研修体制） ・事業計画の実現可能性（継続性、安定性） ・類似施設等の管理運営実績 ・申請者の安定性、信頼性 	60
安全管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・災害及び不審人物の対応など、危機管理に対する対応 	10
労働福祉の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用に対する基本的な考え方 	5
環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した施設管理 ・障がい者の就労支援への対応 	10
合 計		200

選定結果

応募者名	1位の数	合計得点
MSG・AVCグループ	2	594
A	2	591

(ウ) 協定書の締結

項目	内容
基本協定書の締結日	平成 31 年 3 月 27 日
年度協定書の締結日 (令和元年度)	平成 31 年 3 月 27 日
指定期間	5 年間 (平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日)
指定管理料の上限額 (税込)	5 年間 946, 712 千円

② 指定管理者の選定方法について (監査の意見)

「指定管理者選定にかかる選定のポイント」によれば、「選定委員会に出席した委員が第 1 位をつけた数の多い応募者を指定管理者の候補者に決定する。同数の場合は、委員会協議の上、会長が選定する」とされている。なお、選定委員会の会長は「宮崎市地域振興部文化・市民活動課指定管理者候補者選定委員会設置要綱」第 3 条 2 項において「地域振興部長の職にある掲げる者をもって充てる」と定められている。

本件では 1 位の数は同数であり、委員会における協議において会長である宮崎市地域振興部長が決定している。

「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」では選定委員として半数以上の外部委員を置くこととしている。これは専門的かつ多様な意見を反映することで選定手続の公平性、客観性を確保する趣旨である。本件において選定委員の半数 (4 名中 2 名) は外部委員であり規定上の問題はないものの、選定委員数が偶数かつ少数であれば得票数が同数となる可能性も高くなり、同数の場合は内部委員たる会長の意向が反映されやすい点から、選定手続において公平性・客観性が十分に確保されたか疑問が残る。

宮崎市では選定委員の人数については特に定めを設けていないが、選定方法を第 1 位の得票数とする本件のようなケースでは選定委員の人数を奇数とするような配慮があっても良かったのではないか。また本件の 4 名という人数は、他の施設にかかる指定管理者の選定委員数と比較しても少ない。選定手続の公平性・客観性の確保の観点において選定委員の人数について、一定の方針を定めることが望ましいと考える。

③ 現行指定管理者の指定管理期間終了後における総括について（監査の意見）

選考時に提出された事業計画書には、通常、指定管理期間における対象施設の管理運営に関する具体的な方針や施策、各種提案が列挙されており、それらは審査項目にもなっている。当該施設においても平成30年の募集時の事業計画書では、例えばサービス向上の具体的取組として20項目、業務効率化等の方策として19項目など非常に多数の事項が記されている。しかしながら、指定管理期間終了後においてこれらの施策や提案の達成度合に関する網羅的・総括的な検証・評価はなされていない。どんなに魅力的な提案があったとしてもそれが実行されなければ、住民サービスが想定より低下することを意味し、制度趣旨に悖るものとなる。当初の事業計画書についての網羅的な達成度合の検証、実行されなかった場合のその理由や将来の実行可能性など指定管理期間を通して総括し、これを次期以降の選考評価においてフィードバックすることが重要である。

審査項目には類似施設の管理運営実績が掲げられているが、同一施設の管理運営実績は強力なアドバンテージである一方、選定の基礎となった事業計画書に対する総括的な実績評価との一対でこそ公平な選定が可能になるものである。

（3）指定管理料の算定について

① 利用料金制の導入について（監査の意見）

指定管理料は宮崎市が過去の実績推移等に基づき積算した上限値を提示し、その範囲で指定管理者が提案した額となっている。指定管理料の精算は原則として実施していない。また、施設の利用料金は全額宮崎市の収入であり、文化芸術企画事業、自主事業による入場料等の収入は指定管理者の収入である。文化芸術企画事業は当該入場料等収入と指定管理料のうち当事業の運営管理にあてるためにあらかじめ手当されている収入をもって実施されている。

利用料金制は導入されていない。「宮崎市の施設における指定管理制度に関する基本指針」によれば、利用料金制について積極的な導入を検討することとなっており、宮崎市では令和元年度において他の自治体に対し文化施設の利用料金制の導入状況を照会したところである。当該照会によれば、対象数106に対し66施設（62.3%）で利用料金制が導入されている。

利用料金制の導入は指定管理者に対し、より積極的な経営努力が促されるばかりでなく、会計事務の効率化を図ることが可能である。さらには決済手段の多様化や還付事務の簡素化・迅速化など利用者にとっての利便性の向上も期待できる。導入に向けての積極的な検討が望まれる。

② 指定管理料の積算について（監査の意見）

当該施設は空調設備の改修工事に伴い、平成31年1月から令和元年6月までの6か月間にわたり全館閉鎖していた。その前年度においてもホールの改修工事に伴いホールが使用できない期間があった（大ホールの閉鎖は平成30年1月25日から平成30年3月30日）。

これら施設の閉鎖については指定管理料の積算上考慮されず、当該年度の仕様書の中で支払方法につき別途協議する旨が記載されているが、減額の有無やその金額などは不透明であり宮崎市、応募者双方にとってリスクとなり得るものである。

指定管理期間を通して修繕工事期間や閉鎖期間を予測することは困難な場合もあるが、本来、大規模修繕は5年から10数年の長期的な計画のもと実施されるべきものである。従って、適切な長期修繕計画のもと予定されている閉鎖期間において、抑制可能な変動費的性格の支出については金額を合理的に見積もり、指定管理料の積算上予め考慮することが望ましいと考える。

今後は施設の老朽化に伴い定期的な大規模修繕は避けられないであろう。より実態的な指定管理料の積算額に基づき選定手続がなされることが円滑な業務遂行に資するものとなると考えられる。

（4）指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

① 文化芸術企画事業の位置づけについて（監査の意見）

仕様書で求められている文化芸術企画事業の位置づけが不明瞭である。

「宮崎市民文化ホール管理運営業務仕様書」によれば指定管理者が実施する業務の一つとして「芸術文化の振興に寄与する事業の企画及び運営に関する業務」があり、その中に「文化芸術企画事業」と「自主事業」を掲げている。

宮崎市民文化ホール管理運営業務仕様書

5 指定管理者が行う業務の範囲

(4) 芸術文化の振興に寄与する事業の企画及び運営に関する業務

① 文化芸術企画事業に関すること

指定管理者は、施設の設置目的を達成するため、第三次宮崎市文化振興計画を踏まえ、施設の立地、環境、設備、特徴及び指定管理者のネットワークやノウハウを最大限活かした独創性の高い事業を企画・実施するものとする。実施回数は、次の表に示す分類毎に、年2回以上実施するものとする。

分類	実施内容
鑑賞型事業	芸術性が高く、優れた舞台芸術公演等
創造・参加型事業	地域の文化芸術団体等が自ら参加する舞台芸術公演等
普及・育成型事業	市民、とくに若い世代を対象にした、文化芸術の魅力を伝え、体感するワークショップ等

② 自主事業の実施に関すること

指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、文化ホールの管理運営の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

- ・自主事業計画書を市に提出し、承認を得て実施することができる。
- ・自主事業計画書の変更が生じた場合は、実施前に市の承認を得るものとする。
- ・自主事業の収入は、指定管理者の収入とする。

収入の取り扱いについては、指定管理者募集要項において以下の記載がある。

宮崎市民文化ホール募集要項

5 経理に関する事項

(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

- ①市が支払う指定管理料
- ②自主事業による収入

文化芸術企画事業は上記仕様書のとおり、3種類の事業毎に年2回以上の実施が求められている。従って、指定管理者が行うべき事業（以下「本来事業」という）と考えられ、指定管理料を財源として実施されるべきであると考えられるが、参加料等の徴収可否やその帰属先が宮崎市と指定管理者のどちらとなるか「募集要項」「仕様書」等において明示されていない。

実施された事業の中には、参加料を徴収している事業もあり、当該収入は指定管理者の収入となっているが、そのことが募集時に他の事業者十分に伝わったか疑問である。これは即ち当該事業の収支リスクを指定管理者が負うということであるから、募集時に明確化しておくことが必要であったと思料する。

② 収支予算と実績管理について（指摘事項）

「宮崎市民ホール管理業務仕様書」によれば、指定管理者は毎年度、事業計画書として管理業務の実施に関する経費の収支予算を宮崎市へ提出することとなっている。そして事業年度終了後、事業報告書として管理業務の実施に係る収支決算を提出することとなっている。

宮崎市民文化ホール管理運営業務仕様書

8 事業計画書及び収支予算書の提出

(1) 事業計画書の提出

平成31年度の事業計画書については、下記の①から④までの事項を記載し、協定書の締結と同時に市へ提出すること。また、平成32年度から平成35年度の事業計画書は、当該前年度の10月末日までに提出すること。

- ① 管理運営の体制
- ② 当該施設の利用者の安全管理体制
- ③ 事業の概要及び実施時期（事業の名称、実施時期、内容、収支計画等）
- ④ 管理業務の実施に関する経費の収支予算

(3) 事業報告書の提出

指定管理者は、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」第7条の規定により、事業年度終了後60日以内に当該年度の事業報告書を提出すること。

なお、事業報告書の記載項目については、次のとおりとする。

- ① 管理業務の実績
- ② 施設の利用状況（月別、施設別の稼働率、利用人数、利用件数）
- ③ 使用料の収入実績（月別、施設別）
- ④ 管理業務の実施に係る収支決算
- ⑤ 実施した事業の内容及び実績、経費の決算資料
- ⑥ 減額・免除の実績
- ⑦ その他市が必要と認めるもの

また、自主事業についても以下のとおり定められており、収支計画の提出が求められていると解され、前述のとおり、事業報告書として実施した事業の内容及び実績、経費の決算資料を提出することとなっている。

宮崎市市民文化ホール管理運営業務仕様書

第5 指定管理者が行う業務内容

(4) 文化芸術の振興に寄与する事業の企画及び運営に関する業務

② 自主事業の実施に関すること

指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、文化ホールの管理運営の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

- ・ 自主事業計画書を市に提出し、承認を得て実施することができる。
- ・ 自主事業計画書の変更が生じた場合は、実施前に市の承認を得るものとする。
- ・ 自主事業の収入は、指定管理者の収入とする。

宮崎市では収支予算については事業毎に把握しているものの、実績に関しては総額の収支を把握しているだけで各事業単位の事業収支の把握はしていない。

従って、当然に収支予算と実績を比較・分析することもなされていない。収支予算と実績の比較・差異分析は、当初計画の妥当性、実績値の正確性、合理性を把握し、もって実態を適切に反映した収支報告を得るために重要である。これにより、適正かつ効率的な管理運営がなされているかを確認することが可能となり、さらには必要な改善を指示することも可能となる。加えて適切な指定管理料算出の基礎資料にもなるものである。従って、予算実績差異分析は、指定管理者の質とサービスの向上、経費縮減のいずれの観点からも必要不可欠といえる。

よって、貸館事業、文化芸術企画事業、自主事業別に、さらに文化芸術企画事業及び自主事業については実施した事業毎に収支予算実績比較及び差異分析を実施することが求められる。特に文化芸術企画事業及び自主事業は、後述する「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」に定める本質的的事业であり、指定管理者の企画力・ノウハウが問われるものである。実施事業毎の評価は欠かせず、そのためにも予算実績管理が必要である。

③ 数値目標の設定等について（監査の意見）

月次の業務報告書、年次の事業報告書において報告されている事項は、各ホール、練習室等毎の使用日数、利用率、入場者数等である。これらの数値は各施設の利用実態の把握の上で重要な指標であるが、選定時及び毎年度の事業計画書のいずれにも具体的な数値目標としては明記されていない。具体的に数値目標を設定することはP D C Aサイクルによる運営管理上有効である。指定管理期間において宮崎市が求める水準と指定管理者が達成可能と認識する水準をすり合わせ、事業年度毎の目標数値を明確化し、年次あるいは月次でP D C A管理することで、長期的視点での実効性のある管理が可能になると考える。

また、利用実績については、公演・発表会・講習会などその利用目的、あるいは芸術団体・教育関係団体・国際団体・民間団体などその利用者区分といった切り口で当該数値を把握し、計画値・過年度実績と比較・分析することで一層有用性が高くなると考えられる。

「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（平成25年文部科学省告示第60号）」（以下、劇場等活性化指針）によれば、「劇場等の設置者はその運営方針を長期的視点に立って明確に定めること」、「設置者は設置する劇場等の事業について、適切な評価基準を設定し、長期的な視点も踏まえた評価を適切に実施するよう努める」旨が定められている。

当該指針に資するためにも、前述の事業別収支の明確化に加えて、数値目標の設定や利用者情報の細分化などにより、より効率的、効果的に長期的管理を実施できるような仕組みを構築することが望まれる。

劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（平成25年文部科学省告示第60号）

第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

1 運営方針の明確化に関する事項

劇場、音楽堂等を設置する者（以下「設置者」という。）は、法前文に示された趣旨を踏まえつつ、劇場、音楽堂等の事業の実施を通じて、その設置する劇場、音楽堂等の設置目的を適切に実現することが求められる。このため、設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の運営方針を長期的視点に立って明確に定め、同方針の内容に応じ、劇場、音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者、劇場、音楽堂等の事業に参加する者その他の劇場、音楽堂等を利用する者（以下「利用者」という。）、実演芸術団体等その他の国民又は住民（以下「利用者等」という。）に同方針を周知し、新たな課題等が生じた場合には、必要に応じ同方針を適切に見直すよう努めるものとする。なお、地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等については、各地方公共団体が定めた文化芸術振興のための条例・計画等に則しつつ、同方針を定める必要がある。

2 質の高い事業の実施に関する事項

(2) 設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の事業について、適切な評価基準を設定し、毎年の利用状況等の短期的な視点のみならず実演芸術の水準の向上や地域の活性化への貢献などの長期的な視点も踏まえた評価を適切に実施するよう努めるものとする。さらに、設置者は、劇場、音楽堂等の事業の評価結果と当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性を検証し、評価結果を事業内容の見直しに適切に反映させるよう努めるものとする。評価の実施に当たっては、設置者は、利用者等の視点に配慮するとともに、定量的指標のみでは測り得ない実演芸術の定性的側面に十分に留意する必要がある。

④ 利用率の算定について（監査の意見）

管理指標としている利用率は開館日数に対する利用日数で算定されている。施設利用料は時間帯区分（午前 1 区分、午後 2 区分の合計 3 区分）で設定されており、現状の方法では、例えば午前中のみの利用であってもその日の利用率は 100%となる。

利用可能時間区分に対する実際利用時間区分で算定した方が、より実態的であり有用性も高いと考えられる。利用率の算定方法の変更あるいは新たな指標としての追加を検討されたい。

なお、指定管理者が文化芸術企画事業や自主事業で施設を利用した場合、施設全体の指標としてはこれらを含めた利用率が適切であるが、貸館事業のみの評価では、利用率の算定上分子分母から除くことが適切である。目的に応じて区分できるように管理することも必要であろう。

⑤ 申込手段・決済手段について（監査の意見）

施設の利用申込は申請者が直接来館するか F A X による受付のみとなっている。また料金の決済手段は原則現金である。

通信手段や決済手段が多様化する中、住民サービス向上の観点から、インターネットによる申込や口座振込、クレジットカード・電子マネー等のキャッシュレス決済への対応を検討されたい。

⑥ 修繕費の負担について（監査の意見）

令和元年度の当施設に関する修繕費として以下のものがあつた。

内容	負担者	金額（円）
ピアノ庫（練習室）、楽器庫（練習室） パッケージ電気ヒータ制御用サイリスタ修繕	宮崎市	1,042,800
ピアノ庫（地下） パッケージ電気ヒータ制御用サイリスタ修繕	指定管理者	686,400

「宮崎市民ホール管理運営業務仕様書」においてリスク分担は経年劣化等による損傷等で1件100万円以上のものは宮崎市の負担、100万円未満のものは指定管理者の負担を基本とし、特別の事情がある場合は協議によって決定することと定められている。上記修繕の負担者は規定に沿ったものとなっている。しかし、宮崎市が実施した修繕は同一練習室に付随するものの、別室であるピアノ庫及び楽器庫のそれぞれのサイリスタの更新に係るものであり、別個に契約すれば1件100万円未満となる。1件の定義を明確にすることが必要である。

⑦ 備品の管理について（指摘事項）

所管課において年次で宮崎市所有の備品の管理状況のモニタリング及びサンプルでの現物実査を実施している。しかしながら、備品シールの貼付もれや所在場所の移動などにより、台帳上の備品と現物との照合が困難な状況であつた。宮崎市所有の備品は「宮崎市財務規則」に従った管理が求められ、また財産管理上、現物の実在性を定期的に確認することは欠かせない。一方で当該備品数は2千数百点にのぼり全品実査をするには相当のコストが発生する。指定管理者が実施すべき事項と宮崎市が実施すべき事項を明確化し、どうすればより効率的・効果的に財産管理が実施できるか再考するとともに、これを備品管理マニュアル等で明文化し共有することが望まれる。バーコード管理や保管場所別一覧の出力対応などシステム改善等も検討の余地がある。

備品台帳は公募時の実施要領にも添付されるものであり、応募の意思決定にも重要な影響を及ぼすものである。同時に引き継ぎ時のトラブル防止の観点からも正確性が求められる。

また、当該備品台帳には施設内のカフェで使用されている備品類が記載されている。当該カフェは別団体が行政財産目的外使用許可によって運営しているものであるが、指定管理者と当該カフェの運営団体との間には何らの契約関係はなく、当該カフェ内備品に関する指定管理者の管理責任の有無が不明瞭である。責任の所在を明確化すべきである。

⑧ 備品の管理及び所有権について（指摘事項）

新規の備品の管理に関しては、基本協定書及び仕様書において以下のとおり定められている。

宮崎市市民文化ホール基本協定書

第13条（備品の管理等）

乙（指定管理者）は、管理業務の実施に当たり、甲（宮崎市）が別に示す文化ホールの備品台帳の備品を使用することができる。

2 前項の場合において、乙は、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

3 乙は第1項の備品が第三者の行為、経年劣化、その他乙の責めに帰することができない理由により管理業務の用に供することができなくなったときは、甲に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

4 前項の場合において、甲が必要と認めるときは、当該備品の代替となる物を甲の負担で調達するものとする。

5 第1項の備品以外で管理業務の実施上必要な備品の調達、更新、整備等については、乙が行うものとする。この場合において、当該費用は乙の負担とする。

宮崎市市民文化ホール管理運営業務仕様書

13 備品の管理

（1）指定管理者は、管理業務に必要な市の備品を使用することができる。

（2）指定管理者は、備品等を常に良好な状態に保つこととする。

（3）指定管理者は、市と協議の上、備品等を自己の費用により購入または調達できる

（4）備品は、市の備品と指定管理者が購入した備品とを明確に区分し、それぞれの備品台帳を整備し管理すること。備品台帳は、年1回以上点検し、市に報告すること。

（5）市の備品が第三者の行為、経年劣化その他指定管理者の責めに帰することができない理由により管理業務の用に供することができなくなったときは、市に対し、速やかに、その旨を報告し、市が必要と認めるときは、原則、当該備品の修理は指定管理者が、更新は市が行うものとする。

（6）指定管理期間の終了に際し、備品等の扱いについては次の①から③のとおりとする。

① 別添に示す備品等については、市の所有とする。

② 指定管理者が、自ら購入・搬入した備品等については、指定管理者の所有とする。

③ ②の備品等については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市または市が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

協定書等によれば老朽化等によって宮崎市所有の備品の買替えが必要となった場合は宮崎市が負担することが定められているが、実際には金額的に多額でない場合、指定管理者が購入していることが多い。協定書に沿った運用となっていない問題である。

また、当該指定管理者が購入した備品は指定管理者が所有権を有することとなり、この点は「宮崎市民文化ホール管理運営業務仕様書」においても明記されている。しかし、指定管理期間終了時において、特に指定管理者の変更があった場合は、宮崎市は指定管理者が所有していた備品について改めて調達する必要も生じ得ることとなり経済性の観点から好ましくない。

備品の費用負担や所有権の帰属、指定管理者が所有権を有する備品の指定期間終了時の取り扱いについて、効率性及び経済性の観点から再考し、協定書等を改めることが望まれる。

⑨ 内部取引について（監査の意見）

令和元年度の修繕費の中に指定管理者自身に支出されているものが以下のとおり含まれていた。

内容	相手先	金額（円）
事務所内の液晶ディスプレイ更新工事	(株)AVC放送開発	100,100
大ホールパワーアンプ修繕工事	同上	99,000
調光操作卓保全整備部品交換工事修繕	同上	528,220
調光操作卓バッテリー交換工事	同上	31,570

当該取引金額には指定管理者の人件費に相当する部分や利益となる部分も含まれていると考えられる。従って、収支報告書の記載方法や金額の設定如何によって収支実態を歪める可能性がある取引である。

このようないわゆる内部取引に関して、収支報告書の記載方法を明確化するとともに、通常以上の利益が含まれていないかなど金額の合理性を検証することが必要である。

⑩ 施設内の倉庫利用について（指摘事項）

楽器庫の一部が特定の利用者の所有する楽器類の保管庫として利用されている。これにより、保管すべき楽器の保管場所が十分でなかったり、保管場所が確保できないために新たな購入を先送りしているものもある状況である。

利用頻度が高い利用者とは言え、利用者の平等な利用の観点から適切ではない。また盗難や損壊があった場合、責任の所在が不明瞭である。対応を検討されたい。

II 宮崎市清武文化会館

1. 施設の概要

(1) 概要

宮崎市清武文化会館は宮崎市清武町にあり、半九ホール（固定席 798 席・車椅子席 6 席・親子席 6 席）のほか、小ホール、研修室 3 室、会議室、和室、図書室等を有する地上 3 階建ての文化施設である。

項目	内容
設置の目的	市民が多様な文化芸術を鑑賞し、及び文化活動、創造的活動、表現活動等を行う機会を提供するため。
業務内容	各種ホール・会議室等の貸館業務、図書館の運営
開設時期	平成 10 年 9 月 22 日
利用時間等	午前 8 時 30 分～午後 10 時、休館日は月曜日
指定管理者制度の開始時期	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

(参考) 宮崎市清武文化会館条例

第 5 条 文化会館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。



(2) 利用状況の推移

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
利用人員(人)		76,249	80,856	82,092	87,772	68,335
使用料収入		—	—	—	—	—
利用率 (%)	半九ホール	26.7	44.8	42.8	45.1	41.3
	小ホール	44.0	68.8	69.8	75.0	56.7
	研修室1	47.0	76.6	62.5	59.6	49.5
	研修室2	37.4	62.7	48.2	41.0	37.6
	研修室3	55.6	80.8	80.5	83.9	80.8
	会議室	53.8	81.5	80.1	73.9	71.4
	和室	64.4	92.9	87.3	77.5	66.0

(注1) 平成28年度に利用率の算定方法を変更している。

(注2) 令和元年度は音響工事による大ホール貸館の中止(令和2年1月15日～同2月28日)及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のための全館貸館中止(令和2年3月6日～31日)により利用人員が減少している。

(3) 指定管理の状況

① 指定状況の推移

1期目	18年度～20年度	財団法人清武町文化会館
2期目	21年度～23年度	財団法人清武町文化会館
3期目	24年度	財団法人清武町文化会館
4期目	25年度～26年度	一般財団法人清武町文化会館
5期目	27年度～元年度	一般財団法人宮崎市清武文化会館
6期目	2年度～現在	トールツリーグループ

② 指定管理料の推移

(単位：千円)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
収入計	84,209	85,421	89,111	88,898	85,627
(内訳) 指定管理料	66,878	68,155	68,310	68,310	68,942
利用料収入	12,816	12,557	14,612	14,249	8,309
その他収入	4,516	4,709	6,189	6,339	8,376
支出計	86,837	84,666	89,018	90,786	89,801
(内訳) 人件費	24,101	24,700	26,480	26,478	27,099
人件費以外	62,736	59,966	62,538	64,309	62,702

(注1) 指定管理料の額の上限額は、基本協定書上、指定期間（平成27年3月23日～令和2年3月31日）中、340,596千円となっている。

(注2) 令和元年度は令和2年2月19日以降新型コロナウイルスの影響を理由としたキャンセルについて施設利用料を全額還付したことなどにより利用料収入が減少した一方、自主事業のチケット販売収入の増加によりその他収入が増加している。

③ 指定管理者の概要

令和元年度まで指定管理者であった一般社団法人宮崎市清武文化会館は、清武町文化会館を拠点として、芸術文化等多様な文化活動を促進し個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的として平成10年に設立された団体である。施設の開館時から平成17年度まで管理運営を受託、平成18年度以降令和元年度まで5期間にわたり指定管理者であった。

令和2年度からはトールツリーグループが指定管理者となっている。トールツリーは、株式会社ケイミックスパブリックビジネスの文化施設等運営管理に関するブランド名称で、当グループは全国の多数の文化施設の指定管理者となっている。当施設の指定管理者は福互光株式会社（代表企業）及び株式会社ケイミックスパブリックビジネスを構成員とするグループである。

④ 指定管理者の運営財源

指定管理者は宮崎市からの指定管理料に加え、利用者からの利用料金、文化芸術企画事業及び自主事業による入場料等の収入によって当該施設を運営している。なお、自主事業については、事業計画により所管課承認の上で実施している。

(4) 指定手続きの状況

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	外部の専門家を交えた選定委員会の設置
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に係る「すべての業務」
指定管理者の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化会館の利用の許可に関する業務 (2) 舞台技術業務 (3) 文化会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 (4) 緊急時の対応に関する業務 (5) 図書室の管理に関する業務 (6) 団体事務室の管理に関する業務 (7) 文化芸術の振興に寄与する事業の企画及び運営に関する業務 (8) 前7号に掲げるものの他、文化会館の設置目的を達成するために必要な業務
申請書を提出した団体数	2団体

(5) 宮崎市の指導・監督の状況

項目	内容
事業報告書の收受年月日	令和2年5月29日
実地調査の状況	令和元年11月6日 令和2年3月17日

2. 指摘事項及び意見

(1) 施設のあり方と指定管理者制度導入について

公共ホールとして幅広く利用され施設の設置目的を十分果たしており、継続性、実施主体の観点において外部委託の方針は適切なものと判断される。また複数の団体の応募者から指定管理者が選定されていることから競争原理が働き、民間ノウハウの活用、経費の縮減が図られているものと判断される。指定管理者との定例会議の開催に加え、利用者アンケートによる意見の収集・分析も実施されている。また、今後指定管理者において利用者との意見交換会も予定されており、より高い住民サービスの提供体制が整っている。

(2) 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結

① 指定管理者の選定手続等

(ア) 公募期間・・・令和元年7月18日～8月23日

(イ) 選定の方法

選定委員会は7人で構成され、選定の基準及び配点及び選定の結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

区分	役職
内部	地域振興部長
内部	清武総合支所長
内部	生涯学習課長
外部（学識経験者）	宮崎大学教授（音楽の専門）
外部（利用者代表）	清武地区自治会連合会役員
外部（利用者代表）	加納地域まちづくり推進協議会役員
外部（利用者代表）	清武地域まちづくり推進協議役員

選定の基準及び配点

選定の基準	審査項目	配点
事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営にあたっての基本方針 ・市民の平等な利用の確保 ・要望、意見、苦情への対応 	30
事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上に関する提案 ・利用者の増加を図るための取り組みに関する提案 ・施設の設置目的の理解と課題の認識 ・設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案 	65
事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額 	20
事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・人的体制の確保 ・職員の能力育成（研修体制） ・事業計画の実現可能性（継続性、安定性） ・類似施設等の管理運営実績 ・申請者の安定性、信頼性 	60
安全管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・災害及び不審人物の対応など、危機管理に対する対応 	10
労働福祉の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用に対する基本的な考え方 	5
環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した施設管理 ・障がい者の就労支援への対応 	10
合 計		200

選定結果

応募者名	1位の数	合計得点
トールツリーグループ	6	1,098
A	1	997

(ウ) 協定書の締結

【前指定管理者】

項目	内容
基本協定書の締結日	平成27年3月16日
年度協定書の締結日 (平成31年度)	平成31年3月28日
指定期間	約5年間(平成27年3月23日から令和2年3月31日)
指定管理料の上限額(税込)	約5年間340,596千円

【現指定管理者】

項目	内容
基本協定書の締結日	令和2年3月25日
年度協定書の締結日 (令和2年度)	平成2年3月27日
指定期間	4年間(令和2年4月1日から令和6年3月31日)
指定管理料の上限額(税込)	4年間270,392千円

② 選定委員の構成について(監査の意見)

選定委員のうち外部委員は4名であるが、うち1名は音楽の専門家、他の3名は地域の利用者の代表として選定されている。選定委員ではないが、公認会計士が財務状況を分析し、その結果が審査項目のうち財務健全性の評価(配点10)の採点に反映されている。

しかし、財務健全性の評価だけでなく、審査項目における収支計画の妥当性や経費の縮減方策の的確性等の判断には高度な専門性が要求される。選定委員のうち少なくとも1名は会計に関する専門家を加えることが望ましいと考える。

また、本件では地域の利用者という同種類の立場で3名選任されているが、幅広い見地から審査項目に適した異なる立場の者を選任する方が多様な意見が反映され、より適切であったと思われる。選定委員の構成を再考されたい。

(3) 指定管理料の算定について

指定管理料は、宮崎市が上限額を提示した上で、その範囲内で指定管理者が提案した額となっている。収支差額については、精算は行わないこととしている。また、利用料金制を導入しており、施設の利用料金、文化芸術企画事業及び自主事業による入場料等の収入は指定管理者の収入である。文化芸術企画事業は当該入場料等収入と指定管理料のうち当事業の運営管理にあてるためにあらかじめ手当されている額をもって実施されている。

(4) 指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

① 収支予算と実績管理について（監査の意見）

「宮崎市清武文化会館管理業務仕様書」によれば、指定管理者は毎年度、事業計画書として管理業務の実施に関する経費の収支予算を宮崎市へ提出することとなっている。そして事業年度終了後、事業報告書として管理業務の実施に係る収支決算を提出することとなっている。

(参考) 宮崎市清武文化会館管理運営業務仕様書

8 報告書等の提出

(1) 事業計画書等の提出

令和2年度の事業計画については、下記の①から⑤までの事項を記載し、協定書の締結と同時に市へ提出すること。また、令和3～5年度の事業計画は、当該年度の10月末日までに提出すること。

- ①管理運営の体制
- ②当該施設の利用者の安全管理体制
- ③事業の概要及び実施時期（事業の名称、実施時期、内容、収支計画等）
- ④管理業務の実施に関する経費の収支予算
- ⑤その他、市が必要と認める事業

(3) 事業報告書の提出

指定管理者は、宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条の規定により、事業年度終了後、60日以内に市へ提出すること。

なお、事業報告の記載事項については、次のとおりとし、市が必要と認める場合は随時、下記書類の提出に応じること。

- ①管理業務の実績
- ②施設の利用状況（月別、施設別の稼働率、利用人数、利用件数）
- ③利用料金の収入実績（月別、施設別）

- ④減額・免除の実績
- ⑤管理業務の実施に係る収支決算
- ⑥実施した事業の内容及び実績、経費の決算資料
- ⑦図書室の利用実績
- ⑧その他、市が必要と認める事項

また、自主事業についても以下のとおり定められており、収支計画の提出が求められていると解され、前述のとおり、事業報告書として実施した事業の内容及び実績、経費の決算資料を提出することとなっている。

(参考) 宮崎市清武文化会館管理運営業務仕様書

第5 指定管理者が行う業務内容

(7) 文化芸術の振興に寄与する事業の企画及び運営に関する業務

②自主事業の実施に関すること

指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、文化会館の管理運営の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

- ・自主事業計画書を市に提出し、承認を得て実施することができる。
- ・自主事業計画書の変更が生じた場合は、実施前に市の承認を得るものとする。

宮崎市では収支予算に関して法人全体の予算及び自主事業について各事業別予算の報告を受けている。収支実績に関しては、法人全体だけでなく、施設管理運営事業や自主事業別に、また自主事業については各事業別に報告を受けている。

収支予算と実績の差異については、聞き取りによりある程度把握はしているものの、詳細に比較・分析することや自主事業について各事業別に収支の予算実績差異を比較・分析することはなされていない。収支予算と実績の比較・差異分析は、当初計画の妥当性、実績値の正確性、合理性を把握し、もって実態を適切に反映した収支報告を得るために重要である。これにより、適正かつ効率的な管理運営がなされているかを確認することが可能となり、さらには必要な改善を指示することも可能となる。加えて適切な指定管理料算出の基礎資料にもなるものである。従って、予算実績差異分析は、指定管理者の質とサービスの向上、経費縮減のいずれの観点からも必要不可欠といえる。

よって、各事業別に比較形式により収支予算・実績の報告を受け、収支予算実績比較及び差異分析を実施することが求められる。令和2年度からは指定管理業務として文化芸術企画事業が加わっており、貸館事業、文化芸術企画事業、

自主事業別に、さらに文化芸術企画事業及び自主事業については事業別に細分化した上で実施することが望まれる。

② 数値目標の設定等について（監査の意見）

月次の業務報告書、年次の事業報告書において報告されている事項は、各ホール、練習室等毎の使用日数、利用率、入場者数等である。これらの数値は各施設の利用実態の把握の上で重要な指標であるが、選定時及び毎年度の事業計画書のいずれにも具体的な数値目標としては明記されていない。具体的に数値目標を設定することはP D C Aサイクルによる運営管理上有効である。指定管理期間において宮崎市が求める水準と指定管理者が達成可能と認識する水準をすり合わせ、事業年度毎の目標数値を明確化し、年次あるいは月次でP D C A管理することで、長期的視点での実効性のある管理が可能になると考える。

また、利用実績については、公演・発表会・講習会などその利用目的、あるいは芸術団体・教育関係団体・国際団体・民間団体などその利用者区分といった切り口で当該数値を把握し、計画値・過年度実績と比較・分析することで一層有用性が高くなると考えられる。

劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（平成25年文部科学省告示第60号）（以下、劇場等活性化指針）によれば、「劇場等の設置者はその運営方針を長期的視点に立って明確に定めること」、「設置者は設置する劇場等の事業について、適切な評価基準を設定し、長期的な視点も踏まえた評価を適切に実施するよう努める」旨が定められている。

当該指針に資するためにも、数値目標の設定や利用者情報の細分化などにより、より効率的、効果的に長期的管理を実施できるような仕組みを構築することが望まれる。

劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（平成25年文部科学省告示第60号）

第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

1 運営方針の明確化に関する事項

劇場、音楽堂等を設置する者（以下「設置者」という。）は、法前文に示された趣旨を踏まえつつ、劇場、音楽堂等の事業の実施を通じて、その設置する劇場、音楽堂等の設置目的を適切に実現することが求められる。このため、設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の運営方針を長期的視点に立って明確に定め、同方針の内容に応じ、劇場、音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者、劇場、音楽堂等の事業に参加する者その他の劇場、音楽堂等を利用する者（以下「利用者」という。）、実演芸術団体等その他

の国民又は住民（以下「利用者等」という。）に同方針を周知し、新たな課題等が生じた場合には、必要に応じ同方針を適切に見直すよう努めるものとする。なお、地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等については、各地方公共団体が定めた文化芸術振興のための条例・計画等に則しつつ、同方針を定める必要がある。

2 質の高い事業の実施に関する事項

(2) 設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の事業について、適切な評価基準を設定し、毎年の利用状況等の短期的な視点のみならず実演芸術の水準の向上や地域の活性化への貢献などの長期的な視点も踏まえた評価を適切に実施するよう努めるものとする。さらに、設置者は、劇場、音楽堂等の事業の評価結果と当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性を検証し、評価結果を事業内容の見直しに適切に反映させるよう努めるものとする。評価の実施に当たっては、設置者は、利用者等の視点に配慮するとともに、定量的指標のみでは測り得ない実演芸術の定性的側面に十分に留意する必要がある。

③ 利用率の算定について（監査の意見）

管理指標としている利用率は開館日数に対する利用日数で算定されている。施設利用料は時間帯区分（午前1区分、午後2区分の合計3区分）で設定されており、現状の方法では、例えば午前中のみの利用であってもその日の利用率は100%となる。

利用可能時間区分に対する実績利用時間区分で算定した方が、より実態的であり有用性も高いと考えられる。利用率の算定方法の変更あるいは新たな指標としての追加を検討されたい。

なお、指定管理者が文化芸術企画事業や自主事業で施設を利用した場合、施設全体の指標としてはこれらを含めた利用率が適切であるが、貸館事業のみの評価では、利用率の算定上分子分母から除くことが適切である。目的に応じて区分できるように管理することも必要であろう。

④ 申込手段・決済手段について（監査の意見）

施設の利用申込は申請者が直接来館するかFAXによる受付のみとなっている。また料金の決済手段は原則現金である。

通信手段や決済手段が多様化する中、住民サービス向上の観点から、インターネットによる申込や口座振込、クレジットカード・電子マネー等のキャッシュレス決済への対応を検討されたい。

⑤ 収支計画書について（監査の意見）

令和2年度より指定管理者となったトールツリーグループの収支計画書には事業費のうちその他経費として2,700千円、その他支出のうち業務支援委託費として2,400千円が計上されている。

これらの積算根拠を確認したところ、積み上げ方式ではなく種々の支出を包括的に見積もって認識しているとのことであった。また、業務支援委託費については令和2年4月から7月の月次の収支実績資料において「本社管理費」として毎月200千円実績値として認識されている。

所管課は、収支計画書が提出された際にこれらの計上金額の具体的な算定根拠とその合理性を検証すべきであった。また、事業年度終了後において収支実績を入手した際には、これらの支出額の妥当性、合理性、計画数値との整合性を検証することが重要である。

⑥ 内部委託費について（監査の意見）

令和2年4月から7月までの収支実績において、建物維持管理費として指定管理者の構成団体である会社に対し毎月1,380,500円（税込）計上されている。当該委託業務は一種の内部取引であり、透明性の確保、収支実態の適切な把握の観点から、具体的な業務内容・取引金額の妥当性について所管課において検証すべきである。また、このような取引は第三者に対する委託と同様にあらかじめ所管課の承認を受けることとすることも必要であろう。

なお、当該金額には構成団体の人件費や利益相当額も含まれているため、収支報告書で当該支出が委託費などの科目で計上された場合、施設の運営に関する支出の内訳が不透明になる。このような内部取引がある場合にその取引実態が把握可能となるように収支報告書上の科目や報告形式を再考されたい。

⑦ 収支報告書における減価償却費について（監査の意見）

前指定管理者は収支予算及び実績報告として正味財産増減計算書を提出しており、これには非現金支出である減価償却費が含まれている。また、当該収支報告実績に基づき、次期指定管理料の積算が行われているが、当該積算根拠に直近期の減価償却費が含まれている。当施設では金額が小さく大きな影響はないものの、減価償却費は資産の取得に要した支出を当該資産の耐用年数にわたり費用として配分するものであるから、本来は支出時の収支報告書に取得額全

額が反映されるべきものである。しかし、収支報告として損益状況の実態把握に重点を求めれば、減価償却費を計上することにも一定の合理性は認められる。

収支報告書における減価償却費の取り扱いを明確化することが必要である。また、指定管理料の積算には指定管理期間に見込まれる固定資産支出の見積額を算定基礎とすることが適切である。

Ⅲ 宮崎市総合発達支援センター

1. 施設の概要

(1) 概要

宮崎市総合発達支援センター（施設名称「おおぞら」）は、障がいのある子どもとその家族が地域で安心して生活できるように支援する総合的な療育施設であり、障がい児の診療・機能訓練を実施する診療部、児童発達支援センター「すびか」と指定生活介護事業所「宙（そら）」を運営する通所部、「そうだんサポートセンターおおぞら」を運営する地域生活支援部の3事業部で構成されている。なお、令和2年8月から、通所部は「すびか」を運営する障がい児通所部と「宙（そら）」を運営する障がい者通所部に区分され、4事業部構成となっている。

項目	内容
設置の目的	心身に障害のある児童及びその疑いのある児童並びに障害者の福祉の増進を図るため
業務内容	診療、障がい児通所支援事業（児童発達支援センター）、障がい者日中活動系サービス事業（生活介護）、地域生活支援事業（相談支援）
開設時期	平成15年4月1日
利用時間等	午前8時30分～午後5時15分
指定管理者制度の開始時期	平成18年4月1日
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

(参考) 宮崎市総合発達支援センター条例

第7条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。



(2) 利用状況の推移

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
利用人員(人)	43,771	40,890	40,117	38,012	36,919
利用料収入(千円)	273,786	256,639	255,739	270,985	257,894

(注1) 平成28年度及び平成29年度は診療部にて産休育休等の欠員により代替職員の確保ができなかったため利用人員が減少している。また平成29年度までは通所部利用児者が診療部を利用した場合、両方で計数していたが平成30年度以降は通所部利用児者に対する給付費の支給開始に伴い、当該利用児者に関して診療部利用児者としての計数をしていないため利用人員が減少している。令和元年度においては、通所部でより人手のいる医療的ケアが必要な児を多く受け入れるため契約者数を減少させていることも減少要因となっている。

(注2) 平成30年度は給付費加算の増額改定等により利用料収入は増加している。

(3) 指定管理の状況

① 指定状況の推移

1期目	18年度～22年度	社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団
2期目	23年度～27年度	社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団
3期目	28年度～現在	社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団

② 指定管理料の推移

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
収入計	379,538	386,423	399,635	406,828	414,025
(内訳) 指定管理料	368,290	377,218	391,262	399,028	403,534
利用料収入	—	—	—	—	—
その他収入	11,247	9,206	8,373	7,800	10,490
支出計	379,538	386,423	399,635	406,828	414,025
(内訳) 人件費	312,951	317,520	329,917	336,389	350,764
人件費以外	66,587	68,904	69,718	70,440	63,261

(注1) 指定管理料の額の上限額は、基本協定書上、指定期間（平成28年4月1日～令和3年3月31日）中、1,976,946千円（当初）（変更後2,007,956千円）となっている。

(注2) 人件費の増加により指定管理料も年々増加傾向にある。

③ 指定管理者の概要

（社福）宮崎市社会福祉事業団は、宮崎市総合発達支援センターの管理受託を主たる事業目的として設立されたものであり、障がい者を対象とした社会福祉事業を実施している。当該施設のほか、児童館・児童センター14施設、老人福祉センター・老人いこいの家6施設、宮崎市青少年プラザ（宮崎市青少年プラザは公益社団法人宮崎市シルバー人材センターと共同）の指定管理者である。

④ 指定管理者の運営財源

指定管理者は宮崎市からの指定管理料に加え、宮崎市からの補助金、利用者以外からの給食費収入や講師派遣収入等によって当該施設を運営している。

（4）指定手続きの状況

項目	内容
指定管理者の募集方法	非公募
指定管理者の選定方法	外部の専門家を交えた選定委員会の設置
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	施設の運営及び維持管理に関すること （宮崎市総合発達支援センター条例第8条参照）
申請書を提出した団体数	1団体

（5）宮崎市の指導・監督の状況

項目	内容
事業報告書（見込）の收受年月日	令和2年5月18日
事業報告書の收受年月日	令和2年6月22日
実地調査の状況	令和2年1月10日

(注1) 評議員会の開催日が事業報告書の提出期限後となるため「見込」版を期限内に入手している。その後に入手する正式な事業報告書と原則として同一である。

2. 指摘事項及び意見

(1) 施設のあり方と指定管理者制度導入について

① 施設の運営管理の在り方

宮崎市総合発達支援センターは、平成15年度に開設され、複合的な機能を持つことから医療や福祉サービス現場での迅速で柔軟な対応と多数の専門職による運営体制が必要なため、当施設運営のために宮崎市によって設立された（社福）宮崎市社会福祉事業団が開設時から管理運営を行っている。

設立経緯に加え、事業内容から公益性が高く、高度な専門性が求められるため、指定管理者制度を導入することは意義があるものと言える。

(2) 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結

① 指定管理者の選定手続き等

(ア) 非公募による選定

(イ) 選定の方法

指定管理者選定委員会による書類選定及びヒアリングを実施。選定委員会は以下の6人で構成され、選定の基準及び配点、選定結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

区分	役職
内部	子ども課長
内部	保健医療課長
内部	生涯学習課長
外部	障がい福祉関係施設職員
外部	宮崎市PTA協議会役員
外部	弁護士

選定の基準及び配点

選定の基準	審査項目	配点
施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること	・管理運営に対する基本方針 ・業務内容に対する理解及び対応 ・要望、意見、苦情への対応	30

施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児者サービスの向上に関する提案 ・利用児者増への取り組みに関する提案 ・施設の設置目的の理解と課題の認識 ・施設の効用を最大限に発揮できる提案 	25
施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額 ・管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案 	15
事業計画を着実に実施するための十分な管理運営能力を有していること	<ul style="list-style-type: none"> ・人的体制の確保 ・職員の能力育成（研修体制） ・事業計画の実現可能性（継続性、安定性） ・類似施設等の運営実績 ・申請者の安定性、信頼性 	45
安全管理に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害及び不審人物の対応など、危機管理に対する対応 	15
環境保護及び障がい者雇用等の福祉施策の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した施設管理 ・障がい者の就労支援への対応 	10
合 計		140

選定結果

申請者名	合計得点
(社福) 宮崎市社会福祉事業団	670

(ウ) 協定書の締結

項目	内容
基本協定書の締結日	平成 28 年 3 月 29 日
年度協定書の締結日 (令和 2 年度)	令和 2 年 3 月 30 日
指定期間	5 年間 (平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日)
指定管理料の上限額 (税込)	5 年間 1,976,946 千円 (当初) 2,007,956 千円 (変更後)

② 指定管理者の選定方法と管理について（監査の意見）

宮崎市総合発達支援センターは、非公募要件である「専門的かつ高度な技術、ノウハウなどを有する特定の団体を指定することが適切な施設の管理運営に資すると認められる場合」に該当するものとして、候補者の募集を非公募としている。そして、専門職員を継続的に確保し、継続的・長期的ビジョンによる療育訓練の提供実績を持ち、かつ安定的な運営を行える財務基盤を持つ団体として当団体が選定されている。

この点については当施設の特殊性等から一定の合理性が認められるものの、過去5年間の比較において指定管理料は毎年増加している点、一方で利用人員・利用料収入が減少している点は十分に検証される必要がある。

公募の場合は、競争原理が働くことから指定管理者において経費の縮減や住民サービスの向上に対するインセンティブが生じ得るが、非公募の場合はこのようなインセンティブは期待しづらい。従って、それを補完するような管理運営方法を別途確保することが望まれる。

例えば他の施設で実施しているような外部有識者や利用者代表からなる運営協議会を設置し意見収集を行うことや、モニタリングにおいて通常以上に、場合によっては外部専門家も交えて、収支分析やサービス評価を実施することなどを制度化することを提案する。また、非公募理由、選定理由と同様にこれらの結果を公開することが望ましい。これらにより、公平性・透明性をより高めると同時に、かつ指定管理者にも一定の緊張感を与えることとなり、制度趣旨達成に向けたインセンティブも公募時と同程度に期待できるのではないかと考える。

（3）指定管理料の算定、利用料金制について

指定管理料は、宮崎市が上限額を提示した上で、その範囲内で指定管理者が提案した額となっている。収支差額については、余剰が発生した場合はその金額を宮崎市へ戻し入れる精算方式となっている。不足が見込まれる場合は、協議により指定管理料の増額対応することもある。

また障がい児者の総合的な療育施設として、特定の者を対象に定員等を定めた施設ということもあり、当該施設の性格などから、これまでに利用料金制は導入していない。

(4) 指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

① モニタリングにおける入手資料の確認事務について（監査の意見）

協定書では事業計画書（第20条）、業務報告書（第22条）、事業報告書（第23条）の提出がそれぞれ定められている。第20条第3項では提出された事業計画書について、「内容を審査し、必要な指示をすることができる」旨の定めがある。

また、事業報告書等については「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」及び「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」において以下の記述がある。

宮崎市指定管理に係るモニタリング指針

3 モニタリングの手法

(1) 事業報告書の確認（年次）

市が、指定管理者による当該施設の管理状況や、住民利用の状況等の管理の実態を把握し、必要な措置をとるために、指定管理者は、市に対し毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関する事業報告書を提出しなければなりません（地方自治法第244条の2第7項）。

事業報告書の記載事項は「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」（平成17年2月策定）に基づくものとし、記載事項の詳細、様式、提出時期及び方法は、当該公の施設の設置目的・事業、指定管理者である団体の性質及び管理運営の状況等を考慮し、必要に応じて指定管理者と協議の上で、施設所管課が定めるものとします。

施設所管課は、指定管理者による事業報告書の提出があったときは、当初の事業計画書との整合がとられているかを確認するとともに、その内容を精査し、必要に応じて指定管理者に資料の追加提出、又は説明を求め、管理運営状況を把握しなければなりません。

(2) 決算書等の確認（年次・月次）

施設所管課は、指定管理者が指定の期間にわたって安定的に施設の管理運営を継続することが可能であるかを確認するため、指定管理業務に関する収支の状況を把握し、問題点がある場合には、これを早期に発見するよう努めなければなりません。具体的には、指定管理者が提出した事業報告書・業務報告書（月報）等に記載される収支状況を精査し、収支予算書と乖離していないか、効率的な管理運営となっているか等を確認するものとします。

また、指定管理者である団体本体の財務状況の悪化により管理運営が困

難になる場合があることから、指定管理者の財務状況が管理運営を継続することができる状態にあるかを確認するため、指定管理に係る基本協定書において、指定管理業務の収支報告とは別に当該年度の団体の財務状況の報告を求め、その健全性を調査し、又は財務状況の悪化により管理運営の継続に支障が生じるおそれがあるときは速やかに報告することを義務付けています。

宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針

7 (2) 事業報告書

- ・事業報告書にはおおむね次の事項を記載させることとする
- ・管理業務の実施状況
- ・住民による利用状況（利用者数、使用拒否等の件数・理由等）
- ・利用料金（使用料）収入の実績、管理に要した経費等の収支の状況
- ・その他必要な事項

所管課において当該協定書又はモニタリング指針に基づきこれらの資料は入手され、業務報告書等については年次で作成されるモニタリングチェックシートにおいて実施すべき手続が定められている。しかし、月次で入手される業務報告書については実施すべき事項が担当者の判断に委ねられており明確化されていない。また実施した事項及び所見について書面で残されていない。

担当者によって確認事項やその精度が異なることは指定管理者の運営状況の管理レベルが求められるべき水準に達しないことも予想され好ましくない。チェックリストなどを作成し、確認すべき事項を明確化することが必要である。そしてその結果を文書化することは、責任の所在を明確化するだけでなく、課題の共有化を通してより高い水準の住民サービスの提供に資するものである。

② 備品の管理について（指摘事項）

所管課において年次で備品台帳等のチェックを指定管理者に依頼し、現地調査当日においてサンプルで有無等を確認しているとのことであるが、現状の備品台帳は、廃棄もれや所在場所の移動などにより実際の備品の有無や所在場所が正確となっていない。

宮崎市所有の備品は「宮崎市財務規則」に従った管理が求められ、また財産管理上、現物の実在性を定期的に確認することは欠かせない。一方で当該備品数は千数百点にのぼり全品実査をするには相当のコストが発生する。管理マニュアル・実査要領などを整備し、指定管理者が実施すべき事項と宮崎市が実施すべき事項を明確化するとともに、バーコード管理や保管場所別一覧の出力対

応など、より効率的・効果的な管理が可能となるような管理体制の構築が求められる。

③ 収支の報告様式と管理について（監査の意見）

基本協定書に基づき指定管理者より毎年度入手する事業計画書における収支予算は、実施している 3 事業（診療部、児童発達支援、生活介護）及びその他の 4 区分で作成されている。収入は指定管理料のみであり指定管理業務に係るもののみの収支予算となっている。一方、事業報告書における実績の収支決算書は、実施した事業別に 6 区分で作成され、講師派遣収入など指定管理料以外の収入も加味して作成されている。

予算と実績の報告様式が異なるため、各事業における収支の実績が予算と比較してどうだったのか明瞭性に欠け、その検証が煩雑となり非効率である。またそれぞれの事業の収支予算差異分析に関する詳細検討資料はなく、所管課において十分に比較・分析がされているか疑問が残る。

既述のとおり、収支予算と実績の比較・差異分析は、当初計画の妥当性、実績値の正確性、合理性を把握し、もって実態を適切に反映した収支報告を得るために重要である。これにより、適正かつ効率的な管理運営がなされているかを確認することが可能となり、さらには必要な改善を指示することも可能となる。加えて適切な指定管理料算出の基礎資料にもなるものである。従って、予算実績差異分析は、指定管理者の質とサービスの向上、経費縮減のいずれの観点からも必要不可欠といえる。さらに複数の事業を実施している場合は、当該差異分析は事業別に細分化して実施する必要がある。同時に予算と実績の報告様式を統一し、効率的に実施することが期待される。

④ 提出書類の期限の遵守について（指摘事項）

「宮崎市総合発達支援センターの管理運営に関する基本協定書」によれば、指定管理者は毎月 20 日までに前月の業務報告書を宮崎市に提出することとなっている。しかしながら、令和元年度の 12 か月のうち、期限内に提出されたものは 2 件のみであった。期限内提出の指導を徹底するとともに、常態的に提出が遅れるやむを得ない理由がある場合は協定書上の期限日を変更するなどの対応が必要である。

IV 宮崎科学技術館

1. 施設の概要

(1) 概要

宮崎科学技術館は、宮崎駅周辺に位置し、宮崎市制 60 周年記念事業として、明日を担う子供たちに、「科学する心」と「創造性」を培う場を提供するために開設された施設である。館内にはアポロ 11 号月面着陸船実寸大模型をはじめとして、宇宙への夢をかりたてる展示や、大気圧実験装置、真空落下実験装置など、学校の学習と連携した大型の実験装置がある。また、最新の投映機と全天ビデオ投映システムを駆使した、3 万 8 千個の星々を映し出す直径 27m の世界最大級のプラネタリウムがある。

項目	内容
設置の目的	科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を図るため
業務内容	<ol style="list-style-type: none">1. 科学技術に関する資料を収集し、利用に供し、又は提供すること。2. 科学及び科学技術に関する装置を展示し、又は利用に供すること。3. プラネタリウムによる天文知識の普及及び啓発に関すること。4. 科学及び科学技術に関する講演会、講習会を開催すること。5. 科学及び科学技術に関する調査及び研究を行うこと。6. 前各号に掲げるもののほか、科学技術館の設置目的の達成に必要なこと。
開設時期	昭和 62 年 8 月 1 日
利用時間等	<ol style="list-style-type: none">1. 展示室及びプラネタリウム 午前 9 時～午後 4 時 30 分2. 多目的ホール 午前 9 時～午後 10 時 休館日 月曜日（祝日に当たる日を除く）・祝日の翌日（日曜日、土曜日又は祝日に当たる日を除く）・年末年始（12/29～1/3）

指定管理者制度の開始時期	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

(参考) 宮崎科学技術館条例

第 6 条 科学技術館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。



(2) 利用状況の推移

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
利用人員（人）	158,950	160,285	173,944	151,493	143,430
使用料収入（千円）	31,491	32,193	32,419	28,189	29,305

(注1) 平成 29 年度は開館 30 周年による「周年事業」を複数開催したことにより利用人員が増加している。

(注2) 平成 30 年度はプラネタリウム内機器入れ替え工事によりプラネタリウムを 3 か月間閉鎖したことにより利用人員、使用料収入が減少している。

(3) 指定管理の状況

① 指定状況の推移

- 1 期目：平成 18 年度～平成 20 年度 財団法人宮崎文化振興協会
 2 期目：平成 21 年度～平成 25 年度 財団法人宮崎文化振興協会
 (平成 24 年 4 月に「公益財団法人」へ移行)
 3 期目：平成 26 年度～平成 28 年度 公益財団法人宮崎文化振興協会
 4 期目：平成 29 年度～令和元年度 公益財団法人宮崎文化振興協会
 5 期目：令和 2 年度～現在 公益財団法人宮崎文化振興協会

② 指定管理料の推移

(単位：千円)

項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
収入計	173,681	173,307	167,114	172,319	169,307
(内訳) 指定管理料	169,850	169,042	163,030	163,030	164,328
利用料収入	—	—	—	—	—
その他収入	3,831	4,265	4,084	9,289	4,979
支出計	167,438	171,007	164,607	171,772	167,114
(内訳) 人件費	58,177	57,348	58,897	58,577	60,720
人件費以外	109,262	113,659	105,710	113,195	106,394

(注 1) 指定管理料の額の上限額は、基本協定書上、指定期間(平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)中、490,600 千円となっている。

(注 2) その他収入は、コンサート入場料やパソコン教室受講料などの事業収入、友の会の会費収入、及び売店収入である。

③ 指定管理者の概要

指定管理者である公益財団法人宮崎文化振興協会は、学術及び科学技術、文化及び芸術の振興を図り豊かな人間性と創造性を備えた人材の育成と文化の香り豊かなまちづくりに寄与することを目的とし、昭和 62 年に宮崎市、国富町、綾町、清武町、佐土原町、田野町、高岡町の 1 市 6 町(現在は合併に伴い宮崎市(出捐金 29,110 千円・97%)、国富町(同 590 千円・2%)、綾町(同 300 千円・1%)の 1 市 2 町)で設立された法人である。主に文化施設の管理運営に関する受託事業等を行っており、当協会の役員は、宮崎市、国富町、綾町をはじめ、教育、文化芸術の関係者で組織され、宮崎市からの職員の派遣も行われている。

施設の開館時から平成 17 年度まで管理運営を受託、平成 18 年度以降、現在まで 5 期連続で指定管理者となっている。当該法人は、当施設のほか、宮崎市

民プラザ、宮崎市歴史資料館（生目の杜遊古館・宮崎市佐土原歴史資料館・宮崎市天ヶ城歴史民俗資料館）、大淀川学習館の指定管理者となっている。

④ 指定管理者の運営財源

指定管理者は宮崎市からの指定管理料に加え、コンサート入場料などの事業収入や売店収入等によって当該施設を運営している。なお、令和2年4月からは利用者が負担する利用料を指定管理者の収入とする利用料金制となっている。

（4）指定手続きの状況

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	外部の専門家を交えた選定委員会の設置
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	科学技術館の事業目的の達成に係る業務、利用の許可・利用料金に関する業務、施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務、その他科学技術館の設置目的を達成するために必要な業務 (科学技術館条例第7条及び同第3条参照)
申請書を提出した団体数	1団体

（5）宮崎市の指導・監督の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	令和2年5月29日
実地調査の状況	令和元年12月12日

2. 指摘事項及び意見

(1) 施設のあり方と指定管理者制度導入について

科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発の場として幅広く利用される施設という条例上の設置目的を十分果たしており、継続性、実施主体の観点において外部委託の方針は適切なものと判断される。また指定管理料は概ね減少傾向にあり、経費の縮減が図られているものと判断され、令和2年度からの公募制・利用料金制の導入により、管理者には一層のコスト削減意識やサービスの向上意識が期待される。利用者アンケートだけでなく、第三者によるモニター設置による意見の収集・分析も実施されており、より高い住民サービスの提供体制が整っている。

(2) 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結

① 指定管理者の選定手続等

(ア) 公募期間・・・令和元年7月18日～8月23日

(イ) 選定の方法

選定委員会は7人で構成され、選定の基準及び配点及び選定の結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

区分	役職
内部	教育委員会 企画総務課長
内部	教育委員会 学校教育課長
内部	環境部 環境保全課長
外部（学識経験者）	宮崎公立大学准教授
外部（学識経験者）	みやぎん経済研究所 理事
外部（市民代表）	宮崎市社会教育委員
外部（市民代表）	県教育研修センター サイエンスアドバイザー

選定の基準及び配点

選定の基準	審査項目	配点
事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること	管理運営に対する基本方針 市民の平等な利用の確保 要望、意見、苦情への対応	30
事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	利用者サービスの向上に関する提案 利用者の増加を図るための取り組みに関する提案 施設の設置目的の理解と課題の認識 設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案	90
事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	・指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額	20
事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること	・人的体制の確保 ・職員の能力育成（研修体制） ・事業計画の実現可能性（継続性、安定性） ・申請者の安定性、信頼性	35
安全管理に対する対応	・災害及び不審人物の対応など、危機管理に対する対応	10
労働福祉の状況	・雇用に対する基本的な考え方	5
環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策への取組状況	・環境に配慮した施設管理 ・障がい者の就労支援への対応	10
合 計		200

選定結果

応募者名	合計得点
公益財団法人宮崎文化振興協会	1,023

(ウ) 協定書の締結

【前指定管理者】

項目	内容
基本協定書の締結日	平成 29 年 3 月 24 日
年度協定書の締結日 (平成 31 年度分)	平成 31 年 3 月 22 日
指定期間	3 年間 (平成 29 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日)
指定管理料の上限額 (税込)	3 年間 490, 600 千円

【現指定管理者】

項目	内容
基本協定書の締結日	令和 2 年 3 月 30 日
年度協定書の締結日 (令和 2 年度分)	令和 2 年 3 月 30 日
指定期間	3 年間 (令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日)
指定管理料の上限額 (税込)	3 年間 412, 680 千円

② 公募結果について (監査の意見)

既述のとおり、当施設は指定管理制度導入後、同一の団体が連続して指定管理者として運営している。第 3 期、第 4 期は非公募による選定であったが、第 5 期 (令和 2 年度開始) は公募制となったものの、応募者数は 1 者であった。

公募制でありながら、他の応募者がいない状態で選出されることは、競争原理による経費の縮減や住民サービスの向上に関するインセンティブの点で決して好ましいとは言えない。実際に指定管理料の提案額は募集要項で定めた上限額と同額である。

所管課ではこの状況を検証し、募集に関する広報が十分であったか、指定管理期間は十分であったか、選定の公平性が確保されていたか、何らかの参入障壁がなかったかなど要因を分析することが重要である。例えば、後述する人件費に対する補助金など、当該観点からもその必要性、妥当性を再考されたい。

(3) 指定管理料の算定、利用料金制の導入

指定管理料は、宮崎市が上限額を提示した上で、その範囲内で指定管理者が提案した額となっている。収支差額については精算は行わないこととしている。

展示室及びプラネタリウム等の使用料金については令和元年度まで宮崎市の収入としていたが、令和 2 年度より指定管理者の収入とする利用料金制を導入した。コンサート入場料やパソコン教室受講料などの事業収入、友の会の会費収入、及び売店収入は従前から指定管理者の収入となっている。

① 指定管理料の積算について（監査の意見）

指定管理料の積算が自主事業の収入及び支出を加味して算定されている。自主事業は指定管理者の責任と費用負担において実施されるべきものであるから、指定管理料の積算にあたって当該事業の収支は除外すべきである。

（４）指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

① 収支決算書の様式について（監査の意見）

平成 30 年度の収支決算書において、35 周年事業のための積立金（特定費用準備金積立）6,000 千円を支出として計上し、施設管理運営事業積立資産から 5,230 千円を取り崩し、これを収入として計上している。差額の 770 千円は手許資金から拠出されている。

これらの収支は団体内部の振替取引であり、当施設の管理運営にかかる収支実績を反映するものではない。結果として当期に実際に支出されたものではない 770 千円が支出として計上され収支差額が不明確となっている。実際の収支と将来の事業費の積立支出は明確に区分されるべきである。

一方で、これらの内部振替取引であっても、団体の留保資金の用途を明示する意味では有用な情報である。実際の収支と積立金等の収支を区別した上で、両方が明記されるような形式とするなど、収支決算書様式の工夫が必要であろう。

② 収支決算書の記載間違いについて（指摘事項）

事業計画書の収支予算と事業報告書における収支決算書の予算額の記載が異なっていた。単なる一部金額の表記もれであるが、結果的に収支差額が収支予算書ではゼロであるところ、収支決算書の「当初予算額」では 4,200 千円の収入超過となっている。収支計算書の修正及び再提出を求めるべき事象であったと考える。なお、当該事象は、所管課において予算実績差額の分析が十分であれば直ちに間違いに気づき修正が行われている事項である。モニタリング精度の向上を図られたい。

また、モニタリングチェックシートにおいても当該記載間違いがそのまま表

示されている。当該費目の計画額 159 千円に対し、実績額 5,818 千円であるにもかかわらず、チェック欄の「計画額と実績額において、その額が大きく異なる項目はないか」の適否として「○」が付されている。作成そのものが形骸化しているとも捉えられかねない事象であり是正が必要である

③ 収支決算書における共通費・諸経費について（監査の意見）

平成 31 年度収支決算書において共通費 930 千円、諸経費 1,218 千円がそれぞれ予算額と同額計上されている。共通費は指定管理者である団体が横断的に実施している事業にかかる費用であり、諸経費は同団体の運営にかかる費用であるとのことであるが、所管課において当該費用の金額の算定根拠等を把握していない。このような費用は指定管理者が他の施設の指定管理者となっている場合や他の事業を実施している場合などは当然発生するものであるが、当該金額の合理性を確認することは、提出された収支実績が適切であることを確認する意味で最低限必要であると考えられる。

また、自主事業にかかる平成 31 年度収支予算では、事務局諸経費として 548 千円が計上され、収支差額ゼロであったところ、収支決算では当該諸経費はゼロであり、当該諸経費相当額の収支差額となっている。予算が適切に見積もられたとは言い難く、また共通経費の取り扱いが不明瞭である。

④ 科学技術館 J S C（ジョイフルサイエンスクラブ）に対する助成金について（監査の意見）

科学技術館 J S C は教育ボランティア団体であり、実験ショーや工作等各種講座の開催などの事業を実施している。指定管理者の収支決算書によれば科学技術館 J S C に対して每期助成金が支出計上されており、令和元年度実績では 500 千円の助成金支出がある。当 J S C の令和元年度決算書によれば当該助成金と預金利息によって事業活動費が賄われている。

当 J S C の事業は指定管理者業務仕様書で定める業務と同種の事業であること、またその事業の原資は預金利息を除けば、指定管理料から拠出される助成金のみであることから、当該事業に対して、実施主体が指定管理者でなく当 J S C となっている積極的な理由は見当たらない。また当 J S C の令和元年度決算書では少額であるものの余剰金が発生しており、収支の透明性の観点でも好ましいとは言えない。

実施主体を科学技術館 J S C と指定管理者に区分する必要性があるか再考されたい。

⑤ 展示物について（監査の意見）

施設内には多数の展示物が設置されているが、これらは原則として宮崎市の公有財産であり、基本協定書においても指定管理者が管理する建物、工作物等は公有財産台帳のとおりとする旨定められており、公有財産台帳上にも当初の展示品の記載がある。

従って、本来は宮崎市の費用負担において更新されるべきものと考えられるが、仕様書等において展示物の更新の定めはなく、現状では指定管理者が自ら購入し所有する固定資産として管理されている。これらにはプラネタリウムの番組ソフトウェア等も含まれており、1番組あたり数百万円と総じて高額なものが多い。また、原則として数年間にわたる展示又は使用が予定されているものである。

しかし、指定管理者の変更があった場合は、宮崎市は指定管理者が所有していたこれら展示物について改めて調達する必要も生じ得る可能性があり経済性の観点から好ましくない。指定管理者が宮崎市の出資団体であるため、引き継ぎが可能とも考えられるが、公平性の観点から募集・選定時の要綱等に展示物等の取扱いを明記すべきであったと考えられる。

展示物の費用負担や所有権の帰属、指定管理者が所有権を有する展示物の指定期間終了時の取り扱いについて、不要な財政負担が生じないように、あるいは選定の公平性の観点から、仕様書・協定書等で明確化することが望まれる。

また、展示物に関して、公有財産台帳のアップデートはされていなく、別途他の台帳等でも管理されていない。備品と同様に財産管理されるべきものである。同時に、取得日や老朽化の程度、あるいは人気度、利用頻度などに応じて更新の可能性を定期的に検討することも必要な資産である。台帳等で履歴管理することが望ましい。

⑥ 業務報告書の確認結果について（監査の意見）

業務報告書について、実施すべき手続やその結果について文書化されたものは確認できなかった。月次においても年次と同様にチェックリスト等を作成し実施事項を明確化するとともに文書として保管すべきである。（「3. 平成 23 年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況（4）業務報告書、事業報告書の確認結果について」の記載参照）

⑦ 決算書等報告の審査について（監査の意見）

決算書の詳細な分析は実施されていない。決算書の入手時に最低限実施すべきことをチェックリスト等で明確化することが望まれる。（「3. 平成 23 年度

の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況（6）決算書等報告の審査について」の記載参照)

⑧ 「利用者の声」に基づくモニタリングについて（監査の意見）

指定管理者は満足度調査を行っているが、所管課の関与や指導が十分とは言えない。「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」に基づき、積極的に関与し住民サービスの向上を図るべきである。（「3. 平成23年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況（8）「利用者の声」に基づくモニタリングについて」の記載参照）

⑨ 指定管理者に対する補助金について（監査の意見）

宮崎市より指定管理者に対し人件費等の補助金が拠出されている。公募において公平性の観点で問題がないか、経費節減の妨げとなっていないか十分に検討する必要がある。（「3. 平成23年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況（9）指定管理者に対する補助金について」の記載参照）

3. 平成 23 年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況

検証結果については、「改善されている」を○、「改善方向ではあるが、さらに改善を要する」を△、「改善されていない」を×として評価し、【改善の状況】の直後に記載している。

(1) 選定委員の構成について

(平成 23 年度 監査の意見)

選定委員会の構成は上記(2)①(イ)で一覧したとおりである。一方、選考される指定管理者の役員の構成は下記の一覧のとおりである。見比べていただきたい。選定結果からすれば委員全員が現指定管理者を支持しており弊害はなかったと思われる。しかし、選定の公平性・透明性を確保する観点からは、半数以上は外部者とするとか、選定委員と選考される団体役員との関係を考慮して選定委員を選定することが望ましいと思われる。

指定管理者の役員構成

財団法人での 役職名	平成 21 年 3 月 31 日現在 就任者の職名	平成 23 年 3 月 31 日現在 就任者の職名
理 事 長	宮崎市長	(前)宮崎市教育長
副 理 事 長	(前)宮崎市環境部長	(前)宮崎市環境部長
専 務 理 事	宮崎市教育委員会参事	宮崎市教育委員会参事
理 事	綾町副町長	—
〃	(前)国富町副町長	国富町副町長
〃	宮崎市教育長	宮崎市教育長
〃	(株)NTT 西日本宮崎支店長	(株)NTT 西日本宮崎支店長
〃	宮崎市 PTA 協議会副会長	—
〃	NPO みやざき子ども文化センター代表	NPO みやざき子ども文化センター代表
〃	宮崎市芸術文化連盟理事	宮崎市芸術文化連盟理事
〃	宮崎市文化財審議会会長	宮崎市文化財審議会会長
〃	宮崎市立生目小学校校長	宮崎市立宮崎南小学校校長
〃	宮崎市立潮見小学校校長	—
〃	宮崎大学名誉教授	宮崎大学名誉教授
監 事	宮崎市収入役	宮崎市会計管理者
〃	清武町副町長	綾町副町長

【改善の状況】△

「宮崎市公の施設における指定管理制度に関する基本方針」において選定委員の半数を外部とすることとなり、実際に令和元年度の第5期における指定管理者の選定では7名中4名が外部委員であった。従って、選定手続において一定の公正性・透明性は確保されているものと判断する。ただし、宮崎市の出資団体など関係性の高い団体の場合は、その選定過程において、民間団体の選定時よりも相対的に高いレベルでの公正性や透明性の確保が期待される。今後は外部委員をより多くすることなども検討の余地があろう。

(2) 利用状況の測定方法と市のモニタリングについて

(平成23年度 監査の意見)

利用者数は、入館時に受付でシステムに入力されるため、正確に把握されている。指定管理者は、入館のチケットを連番管理し、台帳や取扱マニュアルも整備している。

但し、所管課は、毎月調定一覧と収入報告書の照合は行っているが、現金の取扱いや未発行入場券の管理などに関して、モニタリングを十分に行っているとは言えない。例えば、指定管理者は、原則として受付にて現金を受領し、館内の金庫に保管後、1週間以内に宮崎市の口座に振込んでいるが、リスク管理上、日々金融機関への預け入れを行う必要がないか検討すべきである。また、利用者数や利用料収入の作成基礎資料についても確認していない。

【改善の状況】○

令和2年4月より利用料金制が導入され、事務作業の効率化が図られた。利用者数等もレジの更新により当該出力資料等から概ね適切に把握されている。

(3) 備品管理について

(平成23年度 指摘事項)

指定管理者は、市所有の備品について平成18年6月に確認作業を行っているが、以後は実査を行っていない。また、指定管理者仕様書に添付されている備品一覧表も確認していない。したがって、市所有の備品の購入・紛失等があっても把握できない状況にある(市の備品台帳上は、平成16年4月以降取得はないが)。

また、指定管理者は、自己が購入した備品については管理台帳を作成し管理しているものの、仕様書で要求されている購入の都度市に報告することを

行っていない。毎年一定の日に実査を行うこともしていない。

現物実査は、備品が紛失していないか、毀損していないか、適切に保管されているか、台帳上とも整合しているかといったことを確認するための手段であるため、購入分のみを確認するやり方では不十分である。

基本協定書第 13 条第 1 項、2 項では、当然のことながら市の財産の保全という見地から、指定管理者は管理業務の実施に当たり市が示した備品台帳の備品を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならないこととなっているので、この点についての徹底が望まれる。

一方、所管課も、備品実査に係る実施要領や実施手引書等が整備されているかどうかの確認はしておらず、また、備品の実査の実施状況が適切か、実査現場に立会っての確認もしていない。少なくとも、実査が特定の日を実施されたのを確認されていれば、上記のような指定管理者の備品実査について指導できたのではないだろうか。

また、市のシステム上の備品管理台帳は、平成 18 年 6 月の確認作業の際に契約課で入力されたものであるが、他の施設に所在しているものも含まれており、さらに、その後実査もおこなっていないため正確性にかけるものとなっている。さらに、所管課が作成した指定管理者仕様書に添付されている備品一覧表とも一致していない。所管課は自己の所管のシステム上の備品管理台帳も確認していなかったといえる。

監査時に備品数点について実査をおこなったが、備品一覧表及びシステム上の備品管理台帳上には絵画が計上されているが、当施設にはなかった。なお、宮崎市の備品管理番号を付したシールはほとんど貼られていなかった。

備品管理についてのモニタリングがほとんどされていないといえる。

【改善の状況】△

平成 24 年において、備品についての取扱い要領を定め、当該要領に基づき備品管理されることが措置された。これにより、備品実査は毎事業年度実施され、実査時の立会も行われている。往査時のサンプル備品台帳との照合においても特別問題は認められなかった。シールの貼付状況は概ね良好であった。

なお、長期にわたり未使用で今後の利用可能性も乏しいと思われるものや移動による保管場所が台帳記載と相違していたものがあつた。長期末使用のもので今後の使用可能性が不明であるものは保管場所を統一し、定期的に廃棄可能性を検討することが必要である。台帳の記載については適時アップデートする必要がある。

(4) 業務報告書、事業報告書の確認結果について

(平成 23 年度 監査の意見)

所管課は業務報告書や事業報告書を指定管理者から入手し、基本協定書や実施計画書に基づいて確認したり、前年度の実績と比較したりして問題点がないかどうか吟味しているとのことであるが、具体的にどのような調査を行い、どのような問題点があったのか、あるいはなかったのか一切文書で残していない。責任所在の明確化、課内でのスムーズな引継ぎ・継続性、事務の効率化等の観点からも結果を文書で残すことが必要である。

【改善の状況】×

「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」に基づき、年度単位でモニタリングチェックシートを作成しており、年度単位で入手する事業報告書のモニタリング体制は整備されている。しかし月次単位で入手する業務報告書については、実施すべき手続やその結果について文書化されたものは確認できなかった。月次においても年次と同様にチェックリスト等を作成し実施事項を明確化するとともに文書として保管すべきである。

(5) 収支決算報告書に係る管理状況について

(平成 23 年度 監査の意見)

所管課は、収支決算報告書が会計帳簿から作成されていることを確認していない。信頼しうる基礎資料に基づき適切に作成されているのか、また、指定管理者は本業務以外に他の指定管理業務等も行っているため、共通費用が合理的に按分されているかといった点も確認する必要がある。正しい収支決算報告書が入手できないと翌期以降もミスリードしてしまうことになる。

現に、本部費であるパソコンリース料等が各施設へ配賦されることなく当該施設の費用に一括して含まれている。また、事務局の人件費分は宮崎市から補助金が出ているということで、収支決算書上は配賦計上されていない。その分コストは歪められており、実態を適切に反映した収支決算報告とはなっていないといえる。公募の際の他社との比較においても問題があると言わざるを得ない。

【改善の状況】△

人件費の配賦など改善されているものの、収支決算書の適正性については既述のとおり、改善の余地がある。また収支決算書が会計帳簿を基礎として作成されていることを確認できるような手続についてチェックリスト等で明確化することが望まれる。

(6) 決算書等報告の審査について

(平成 23 年度 監査の意見)

所管課は、指定管理者である(財)宮崎文化振興協会の所管課でもあるが、法人の決算書の監査・分析等を通じた財務状況の把握が十分とはいえない。

指定管理者は市の出資団体であり、宮崎市の監査対象法人であり2～3年に1度法人の監査が行われているため、所管課としては、決算書が会計帳簿から作成されていることを確認したり、必要に応じ証憑書類等を確認することまでは行っていないということであった。

しかし、所管課として、毎年、例えば異常な前期比増減や分析した比率に関し、指定管理者にヒアリングを行うことなどにより原因分析等することは、不正を未然に防止し、また、継続的な安定した運営が可能な財政的基盤があるかどうかをチェックするためには、重要であると思われる。

【改善の状況】×

決算書の詳細な分析は実施されていない。決算書の入手時に最低限実施すべきことをチェックリスト等で明確化することが望まれる。

(7) 実地調査について

(平成 23 年度 監査の意見)

22年度までにおいて実地調査は行われていない。少なくとも年に1度は実地調査を行い、指定管理者の管理運営状況を把握し、適切な指導を行うとともに、管理運営の良否を判断することは必要である。

なお、どういう調査を行い、どういう結果だったかを書面で残し責任者まで回覧させておく、場合によっては意見ないし対策を求める必要があることは言うまでもない。

【改善の状況】○

平成 26 年 5 月に「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」が策定（最終改正令和元年 11 月）され、実地調査については当該指針に基づき概ね適切に実施されている。

(8) 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

(平成 23 年度 監査の意見)

指定管理者は満足度調査を行っているが、所管課は利用者満足度調査の調査内容（質問項目等）において、指定管理者と協議を行っていない。

また、満足度調査の結果内容についても原因分析の依頼や改善指導は行っていない。

所管課は、利用者満足度調査に積極的にかかわり、指定管理者制度による適切な管理運営に努める必要がある。

【改善の状況】 ×

基本的に状況は変わらず上記のとおりである。「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」においても下記の記載がある。積極的に関与し住民サービスの向上を図るべきである。

(宮崎市指定管理に係るモニタリング指針)

(4) 利用者からの意見聴取

施設所管課は、指定管理者の質とサービスの向上及び施設の設置目的の達成を図るため、施設における指定管理者の接客対応、施設・設備の維持の状況、施設利用者への使用条件や使用申込方法の周知の状況、指定管理者が実施する自主事業等に関し、利用者・利用団体・地域住民その他の市民等の意見や要望を聴取する機会を設け、施設に対する意見や要望を積極的に把握するよう努めるものとします。

(中略)

なお、指定管理者に意見聴取を行わせた場合であっても、意見の集計・評価については必ず施設所管課が実施してください。施設所管課は、意見聴取の結果について分析し、必要に応じて指定管理者と協議の上、その対応を検討し、施設の管理運営に反映させるものとします。

(9) 指定管理者に対する補助金について

(平成 23 年度 監査の意見)

平成 21 年 4 月より、宮崎市より指定管理者である(財)宮崎文化振興協会に対して補助金が交付されている。

平成 22 年度の補助金の対象は、同協会の事務局職員の人件費等（協会事務局職員給与及び理事長、副理事長の報酬のほか、社保財団負担分、契約職員の退職給付等を含む）となっている（平成 23 年度より派遣職員分の本俸

分は宮崎市から本人口座に直接支給し、勤勉手当や時間外手当は従来どおり補助金で支給することに変更となっている)。

同協会は公益性を有するため補助金自体に違法性はないということであろうが、公募による選定や指定管理者による経費節減などの指定管理者制度の趣旨に合致するものか疑義がある。

【改善の状況】 ×

補助金については現在も引き続き拠出されている。公募において公平性の観点で問題がないか、経費節減の妨げとなっていないか十分に検討する必要がある。

(10) 指定管理者と市のモニタリングについて

(平成 23 年度 監査の意見)

指定管理者である(財)宮崎文化振興協会は、前述したとおり、市との関係が深い法人である。

しかも、指定管理者の役員や市OB職員、派遣職員との関係を考えると、他の民間団体に行うのと同程度のモニタリングを行うことは容易ではないのではないかとと思われる。

実際、アンケート調査結果等によっても、モニタリング機能は十分に発揮されているとは言えない。

第三者によるモニタリング評価を受けることも一策ではないだろうか。

【改善の状況】 △

「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」の策定に加えて、第5期(令和2年度～)の選定より公募制となったこと、さらには利用料金制が導入されたことから、指定管理者では管理運営に関する意識が一層向上したと思われる。しかし、前回意見のとおり、外部の第三者によるモニタリング評価を受けることは有効であり引き続き検討されたい。

(11) 指定管理者の本店所在地について

(平成 23 年度 指摘事項)

指定管理者の本店所在地は科学技術館内となっている。本来指定管理者の本店所在地は施設内にあるべきではないと思われるが、何かやむを得ない理由がある場合には「宮崎市行政財産使用料条例」などで対処すべきであると

判断する。

【改善の状況】○

平成 24 年において、指定管理者の「本店所在地」用途部分について宮崎市公有財産規則に基づく行政財産目的外使用許可手続きを行うとともに、宮崎市行政財産使用料条例に基づき使用料の減免が措置された。現在も指定管理者の本店所在地に変更はなく、使用料は減免されている。当該団体の公益性を鑑みれば一定の合理性は認められるところである。

V 宮崎市上野町駐車場

1. 施設の概要

(1) 概要

宮崎市では、駐車施設を整備し、道路交通の円滑化を図るため、昭和46年12月6日に市街地中心部の173 haについて、駐車場整備地区の指定を行い、昭和47年には駐車場の附置義務条例を制定し、駐車対策に取り組んできた。上野町駐車場は、繁華街の中で駐車場が不足しているため、従来不便であった場所に駐車場を建設し、昭和46年12月25日から供用開始している。

項目	内容
設置の目的	道路交通の円滑化を図り、もって市民の安全と福利を増進するため
業務内容	市営駐車場の運営管理
開設時期	昭和46年12月25日
利用時間等	午前0時から午後12時まで(24時間)
指定管理者制度の開始時期	平成18年4月1日
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

(参考) 宮崎市駐車場条例

第9条 駐車場(省略)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。



(2) 利用状況の推移

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
利用件数(件)	15,260	16,254	16,125	15,172	15,258
使用料収入(千円)	5,535	5,768	5,699	5,587	5,600

(3) 指定管理の状況

① 指定状況の推移

1期目	18年度～19年度	株式会社NPK
2期目	20年度～24年度	株式会社NPK
3期目	25年度～29年度	株式会社NPK
4期目	30年度～現在	株式会社NPK

② 指定管理料の推移

(単位：千円)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
収入計	3,089	3,089	3,089	3,050	3,078
(内訳) 指定管理料	3,089	3,089	3,089	3,050	3,078
利用料収入	—	—	—	—	—
その他収入	—	—	—	—	—
支出計	3,063	2,904	3,089	3,050	3,078
(内訳) 人件費	1,670	1,669	1,657	1,579	1,567
人件費以外	1,392	1,235	1,431	1,471	1,511

(注) 指定管理料の額の上限額は、基本協定書上、指定期間（平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）中、15,250 千円（当初）（変更後 15,447 千円）となっている。

③ 指定管理者の概要

指定管理者は指定管理制度導入時から 4 期連続して株式会社 N P K となっている。当該会社は、宮崎市高岡交流プラザ（宮崎市）の他、宮崎県内の他の自治体の施設についても指定管理者となっている。

④ 指定管理者の運営財源

駐車場料金は宮崎市に帰属するため、指定管理者は宮崎市からの指定管理料のみで当該駐車場を運営している。

(4) 指定手続きの状況

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	外部の専門家を交えた選定委員会の設置
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	駐車場の施設、付属設備及び備品の維持管理に関する業務、その他駐車場の設置目的を達成するために必要な業務 (宮崎市駐車場条例第 10 条参照)
申請書を提出した団体数	3 団体

(5) 宮崎市の指導・監督の状況

項目	内容
事業報告書の收受年月日	令和 2 年 4 月 24 日
実地調査の状況	令和元年 9 月 27 日 令和 2 年 3 月 12 日

2. 指摘事項及び意見

(1) 施設のあり方と指定管理者制度導入について

① サービスの向上、効率的な運営について

市民が安全・安心して使用できる駐車場として幅広く利用され施設の設置目的を十分果たしており、継続性、実施主体の観点において外部委託の方針は適切なものと判断される。また複数の団体の応募者から指定管理者が選定されていることから競争原理が働き、民間ノウハウの活用、経費の縮減が図られているものと判断される。利用者アンケートにおいても好意的意見が多く、住民サービスの向上が図られているものと考えられる。

(2) 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結

① 指定管理者の選定手続等

(ア) 公募期間・・・平成 29 年 7 月 21 日～8 月 25 日

(イ) 選定の方法

選定委員会は 6 人で構成され、選定の基準及び配点及び選定の結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

区分	役職
内部	宮崎市都市整備部長
内部	宮崎市都市整備部公園緑地課長
内部	宮崎市都市整備部都市計画課長
外部（学識者）	宮崎公立大学教授
外部（市民代表）	宮崎市地域婦人会連絡協議会役員
外部（経営）	公認会計士

選定の基準及び配点

選定の基準	審査項目	配点
事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保すること	管理運営に対する基本方針 市民の平等な利用の確保 要望、意見、苦情への対応	30
事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成すること	利用者サービスの向上に関する提案 利用者の増加を図るための取り組みに関する提案 施設の設置目的の理解と課題の認識 設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案	50
事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図ること	・指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額	20
事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有していること	・人的体制の確保 ・職員の能力育成（研修体制） ・事業計画の実現可能性（継続性、安定性） ・申請者の安定性、信頼性	60
安全管理に対する対応	・災害及び不審人物の対応など、危機管理に対する対応	25
労働福祉の状況	・雇用に対する基本的な考え方	5
環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策への取組状況	・環境に配慮した施設管理 ・障がい者の就労支援への対応	10
合 計		200

選定結果

応募者名	合計得点
株式会社 NPK	774
A	736
B	603

(注1) 委員の1名が欠席であったため1,000点(200×5名)満点。

(ウ) 協定書の締結

項目	内容
基本協定書の締結日	平成30年2月20日
年度協定書の締結日 (平成31年度)	平成31年3月29日
指定期間	5年間 (平成30年4月1日から令和5年3月31日)
指定管理料の上限額(税込)	5年間15,250千円(当初) 15,447千円(変更後)

② 指定管理者の選定の基準、選定方法について(監査の意見)

6名の選定委員のうち3名が外部委員であり、「宮崎市公の施設における指定管理制度に関する基本方針」に定める半数以上を外部委員とする規定が遵守されている。しかしながら採点時に外部委員が1名欠席となったため、選定上重要な採点においては5名の委員での実施となり外部委員は半数以下となってしまった。選定委員会設置要綱において委員の過半数が出席していれば委員会は成立する旨が定められており選定の有効性に問題はないが、結果的には基本方針の規定を満たさず、当初の想定より外部意見の反映の度合いが小さくなったことは事実である。このような事態は十分に想定されるため、後日となっても採点する、あるいは提案書等に対する意見を聴取する等、何らかの対策が必要ではなかっただろうか。

なお、より高いレベルで選定手続の公平性、客観性及び透明性を確保するため、内部委員を最低必要数とし外部委員の比率を相対的に高めている自治体もある。1名の外部委員が欠席したとしても外部意見の反映といった効果が十分得られるような委員構成が望ましいと考える。

(3) 指定管理料の算定

① 指定管理料の算定及び利用料金制の導入について（監査の意見）

駐車場の使用料金は宮崎市の収入であるため、指定管理者は指定管理料のみによって管理運営を行っている。指定管理料は、宮崎市が上限額を提示した上で、その範囲内で指定管理者が提案した額となっている。

なお、利用料金制の導入について、宮崎市ではその是非の検討を実施していない。

周辺に民間の駐車場も存し、また、収容能力 15 台の小規模施設であることから利用料金制の採用が困難な面もあるが、一方で使用料収入は概ね安定的に推移しており、指定管理者の経営インセンティブ、宮崎市・指定管理者の事務処理の軽減化など利用料金制によるメリットも期待できると思われる。「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」において利用料金制を積極的に推進していることを踏まえれば、たとえ採用しないとの結論になったとしても、その採用の是非について定期的に検討することが望ましい。

(4) 指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

① 備品等の管理について（指摘事項）

宮崎市所有の備品等のうち指定管理者が管理するものが現場視察において以下のとおり発見された

名称	取得年度等	取得金額（円）
(ア) 管理事務所 空調設備	平成 24 年度	104,895
(イ) 警備員詰所 空調設備	平成 12 年度	建物取得価額に含む
(ウ) 専用通報装置	平成 30 年度	183,600
(エ) 料金精算機、 駐車券発券機、 入出庫ゲート機 等一式	平成 25 年 7 月から 5 年間（以降再リー ス）	当初 5 年リース料総額 6,476,400 令和 2 年度再リース料 211,200

これらは宮崎市において当施設に関する備品台帳やリース資産台帳上として管理されていなく、指定管理者との協定書等においても、一部保守点検業務の

対象としての記載はあるものの、預け資産として明示されていない。指定管理者との契約において宮崎市が所有する資産として明確化し、指定管理者に管理責任があることを明確にすべきである。

また、(ア)の資産は当施設の所管課である公園緑地課ではなく、地域安全課の管理となっている。これは、設置当初において当事務所を指定管理者だけでなく、地域安全課の委託先も使用していたためである。しかしながら、現在は指定管理者のみが使用しているため、当施設の所管課資産として備品台帳を作成し、基本協定書等で預け資産として明確化すべきものである。

(イ)の資産は建物の取得時に同時取得したため、備品台帳としての記載はなく、公有財産台帳においても当該資産の付記などは認められなかった。このような移動や取り外し可能な資産は財産管理の対象として、いずれかの台帳にその存在を記録することが必要である。(イ)の設置場所は指定管理者と他の課の委託先との共用となっている点からも資産管理は十分にされたい。

なお、所管課では、当施設においては管理すべき備品はなく、備品台帳はないとの認識であったが、基本協定書に「別に示す備品台帳」という記載があったり、実地調査確認シートでは「備品台帳のとおり管理表は貼付されているか」の評価欄に「4」（良い）と記載があるなど不正確な表記がある。特に後者の表記は、実地調査全体の信頼性に疑念を抱かせるものである。該当がないのであればその旨の表記が必要であろう。

② 収支報告書について

(ア) 収支報告書の記載について（監査の意見）

令和元年度の収支報告書の修繕費のなかに、指定管理者の社員が実施対応したものについて、作業工数（時給及び作業時間、人数等）で金額を計上しているものがある。また人件費の内訳項目に「清掃・植栽管理業務」があり、同様に作業工数で計上されている。清掃植栽管理にかかる諸経費は別途管理費区分で毎月定額計上されている。加えて、指定管理者が実施した管理業務に対する支出は後述する「④内部取引について」に記載した方法で計上されているものもある。

いずれの処理も間違いとは言い切れないものの、統一性がなく収支の実態がわかりにくくなっている。会計処理を統一することや定額計上分については内容、金額の合理性を確認することが必要である。

(イ) 収支報告書の収支均衡について（指摘事項）

確認した最近の3事業年度において収支差額はいずれもゼロである。3年度連続で収支が一致し、収支差額ゼロとなることは通常考えられず、収支報告書がその実態を適切に表示しているとは言い難い。

実態に即した収支報告書を作成することで適正かつ効率的な管理運営がなされているかを確認することが可能となり、さらには必要な改善を指示することも可能となる。また収支報告書は次期以降の指定管理料を適切に積算するためにも重要な資料である。作成方法について改善、指導が望まれる。

③ 利用料金の改定の検討について（監査の意見）

料金体系の改定の検討が定期的には実施されていない。

最近では平成9年度、14年度、26年度において料金改定を実施している。平成9年度及び26年度は消費税率の改定によるもので、平成14年度は自動精算機導入によるものである。しかしいずれも改定にあたっての検討資料が残っていない。

料金体系は、地価や物価など経済状況、近隣相場といった外部要因に加え、利用者数や利用時間など利用実態に鑑み、市営駐車場として適切な水準に設定されるべきものである。そのため現行料金が決定された背景や要素、決定方法などに関する資料は少なくとも次回の改定時までには保管することが必要である。そして当該資料を基礎資料として、少なくとも数年毎には、現行料金体系が適切か否か検討されるべきである。

なお、令和元年度の消費税率改定時には駐車料が宮崎市の設定する料金改定基準額以下であったため、料金改定は実施していないが、当該理由により改定しなかったことの記録資料は作成、保管されるべきである。

④ 内部取引について（監査の意見）

令和元年度の機械警備費の中に指定管理者自身に支出されているものが以下のとおり含まれていた。

内容	相手先	金額（円）
機械警備料（月額16,350円）	株式会社NPK	196,200

当該取引金額には指定管理者の人件費に相当する部分や利益となる部分も含まれていると考えられる。従って、収支報告書の記載方法や金額の設定如何によって収支実態を歪める可能性がある取引である。

このようないわゆる内部取引に関して、収支報告書の記載方法を明確化するとともに、通常以上の利益が含まれていないかなど金額の合理性を検証することが必要である。当施設だけでなく指定管理者制度全体に関する問題として方針や手続を定められたい。

⑤ 駐車場回数券の管理について（監査の意見）

回数券の発行数や在庫数の管理が十分でない。回数券の在庫管理を徹底することが必要である。（「3. 平成 23 年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況（6）駐車場回数券の管理について」の記載参照）

⑥ 業務報告書の確認結果について（監査の意見）

業務報告書について、実施すべき手続やその結果について文書化されたものは確認できなかった。月次においても年次と同様にチェックリスト等を作成し実施事項を明確化するとともに文書として保管すべきである。（「3. 平成 23 年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況（7）業務報告書、事業報告書の確認結果について」の記載参照）

⑦ 決算書等報告の審査について（監査の意見）

決算書の詳細な分析は実施されていない。決算書の入手時に最低限実施すべきことをチェックリスト等で明確化することが望まれる。（「3. 平成 23 年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況（9）決算書等報告の審査について」の記載参照）

3. 平成 23 年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況

検証結果については、「改善されている」を○、「改善方向ではあるが、さらに改善を要する」を△、「改善されていない」を×として評価し、【改善の状況】の直後に記載している。

(1) 公の施設としての必要性の検討

(平成 23 年度 監査の意見)

年々駐車場の利用台数は減少しており、周辺にも民間の駐車場が存している現状を考えると、継続して実施する必要のない公の施設ではないか再検討をする必要がある。そして、検討の結果、場合によっては、廃止又は売却等も視野に入れていかなければならないのではないだろうか。

【改善の状況】 △

近年では利用台数は概ね安定しており、前回監査時と比較しても増加している。指定管理料は概ね一定しており、住民サービスの提供の観点で一定の効果は得られていると考える。しかしながら宮崎市が実施主体として継続すべきかどうかは環境変化などを注視し検討していくことが重要である。

(2) 指定管理者の選定の基準、選定方法について

(平成 23 年度 監査の意見)

指定管理料の提案額に対する採点方法について、募集段階で合わせて募集した宮崎駅西口駐車場が指定管理期間の途中で閉鎖する見込みであったため、2社からは「上野町・宮崎西口」「上野町のみ」の2種類の見積もりを提出させ、両者の平均で得点を算出する方法を採用している。採点方法は、上記のような特別な事情も考慮し工夫されており、経費の縮減を客観的に採点している点では評価できる。しかし、採点結果からみると、1年足らずで閉鎖した宮崎駅西口駐車場の提案額による差が大きく採点結果に影響している。

2社の提案額をみても、上野町駐車場のみの場合より両駐車場の場合のほうがかならずしも効率性が増しコスト削減になっているともいえないと思われる。選定に要するコストはかかるだろうが、宮崎駅西口駐車場と上野町駐車場は別々に募集するとか、指定期間を5年ではなくより短期にするとかの検討も必要ではなかっただろうか。

【改善の状況】○

宮崎駅西口駐車場は閉鎖されており、上記の状況ではないが、今後同様の事案があった場合は検討されたい。

(3) 精算についての根拠規定について

(平成 23 年度 監査の意見)

現行、原則指定管理料については指定管理者の提案額となっているが、駐車場施設修繕費と消耗品費については概算払とし、年度末の実績により予算額を限度として精算を行っている。

しかし、年度協定書第 2 条第 4 項によると、「指定管理料には、駐車場施設修繕費 200,000 円及び事務費 400,000 円を含むものとし、これらの費用については、年度末の実績により精算するものとする。」となっており、業務仕様書第 9 項によると、「イ事務費 保険料、消耗品等の費用については、申出団体の予算提案額で執行するものとする。ウ管理費 (ウ) 修繕費は、・・・指定予算額以内で執行するものとする。なお、年度末の実績報告を受け、精算するものとする。また、指定予算額を超えた場合にも同様の取り扱いをするものとする。(エ) 自動料金精算機の稼働に必要な、駐車券、ロールペーパー、回数券については、指定予算額以内で執行するものとする。(以下同 省略)」となっている。

つまり、実際に精算している費目ないし内容と、年度協定書第 2 条第 4 項および業務仕様書第 9 項で指示している費目ないし内容とがそれぞれ異なっている。根拠規定である年度協定書と業務仕様書とが整合していないのも問題であるが、これらと離れて実務が行われているのも問題である。

(4) 精算における事務費の取扱いについて

(平成 23 年度 監査の意見)

具体的な精算範囲については既述のとおりであるが、宮崎市としては、指定管理者のモチベーション維持のため、全体的には精算は行わないが、宮崎市のコスト削減の観点から修繕費と事務費に限っては、予算を下回った場合には返戻してもらおうということであろう。修繕費は、確かに、無駄に利益を追求しコストを抑えることによって安全性を害しても問題があるという観点からも支持できるが、事務費はどうであろうか、疑問である。

この点に関し、23 年度から事務費については、過去の実績からも予算額の範囲内に収まっているとして精算しないこととしている。

【改善の状況】○

現在の協定書において、事務費について費用の精算に関する条項はなく、上記の状況は改善されている。

(5) 利用状況の測定方法と市のモニタリングについて

(平成 23 年度 監査の意見)

指定管理者からの意見聴取や入手した資料によると、駐車場やトイレの管理、清掃に関しては、従来と比べて綺麗になったとの利用者からの声があるとしている。この点のみを捉えると、サービスの向上は図られていると判断できる。

一方で、利用台数は年々減少している。周辺に民間の駐車場が存しており、簡単には利用促進を図ることはできないかもしれないが、所管課と指定管理者ともに年々の利用台数の減少に対しての原因分析、対策の検討が十分に行われているとは思えない。単に周辺地域の人の流れが減ったとか周辺駐車場と比べて駐車料金が低いといったことばかりでなく、例えば、車両の大型化により駐車スペースが狭くなり駐車しづらくなったとか、出入口の利便性が悪くなったなど他に原因があるかもしれない。何が原因で、どう対応すべきか追究することが必要である。

なお、利用台数の測定は、駐車場入り口の精算機でおこなわれるため、特に問題はないといえる。指定管理者は使用料金を日々精算機より回収し、精算機より出力されるジャーナルと照合の上、翌営業日に宮崎市の口座に入金している。所管課も駐車料収納日報と調定一覧を照合する等により確認している。

【改善の状況】○

近年では、利用台数は概ね安定しており、詳細な分析には至っていないが、引き続き利用台数の推移把握、傾向分析の実施に努め、特に著増減があった場合はその原因究明と対策等実施することが重要である。

(6) 駐車場回数券の管理について

(平成 23 年度 監査の意見)

現行駐車場回数券の取扱方法は、i) 事前に宮崎市へ連絡の上、指定管理者で回数券を作成し、宮崎市へ報告する。ii) 指定管理者で回数券を在庫管理する。iii) 購入の際は、利用者が指定管理者へ連絡し、支払、引渡しをおこなう。iv) 購入者が利用する。v) 売上は、精算機の売上と同時に翌日宮崎市へ納付し、月報により報告する。vi) 利用者が使用した分は、日報及び月報で報告する。という流れになっている。

過去には管理台帳もなく、発行済み未回収分が何枚かも不明である。また、回数券には連番もないため、使用分を特定できず不正に対応できない可能性がある。さらに、所管課は、指定管理者の回数券の在庫管理状況についても現地に赴き把握していない。もう少し駐車場回数券の管理について注意を払う必要がある。

【改善の状況】×

回数券管理に関しては状況の改善は図られていない。回数券の在庫管理を徹底することが必要である。

(7) 業務報告書、事業報告書の確認結果について

(平成 23 年度 監査の意見)

所管課は業務報告書や事業報告書を指定管理者から入手し、基本協定書や実施計画書に基づいて確認したり、前年度の実績と比較したりして問題点がないかどうか吟味しているとのことであるが、具体的にどのような調査を行い、どのような問題点があったのか、あるいはなかったのか文書で残していない。責任所在の明確化、課内でのスムーズな引継ぎ・継続性、事務の効率化等の観点からも結果を文書で残すことが必要である。

【改善の状況】×

「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」に基づき、年度単位でモニタリングチェックシートを作成しており、年度単位で入手する事業報告書のモニタリング体制は整備されている。しかし月次単位で入手する業務報告書については、実施すべき手続やその結果について文書化されたものは確認できなかった。月次においても年次と同様にチェックリスト等を作成し実施事項を明確化するとともに文書として保管すべきである。

(8) 収支決算報告書に係る管理状況について

(平成 23 年度 監査の意見)

所管課は、収支決算報告書が会計帳簿から作成されていることを確認していない。特に、年度協定書により、事務費と修繕費は実績により精算することとなっているため、領収証等との照合確認も必要である。実際、収支報告書上、消耗品費のうちその他が 345,500 円計上されており、これは駐車場の清掃時や料金回収時のガソリン代に指定管理者が他の業務場所とともに巡回する際のガソリン代の一定割合を加えた額ということであったが、所管課は基礎資料に基づきその信憑性を確認していない。

また、(株)NPKは、宮崎県や宮崎市の複数の施設の指定管理者になっていることから、本社費がどのように各施設に配賦されているかについて確認する必要がある。

【改善の状況】△

現在は修繕費を除き精算項目はない。修繕費については領収書等と照合されており改善が図られている。ただし、収支報告書の適正性については既述の意見のとおり、改善の余地がある。

(9) 決算書等報告の審査について

(平成 23 年度 監査の意見)

所管課は、每期法人の決算書を入手し分析等を行い財務状況を把握しているということであるが、どういう分析等を行い、結果どうであったのかといった調書がない。指定管理者が経営破綻し、任期途中で継続できなくなる事態も発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政的基盤があるかどうかのチェックは重要であると思われる。

【改善の状況】×

決算書の詳細な分析は実施されていない。決算書の入手時に最低限実施すべきことをチェックリスト等で明確化することが望まれる。

(10) 実地調査について

(平成 23 年度 監査の意見)

所管課は、周辺住民から苦情があった場合など必要に応じ駐車場に赴き確認を行っている。但し、できれば指定管理者の料金回収時や場内巡視などに立ち会い、指定管理者の管理運営状況を把握し、適切な指導を行うとともに、管理運営の良否を判断することも必要である。

なお、実地調査を行った場合には、どういうことを行い、どういう結果だったかを書面で残し責任者まで回覧させておく、場合によっては意見ないし対策を求める必要があることは言うまでもない。

【改善の状況】○

平成 26 年 5 月に「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」が策定（最終改正令和元年 11 月）され、実地調査については当該指針に基づき概ね適切に実施されている。

(11) 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

(平成 23 年度 監査の意見)

業務の性格上のためか、指定管理者は満足度調査を実施していない。

しかし、年々利用台数も減少している中、減少の原因を追究するためにも、また、利用者の利便性を高めるためにも調査を行っても悪くはないのではないだろうか。

【改善の状況】△

現在では、指定管理者は利用理由やトイレの状況など、アンケートを実施し、利用者の満足度を調査し、「アンケート集計結果」として宮崎市に提出している。概ね好意的な意見が多く、利用者の満足度は高いと判断される。しかしながら、所管課では当該アンケートの具体的な実施時期や方法等の把握はしていない。また、「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」によれば、意見の集計・評価については所管課が実施することとなっている。実施方法等が十分か把握するとともに、指針に従えば、集計作業についても宮崎市で実施すべきである。

VI 大淀川市民緑地

(野球場、ソフトボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場、ラグビー場、ゲートボール場及び多目的広場)

1. 施設の概要

(1) 概要

大淀川市民緑地外3公園は、大淀川市民緑地(田吉地区、下小松地区、大塚地区)、山内川緑地、出水口公園、宮崎中央公園の4つの公園からなり、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場として利用されている。各施設の所在地、面積、指定管理者に管理を行わせる公園施設等は以下のとおりとなっている。

公園名	所在地	公園面積	指定管理者に管理を行なわせる公園施設等
大淀川市民緑地 田吉地区	宮崎市大字田吉	13.0ha	野球場、ソフトボール場、ラグビー場、サッカー場、グラウンドゴルフ場、ゲートボール場、駐車場ほか
大淀川市民緑地 下小松地区	宮崎市大字小松	12.5ha	野球場、ソフトボール場、サッカー場、多目的広場、駐車場ほか
大淀川市民緑地 大塚地区	宮崎市大塚町	6.1ha	野球場、多目的広場、駐車場ほか
山内川緑地	宮崎市大字田吉	3.8ha	多目的広場(ラグビー場、野球場)、駐車場ほか
出水口公園	宮崎市祇園 2丁目79	3.0ha	野球場、ソフトボール場、駐車場ほか
宮崎中央公園	宮崎市宮崎駅東 1丁目2-1	4.3ha	芝生広場、駐車場ほか (テニスコートを除く)

項目	内容
設置の目的	指定管理者の創意工夫により、質の高いサービスを公園利用者に提供するとともに、管理経費の節減を図る
業務内容	大淀川市民緑地等の管理運営、維持管理業務
開設時期	昭和 46 年 4 月 1 日
利用時間等	公園施設：原則、常時開場 駐車場： （10 月～4 月）6 時 00 分～17 時 00 分 （5 月～9 月）6 時 00 分～19 時 00 分
指定管理者制度の開始時期	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理者制度導入前の運営形態	管理委託

(参考) 宮崎市都市公園条例

第 9 条の 3 別表第 3 に掲げる都市公園の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

別表第 3

出水口公園（野球場及びソフトボール場に限る。）

大淀川市民緑地（野球場、ソフトボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場、ラグビー場、ゲートボール場及び多目的広場に限る。）

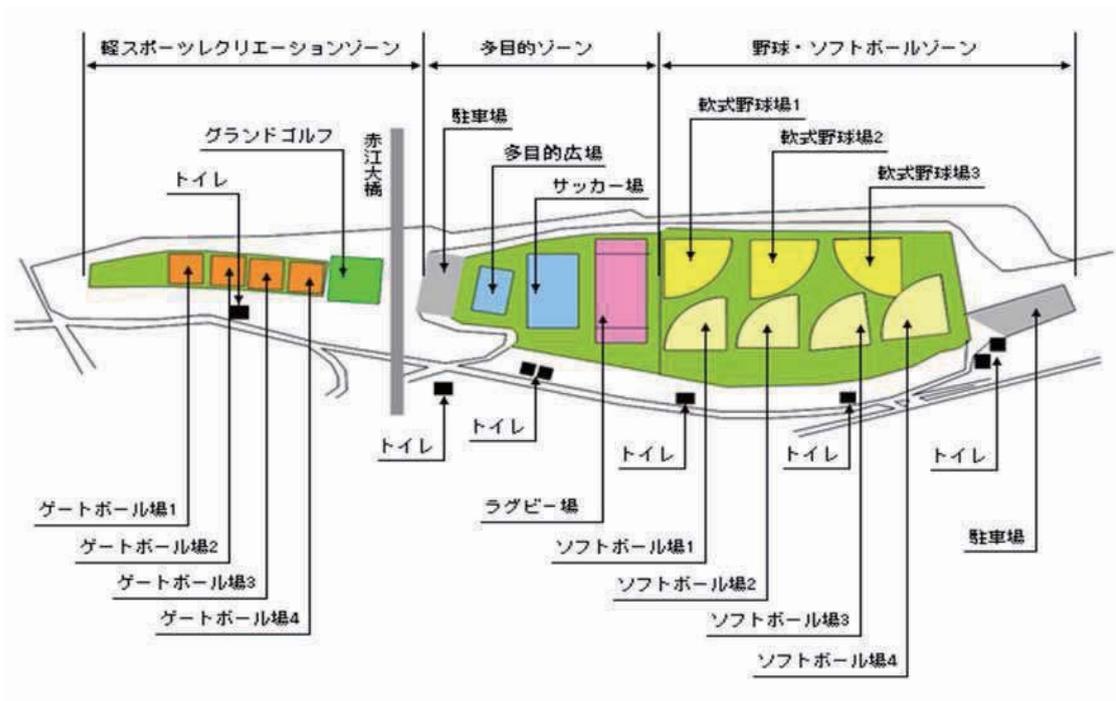
（以下、省略）



宮崎中央公園



(野球場 3・ソフトボール場 4・ラグビー場 1・サッカー場 2・
 グランドゴルフ場 1・ゲートボール場 4)



宮崎市大字田吉 145000 m²

(2) 利用状況の推移

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
利用人員（人）	201,503	178,932	175,278	170,048	212,672
利用件数（件）	4,634	6,306	6,319	6,600	7,220

(注1) 使用料収入はない。

(注2) 令和元年度から指定管理者が変更されたため、平成30年度までと令和元年度以降では、利用人員の集計の方法が異なっている。

(3) 指定管理の状況

① 指定状況の推移

制度導入前	～17年度	年間管理業務委託（（財）宮崎市体育協会）
1期目	18年度～20年度	（財）宮崎市体育協会
2期目	21年度～25年度	（株）馬原造園建設
3期目	26年度～30年度	（株）馬原造園建設
4期目	元年度～現在	グリーンスマイルパートナーズ

② 指定管理料の推移

(単位：千円)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
収入計	48,549	48,549	48,343	48,343	53,773
(内訳) 指定管理料	47,049	47,049	46,843	46,843	53,491
利用料収入	-	-	-	-	-
その他収入	1,500	1,500	1,500	1,500	283
支出計	45,633	45,771	47,905	47,984	53,738
(内訳) 人件費	19,182	17,209	19,541	20,093	19,516
人件費以外	26,451	28,562	28,364	27,891	34,222

(注1) 令和元年度から指定管理者が交代しているが、水道光熱費を宮崎市負担から指定管理者負担へと変更したため、元年度より指定管理料の上限額及び指定管理料が増加している。指定管理料の額の上限額は、基本協定書上、指定期間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）中268,398千円となっている。

③ 指定管理者の概要

令和元年度以降の指定管理者はグリーンスマイルパートナーズとなっている。当該団体は、有限会社生目緑地建設（代表構成員）と株式会社ダイニチ開発が構成員となっている。両構成員ともに、他に指定管理者とはなっていないが、有限会社生目緑地建設は、造園工事業であり、過去に多くの公園管理の委託を

受けており、一方株式会社ダイニチ開発は建設業であり、過去に河川維持管理工事を請け負っている。

④ 指定管理者の運営財源

大淀川市民緑地外3公園運動施設は、入場料を徴収せず自由に出入りできる施設なので、指定管理者は宮崎市からの指定管理料及び自動販売機による収入、自主事業であるイベント参加料で当該施設を運営している。

(4) 指定手続きの状況

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	外部の専門家を交えた選定委員会の設置
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	① 施設の利用許可に関する業務、②施設の使用に関する業務、③都市公園の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務、④その他市長が定める業務 (宮崎市都市公園条例第9条の4参照)
申請書を提出した団体数	4団体

(5) 宮崎市の指導・監督の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	令和2年5月29日
実地調査の状況	適宜実施している。

2. 指摘事項及び意見

(1) 施設のあり方と指定管理者制度導入について

当該施設は、財団法人宮崎市体育協会が、施設の開設時から平成17年度まで管理運営を受託し、平成18年度以降平成20年度まで指定管理者となっている。平成21年度以降は、平成30年度までを株式会社馬原造園建設、令和元年度から現在のグリーンスマイルパートナーズが指定管理者となっている。

所管課へのアンケート等によっても、管理運営の委託から指定管理者制度へ移行することによって、自主的な運営がより可能となり、利用者のニーズに柔軟かつ迅速に対応できるようになっていることがうかがえる。また、指定管理の期間の定めや公募制があることによって、運営管理者にコスト意識が芽生え、より緊張感を持ってサービスの向上、及び効率的な運営ができるようになってきていると思われる。

(2) 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結

① 指定管理者の選定手続等

(ア) 公募期間・・・平成30年7月19日～8月24日

(イ) 選定の方法

選定委員会は6人で構成され、選定の基準及び配点及び選定結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

区分	役職
外部（学識経験者）	宮崎公立大学教授
外部（市民代表）	宮崎市地域婦人会連絡協議会役員
外部（経営）	公認会計士
内部（行政（総括））	宮崎市都市整備部長
内部（行政（総括））	宮崎市都市整備部公園緑地課長
内部（行政（公共））	宮崎市都市整備部都市計画課長

選定の基準及び配点

選定の基準	審査項目	配点
事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営に対する基本方針 ・ 業務内容に対する理解及び対応 ・ 要望、意見、苦情への対応 	30
事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者サービスの向上に関する提案 ・ 利用者増への取り組みに関する提案 ・ 施設の設置目的の理解と課題の認識 ・ 設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案 	45
事業計画書の内容が、当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額 	30
事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的体制の確保 ・ 職員の能力育成（研修体制） ・ 事業計画の実現可能性（継続性、安定性） ・ 類似施設等の運営実績 ・ 申請者の安定性、信頼性 	55
安全管理に配慮した体制が示されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害及び緊急時の対応、危機管理及び安全管理に対する対応地域経済への配慮 	30
環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した施設管理 ・ 障がい者の就労支援への対応 	10

選定結果

応募者名	合計得点
グリーンスマイルパートナーズ	845
A	845
B	755
C	711

指定管理者と応募者 A は各委員の採点結果では同点となったが、選定委員による多数決で指定管理者が選定された。

(ウ) 協定書の締結

項目	内容
基本協定書の締結日	平成 31 年 3 月 22 日
年度協定書の締結日 (令和元年度)	平成 31 年 3 月 22 日
指定期間	5 年間 (平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日)
指定管理料の上限額(税込)	5 年間 268,398 千円

(3) 指定管理料の算定、利用料金制の導入

指定管理料は、宮崎市が上限額を提示した上で、その範囲内で指定管理者が提案した額となっている。施設は、河川敷での多目的広場や野球場、駐車場等であり、十分な施設を構えているわけでもなく、また、広く市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場として利用してもらうためには無料が望ましく、したがって利用料金制導入はなじまないものと思われる。

(4) 指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

① 備品の管理について (指摘事項)

宮崎中央公園を除く他の公園内の備品については、下記 3 (2) ②備品管理について記述した通り、所管課も備品実査の実施指示や実査現場での立会による確認をおこなっているということであるが、宮崎中央公園の備品台帳上に記載されている草刈機 1 式は監査日現在廃棄済みとなっている。所管課に確認したところ、詳細は不明なものの、前指定管理者より所管課に報告は挙がっていたが、登録破棄の処理が漏れていたとのことであった。速やかに廃棄の処理を行う必要がある。また、実査現場では立会を行ったということであるが、宮崎市の台帳との確認は行っていなかった。この点も問題である。

② 収支報告書のレビューについて（監査の意見）

令和元年度において、委託料のうち植栽管理代が収支計画額の 2 倍以上となっており、通年と比較しても多い。また、指定管理者は、当初予算では公租公課を 4,814 千円と見込んでいたが実際は発生しなかった。

結果、令和元年度は、租税公課で当初見込まれていた 4,814 千円が結果として削減されたが、一方で委託料の植栽管理費が 8,880 千円(予算の倍以上)追加計上され、結果収支差額の予実差異は 36 千円となっている。

この点、所管課に対し、所管課は（どのような内容で）把握していたのか、指定管理者に対して質問、指導をおこなったのか、指定管理者とのやり取りの記録は残っているかどうかについて質問を行ったところ、所管課は、いずれも理由を指定管理者から聞き、内容の把握をし、適切な事務に努めるよう話したということであるが、その内容が一切文書で残されていない。

「宮崎市指定管理に係るモニタリング指針」においても、「施設所管課は、指定管理者による事業報告書の提出があったときは、当初の事業計画書との整合がとられているかを確認するとともに、その内容を精査し、必要に応じて指定管理者に資料の追加提出、又は説明を求め、管理運営状況を把握しなければなりません。」となっている。

当初の事業計画書との整合がとられているか、実際に内容を精査したのか、説明等を求めたのか等後日検証し、責任の明確化を図る観点からも、レビュー結果については文書として残しておくべきである。

③ 構成員との取引について（監査の意見）

指定管理者は、構成員との間で取引があり、委託料のほか消耗品費、修繕費、保険料、燃料費、使用料賃借料に計上がみられた。内容は、維持管理の委託のほか、構成員による事務用品の立替払、修繕工事の請負、保険への代理加入、一部構成員契約による給油の精算、複合機・車両等の賃貸となっている。

令和元年度の元帳より、これらの取引を抽出し、請求明細書を入手・突合し、また、指定管理者に請求金額の決定方法をヒアリングした。

請求額は、実費による精算のほか、各社の労務単価、機械単価等の設定に基づくもので計算されている。また、使用料賃借料については、契約主体の関係や、指定管理者脱退後の備品の扱いを考慮し、備品をすべて自己で購入ないしリース契約したうえで指定管理者へ貸し出している。

当該金額には構成団体の人件費や利益相当額も含まれているため、施設の運営に関する支出の内訳が不透明になる。このような内部取引がある場合には、その取引実態が把握可能となるように収支報告書上の科目や報告形式を再考さ

りたい。

④ 開場時間について(指摘事項)

駐車場の開場時間について、『大淀川市民緑地外3公園指定管理者業務仕様書』で決められている時間帯と、宮崎市や施設のホームページ上で掲載されている時間帯が異なっている。また、異なるホームページの間でもまちまちであり、利用者が確認しづらいものとなっている。

大淀川市民緑地の駐車場の開場時間について、以下の通りとなっている。

指定管理者業務仕様書	11～3月 7:30～18:30 4～10月 5:30～19:30
「大淀川市民緑地運動施設」のHP	10～4月 6:00～17:00 5～9月 6:00～19:00
宮崎市の「大淀川河川敷(大淀川市民緑地)駐車場の利用について」のHP	11～3月 7:00～19:00 4～10月 5:30～20:00

所管課によると、「指定管理者業務仕様書」で公園緑地課が開閉時間を示していたが、大淀川市民緑地利用者の実情に合わせて、「大淀川市民緑地運動施設」のホームページに記載している開閉時間で運用しているとのことである。

なお、宮崎市の「大淀川河川敷(大淀川市民緑地)駐車場の利用について」のホームページについては誤りだったため、当該指摘を受けて直ちに修正がなされた。

利用者の利便性向上のために、ホームページ等による情報開示の正確性、統一性には常々気を払い、充実させていくことを心掛けるべきである。

⑤ 利用状況の測定方法と市のモニタリングについて(監査の意見)

平成23年度の包括外部監査での指摘同様、令和元年度からの指定管理者交代にあたっては、大幅な利用人員、利用件数の増加がみられるところ、所管課では、測定方法について、指定管理者がシステム結果をもとに現地確認を加味し集計結果を報告していること以外に具体的な方法を指定管理者の変更前後で把握していない。

指定管理者に対して適切なモニタリングを行う必要がある宮崎市としては、大淀川市民緑地外3公園運動施設のような出入り自由で入場料を徴収しない施設における利用者の測定方法を確立する必要がある。(「3.平成23年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況(2)①利用状況の測定方法と市のモニタリングについて」の記載参照)

⑥ 業務報告書の確認結果について（監査の意見）

平成 23 年度の包括外部監査での指摘同様、所管課は、業務報告書を指定管理者から入手し、基本協定書や実施計画書に基づいて確認したり、前年度の実績と比較したりして問題点がないかどうか吟味しているとのことであるが、どのような問題点があったのか、どのような指導があったのか文書で残していない。業務報告書のチェックシートの作成等による結果の文書化が望まれる。（「3. 平成 23 年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況（2）③業務報告書の確認結果について」の記載参照）

⑦ 収支決算報告書のレビューについて（監査の意見）

指定管理者は交代しているが、平成 23 年度の包括外部監査での指摘同様、所管課は、収支決算報告書が会計帳簿から作成されていることを確認していない。必要に応じ信頼しうる原始証憑類と確認することも必要である。また、上記（4）③のような構成員との取引もあるため留意が必要である。（「3. 平成 23 年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況（2）（イ）収支決算報告書のレビューについて」の記載参照）

⑧ 「利用者の声」に基づくモニタリングについて（監査の意見）

平成 23 年度の包括外部監査での指摘同様、「利用者の声」に基づくモニタリングについて、指定管理者と協議を行っているということであるが、協議の議事録等文書が作成されていない。責任の明確化、事務の効率化、サービス向上等の観点からも文書で残しておくべきである（「3. 平成 23 年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況（2）⑦「利用者の声」に基づくモニタリングについて」の記載参照）

3. 平成 23 年度の包括外部監査報告書における指摘・意見の改善状況

検証結果については、「改善されている」を○、「改善方向ではあるが、さらに改善を要する」を△、「改善されていない」を×として評価し、【改善の状況】の直後に記載している。

(1) 指定管理対象施設の募集範囲について

① 宮崎市総合体育館の指定管理者について

(平成 23 年度 監査の意見)

宮崎中央公園の指定管理対象であるテニスコート及び駐車場に隣接し、管理事務所が置かれている建物内の宮崎市総合体育館は、所管課が異なり別に指定管理者を募集し、結果別法人が指定管理者となっている。

所管課が異なっているためであろうが、市民の利便性の観点、指定管理者や宮崎市の事務の効率性、コストの観点からは、両者を合同で募集するほうが好ましいのではないだろうか。

【改善の状況】 △

現状でも、管理事務所が置かれている建物内の宮崎市総合体育館は、所管課が異なり別に指定管理者を募集し、結果別法人が指定管理者となっている。管理事務所ないし事務所内の一部施設も、所管課の異なる別の指定管理者が共同で使用している状況となっている。

所管課、指定管理者は、現状不都合はないとのことであるが、市民の利便性の観点、指定管理者や宮崎市の事務の効率性、コストの観点からは、両者を合同で募集し、一体として運営管理したほうが好ましいのではないだろうか。

② 隣接する芝生広場・遊具広場の管理委託について

(平成 23 年度 監査の意見)

宮崎中央公園のテニスコート・駐車場（指定管理対象）に隣接する芝生広場・遊具広場は同じ所管課であるが、管理業務の範囲が芝生や剪定といった事実上の行為であり、行政処分に該当する使用許可も必要ないことから、市直営による管理の中で業務委託契約により外部委託を行っている。

しかし、両施設は隣接し、広場の利用者も駐車場を利用しており、また、遊具の管理が多くなる以外は管理運営の内容もほぼ同様である。市民の利便性の向上、指定管理者や宮崎市の事務の効率性等の観点から、芝生広場・遊具広場も含めて指定管理の対象とすることも考えられるのではないだろうか。

【改善の状況】○

現状では、平成 23 年度の包括外部監査の指摘を受けて見直しを行い、平成 26 年度より、宮崎中央公園のテニスコートは宮崎市総合体育館とともに他の所管課・指定管理者となり、一方、芝生広場・遊具広場の管理を指定管理の範囲に含めている。

③ 宮崎中央公園の一体管理について

(平成 23 年度 監査の意見)

上記ア)、イ)の見解からすると宮崎中央公園のテニスコート、駐車場、体育館、芝生広場・遊具広場は一体として運営管理したほうが、市民の利便性や指定管理者ないし宮崎市の事務の効率性の向上に資するのではないだろうか。そのことにより指定管理者の運営管理の量ないし範囲が広すぎるといふ指摘があるならば、むしろ、宮崎中央公園と他の公園・緑地で区分することも一考ではないだろうか。検討を要する。

【改善の状況】○

現状では、平成 23 年度の包括外部監査の指摘を受けて見直しを行い、平成 25 年度の募集より、宮崎中央公園のテニスコートは宮崎市総合体育館とともに他の所管課・指定管理者となり、一方、芝生広場・遊具広場の管理を指定管理の範囲に含めた。このことにより、利用料金を徴収・管理する必要のあるテニスコート、駐車場、体育館と、利用料金を徴収・管理する必要のない公園の管理が区分され、所管課ないし指定管理者の事務効率も向上し、市民の利便性も向上したとの所管課の見解である。

平成 23 年度の包括外部監査の指摘を受けて見直しが行われたことは評価したい。

(2) 指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

① 利用状況の測定方法と市のモニタリングについて

(平成 23 年度 監査の意見)

指定管理者からの意見聴取や入手した資料によると、公園の植栽管理や清掃に関しては、従来と比べて公園が綺麗になったとの利用者からの声があるとしている。実際に、平成 18 年度からの利用状況の推移を見ても利用者は増加傾向にある。この点のみを捉えると、サービスの向上は図られていると判断できる。

一方で、指定管理者によって利用者の測定方法が異なるため、指定管理者が変更となった平成 21 年度の前後で年間利用者が急激に変化をしている。このように利用者の測定方法が確立していない状況では、サービスの向上が図られた結果、利用者が満足し利用者数が増えたとは言い切れない。

指定管理者に対して適切なモニタリングを行う必要がある宮崎市としては、大淀川市民緑地外 3 公園運動施設（テニスコートを除く）のような出入り自由で入場料を徴収しない施設における利用者の測定方法を確立する必要がある。

【改善の状況】 ×

平成 23 年度の包括外部監査での指摘同様、令和元年度からの指定管理者交代に当たっても、大幅な利用人員、利用件数の増加がみられるところ、所管課では、測定方法について、指定管理者がシステム結果をもとに現地確認を加味し集計結果を報告していること以外に具体的な方法を指定管理者の変更前後で把握していない。

指定管理者に対して適切なモニタリングを行う必要がある宮崎市としては、大淀川市民緑地外 3 公園運動施設のような出入り自由で入場料を徴収しない施設における利用者の測定方法を確立する必要がある。

② 備品管理について

(平成 23 年度 監査の意見)

所管課は、備品実査の実施指示や備品明細を廃棄せずに保管するようには指導しているが、備品実査に係る実施要領や実施手引書等が整備されているかの確認、備品の実査の実施状況が適切か、実査現場に立会っての確認はされていない。実査が特定の日になされたかの確認もしていない。備品管理についてのモニタリングは不十分であるといわざるを得ない。

【改善の状況】 ○

現行、備品管理に関しては、中央公園を除く大淀川市民緑地や出水口公園での備品は数少なく把握が容易であり、所管課も備品実査の実施指示や実査現場での立会による確認をおこなっている。

③ 業務報告書の確認結果について

(平成 23 年度 監査の意見)

所管課は業務報告書を指定管理者から入手し、基本協定書や実施計画書に基づいて確認したり、前年度の実績と比較したりして問題点がないかどうか吟味しているとのことであるが、具体的にどういう調査を行い、どのような問題点があったのか、あるいはなかったのか一切文書で残していない。責任所在の明確化、課内でのスムーズな引継ぎ・継続性、事務の効率化等の観点からも結果を文書で残すことが必要である。

【改善の状況】 ×

業務報告書の確認に関しては状況の改善は図られていない。業務報告書のチェックシートの作成等による結果の文書化が望まれる。

④ 収支決算報告書に係る管理状況について

(ア) 収支決算報告書の収支が均衡していることについて

(平成 23 年度 監査の意見)

現在の指定管理者である(株)馬原造園建設が指定管理者になった平成 21 年度と平成 22 年度の当該公園の収支決算報告書では、21 年度は 40,500 千円、22 年度は 40,000 千円でいずれも収支均衡となっている。指定管理者の回答によると、収支差額は「諸経費」として計上しており、当該額は「民間企業でいえば利益に相当する」ということであった。収支均衡の考えにより従来同様な報告書が多々あることも承知しているが、民間でも公益でも等しく「利益」であり、経費に計上する根拠はどこにもない。収入、支出は実績で計上することは当然であり、収支差額がプラスであったのかマイナスであったのかを明示することによってはじめて事業活動の良否を判断し、もって翌期以降の改善ないし次の指定管理料の積算等に生かせるものと思われる。

【改善の状況】 ○

現状では、指定管理者も交代し、収支決算報告書の収支は差異が発生しており、上記のような状況はなく改善されている。

(イ) 収支決算報告書のレビューについて

(平成 23 年度 監査の意見)

所管課は、収支決算報告書が会計帳簿から作成されていることを確認していない。必要に応じ信頼しうる原始証憑類と確認することも必要である。

(注 中省略) 本社費がどのように各施設に配賦されているかについて確認する必要がある。正しい収支決算報告書が入手できないと翌期以降もミスリードしてしまうことになる。

【改善の状況】 ×

指定管理者は交代しているが、現行でも、所管課は、収支決算報告書が会計帳簿から作成されていることを確認していない。(4) ③のような構成員との取引等もあるため、特に留意が必要である。

⑤ 決算書等報告の審査について

(平成 23 年度 監査の意見)

所管課は、毎期法人の決算書を手取りし分析等を行い財務状況を把握している。但し、どういう分析等を行い、結果どうであったのかといった調書がない。指定管理者が経営破綻し、任期途中で継続できなくなる事態も発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政的基盤があるかどうかのチェックは重要であると思われる。

【改善の状況】 ×

法人の決算書等のチェック結果についての意見や指導内容は文書化されておらず、改善はされていない。

⑥ 実地調査について

(平成 23 年度 監査の意見)

所管課は適宜実地調査を行っている。

但し、どういう調査を行い、どういう結果だったかを書面で残していない。書面として責任者まで回覧し、場合によっては意見ないし対策を求め、経緯や結果を記載しておく必要がある。

【改善の状況】○

令和元年度は、9月及び3月に仕様の『指定管理者モニタリングチェックシート』を使い、具体的かつ詳細に実地調査を行い、またその記録を行っている。改善が図られている。

⑦ 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

(平成23年度 監査の意見)

指定管理者は満足度調査を行っており、また、回収率を上げることに努めている。所管課も利用者満足度調査の調査内容において、指定管理者と協議を行っているということであるが、協議の議事録等文書が作成されていない。責任の明確化、事務の効率化、サービス向上等の観点からも文書で残しておくべきである。

【改善の状況】×

現状においても、「利用者の声」に基づくモニタリングについての、指定管理者との協議の議事録等は作成されていない。

(3) その他

① 指定管理者の引き継ぎについて

(平成23年度 監査の意見)

当該施設については、平成21年度において指定管理者の変更がなされている。その際に、業務等の引き継ぎが適切に実施されたかについては、業務の適切な運営において重要となる。例えば、引継ぎ後前管理受託者の責めに帰すべき要因により事故・トラブルが発生した場合などの責任分担等についても文書で明らかにしておく必要がある。

この点、ヒアリング等をした限りにおいては重大な問題は発生していないが、今後の引き継ぎ等も考慮して、協定書において引き継ぎに関する項目を設ける必要がある。

【改善の状況】○

当該施設については、令和元年度においても指定管理者の変更がなされている。現行では、協定書において引き継ぎに関する項目を設けている。また、実際、前指定管理者との間で引き継ぎもされており、特に問題も発生しておらず、この点改善されている。

VII 宮崎市営住宅及び旧町有住宅 計 59 か所

1. 施設の概要

(1) 概要

宮崎市内の市営住宅恒久団地ほか 60 団地、旧町有住宅及び宮崎市山村定住住宅で、団地内にある集会室や駐車場等の共同施設を含む。

項目	内容
設置の目的	宮崎市営住宅及び共同施設並びに宮崎市山村定住住宅の管理運営を効果的かつ効率的に行うことを目的としている。
業務内容	市営住宅等の入居者等管理・家賃等収納・市営住宅等の維持保全等
開設時期	昭和 33 年 3 月
利用時間等	午前 8 時 30 分～午後 6 時(条例による休日を除く)
指定管理者制度の開始時期	平成 28 年 4 月 1 日
指定管理者制度導入前の運営形態	直営

(参考) 宮崎市営住宅条例

第 61 条 市営住宅及び共同施設の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

宮崎市山村定住住宅条例

第 25 条 山村定住住宅の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(2) 利用状況の推移

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
利用世帯数(世帯)	4,859	4,716	4,633	4,510	4,305
使用料収入(千円)	1,166,699	1,151,141	1,131,799	1,110,130	1,065,702

(注 1) 利用世帯数は宮崎市営住宅管理システムにより把握・集計された数である。

(3) 指定管理の状況

① 指定状況の推移

制度導入前 ～27年度 直営

1期目 28年度～2年度 宮崎市営住宅管理センター

② 指定管理料の推移

(単位：千円)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
収入計	-	432,732	433,004	432,817	440,837
(内訳) 指定管理料	-	139,000	139,000	139,000	140,287
維持保全費	-	293,684	293,684	293,684	300,530
その他収入	-	48	320	133	20
支出計	-	431,623	430,017	429,412	433,015
(内訳) 人件費	-	27,850	28,712	27,947	25,274
人件費以外	-	403,773	401,305	401,465	407,741

(注1) 指定管理料の額の上限額は、基本協定書上、指定期間(平成28年4月1日～令和3年3月31日)中、2,163,420千円(当初)(変更後2,183,730千円)となっている。また、内訳として管理業務と別に、一般・緊急修繕業務、退去修繕業務及び保守点検業務に係る指定管理料額の上限額として1,468,420千円(変更後1,484,869千円)となっているが、これは毎年度精算することとなっている。

(注2) 収支差額は、每期黒字となっている。

③ 入居世帯数、使用料と収納率の推移

入居世帯数(年度末時点)の推移

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
入居世帯数	4,859	4,716	4,633	4,510	4,303

使用料と収納率（平成27年度～令和元年度）

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
収納率[単位：千円] (出納期間閉鎖時点)	現年度分	調定額	1,175,210	1,155,503	1,134,347	1,111,508	1,067,682
		収納額	1,166,699	1,151,141	1,131,799	1,110,130	1,065,702
		未済額	8,511	4,363	2,548	1,379	1,980
		収納率	99.28%	99.62%	99.78%	99.88%	99.81%
	過年度分	調定額	132,033	107,583	69,566	61,999	56,475
		収納額	16,428	12,463	6,522	3,808	2,681
		未済額	115,605	95,120	63,044	58,191	53,794
		収納率	12.44%	11.58%	9.38%	6.14%	4.75%
	合 計	調定額	1,307,243	1,263,087	1,203,913	1,173,507	1,124,157
		収納額	1,183,126	1,163,603	1,138,321	1,113,938	1,068,383
		未済額	124,116	99,483	65,592	59,570	55,774
		収納率	90.51%	92.12%	94.55%	94.92%	95.04%

④ 指定管理者の概要

指定管理者である宮崎市営住宅管理センターは、一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会(代表構成員：昭和34年設立、以下協会という)と宮崎宅地建物取引業協同組合(以下：組合という)とを構成員とする団体である。

協会は、平成18年度から宮崎県営住宅の指定管理者となっており、監査日現在、83団地6,709戸の県営住宅管理業務を行い、県営住宅の現年度家賃徴収率は、平成25年度から7年連続で、都道府県営住宅1位を達成し、現年度駐車場使用料について、平成元年度は徴収率100%となっている。

協会は業務を統括し、組合は修繕部門を担当する。また、協会会員である地区管理会社を窓口業務の「支店事務所」として宮崎区域に6か所、その他区域に各1か所は配置している。

⑤ 指定管理者の運営財源

(指定管理料交付型)

指定管理者制度を採用し指定管理料を交付する。この場合、施設の大規模修繕等だけではなく、毎年度の施設の維持に係る経費も市が負担することになる。指定管理者は、指定管理者として施設の維持管理業務を行う。

(4) 指定手続きの状況

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	外部の専門家を交えた選定委員会の設置
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	市営住宅等の入居者等管理業務等
申請書を提出した団体数	2 団体

(5) 宮崎市の指導・監督の状況

項目	内容
事業報告書の收受年月日	令和 2 年 4 月 30 日
実地調査の年月日	令和元年 12 月 27 日

2. 指摘事項及び意見

(1) 施設のあり方と指定管理者制度導入について

① 家賃等の未済額の減少、利用者の利便性向上、維持費の削減について

当該施設は、従来直営で行ってきたが、平成 28 年度以降、一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会を代表構成員とする宮崎市営住宅管理センターが指定管理者となっている。

家賃決定等については宮崎市に残しつつ、「維持管理コストの縮減」及び「サービスの安定と向上を図ること」を主目的に指定管理者制度への移行がなされている。既に県営住宅は平成 18 年度から、延岡市は平成 22 年度から指定管理者制度へ移行している。宮崎市営住宅管理センターは、宮崎県営住宅でも指定管理者となっており、培った業務ノウハウ及び専門的知識を有する人材を活用して、団地間・入居者間の平等な住民サービスの向上を図ることが期待される。

人口減少、高齢化による入居者の減少、家賃収入の減少傾向の中、一方で、老朽化した施設の大規模改修にも備えると同時に、持続可能な管理運営が求められている。

指定管理者制度の導入に伴い、家賃等の収納に関する業務についても指定管理者である宮崎市営住宅管理センターが行うようになった。(3)③の住宅使用料に係る収納率の推移からもわかるように、過年度分の未済額は、直営時の平成 27 年度で 115,605 千円あったが、令和元年度は半分以下の 55,774 千円になっている。また、現年分についても、直営時の平成 27 年度は未済額 8,511 千円、収納率 99.28%であったが、以後、未済額は減少、収納率もアップし、令和元年度は未済額 1,980 千円、収納率 99.81%となっている。家賃等の収納に関して、指定管理者制度の導入の成果があったといえる。

また、受付・相談窓口の受付時間を延長し、65 歳以上の高齢者に対する見守り体制をとり、あるいは、利用者サービス向上の取組として市営住宅入居者向けに年 4 回新聞を発行するなど、従来以上のサービスを提供しているといえる。

さらに、経費縮減についても、従来の各総合支所建設課を含め市職員の人件費の大幅な削減、専門家による効率的な入居者管理、収納・滞納整理、施設維持管理により、指定管理料を勘案しても経費の削減に繋がっており評価できる。

(2) 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結

① 指定管理者の選定手続き等

(ア) 公募期間・・・平成27年7月24日～8月28日

(イ) 選定の方法

選定委員会は5人で構成され、選定の基準及び配点及び選定結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

区分	役職
内部(行政職員)	宮崎市建設部長
外部(税理士)	公認会計士・税理士
外部(学識経験者)	市営住宅入居者選考委員会委員長 宮崎市水管理株式会社 役員
外部(市民活動関係者)	市営住宅入居者選考委員会委員 宮崎市自治会連合会役員
外部(福祉団体関係者)	市営住宅入居者選考委員会委員 宮崎市民生委員児童委員協議会役員

選定の基準及び配点

選定の基準	審査項目	配点
施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること	<ul style="list-style-type: none">市営住宅等の管理運営に関する基本方針市が示した管理の基準に対する理解及び対応要望、意見、苦情への対応	30
施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	<ul style="list-style-type: none">利用者サービスの向上に関する提案入居者増、入居者管理等に関する提案施設の設置目的の理解と課題の認識	35
施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	<ul style="list-style-type: none">指定期間内の基準価格(年額・総額)に対する提案額管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	15

選定の基準	審査項目	配点
事業計画書の内容を着実に実施するために必要な管理運営能力を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 管理に必要な体制の確保 職員の能力育成（研修体制） 事業計画の具体性、適格性、実現可能性 過去の類似施設等の管理実績 申請者の安定性、信頼性 	65
地域への貢献等が図られていること	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済への配慮 環境に配慮した施設管理 障がい者の就労支援への対応 福祉政策への取組み 	20

選定結果

応募者名	合計得点
宮崎市営住宅管理センター	658
A	566

(ウ) 協定書の締結

項目	内容
基本協定書の締結日	平成 28 年 3 月 15 日
年度協定書の締結日 (令和元年度)	平成 31 年 3 月 29 日
指定期間	5 年間 (平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日)
指定管理料の上限額(税込)	5 年間 2,163,420 千円(当初) 2,183,730 千円(変更後)

所管課は、指定管理者制度への移行に当たり、既導入の県営住宅等の事前調査を入念に行い、また入居者、自治会、指定管理者との打ち合わせ等を複数回行うなど準備を慎重に行っていることが資料より伺われ、この点評価できる。

② 選定委員の構成について

選定委員会の構成は上記(2)①(イ)で一覧したとおりである。委員の構成が内部と公認会計士、学識経験者、市民団体役員、福祉団体役員から構成されている。選定の公平性・透明性の観点からは、問題ないと思われる。

(3) 指定管理料の算定について

指定管理料は、基本協定書でその上限額が定められており、その範囲内で指定管理者が提案した額となっている。なお、家賃等の使用料収入は、宮崎市の収入となっている。

① 指定管理料の上限額設定の算定基礎について(監査の意見)

指定管理者の経営努力によるところが大きいと思われるが、年々決算報告書の収支差額は増加している(1.(3)②指定管理料の推移を参照)。

指定管理者が適正な利益を確保することは当然のことであり、『宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針』においても、「指定管理料については、適切な積算のもと、指定管理者の自立的な経営努力を尊重し、モチベーションの高揚を図るため、原則精算しないこと」としている。

また、維持保全費については、毎年度精算することとなっており、実質宮崎市の負担であり、直接指定管理料には影響しない。

ただし、1.(3)③ 入居世帯数、使用料と収納率の推移でもわかるように、年々入居世帯数、調定額は減少しており、また一方で、老朽化した施設も多く、今後改修時には多額の費用も見込まれる。

このような中、宮崎市の計画における将来の改修工事等のための積立額への指定管理料の影響を見ようとしたが、宮崎市では将来(10年)の建替の要否の検討は行っているが、何年後に建て替え、いくら必要で、そのために年々いくら積み立てる必要があるかといった具体的な計画はないとのことであった。

宮崎市は、将来の改修工事等の具体的な計画を立て、その財源の確保に努める必要がある。その上で、指定管理料の上限額設定の見直し検討の要否判断も必要となろう。

(4) 指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

① 備品管理について(監査の意見)

宮崎市が指定管理者に賃貸している備品は、パソコン5台とレーザープリンタ1台のみである。シールは貼付され、指定管理者は自社所有と区別して適切に管理している。ただし、上記備品は、すべて宮崎市がリースしたものであり、『備品』とは区別され、備品台帳には記載されていない。したがって、所管課は、直接現場に立ち会って実査の確認はしていない。購入方法がリースであれば、宮崎市が指定管理者に賃貸している備品であり、通常の備品同様、特定の日に所管課も立ち会った上で実査を行い、また、そのことを責任の明確化、後日処理等のためにも文書で残しておくべきである。

② 収支決算書に計上されている支出について

宮崎市営住宅管理業務の実施に係る収支決算に計上されている支出について、特異な科目が計上されているため、まず、以下科目の内容説明を行う。

科目名	(想定されている)支出の内容
地区管理会社管理費支出	・地区管理会社9社の人件費等
宮崎組合管理費	・組合職員3名の人件費及び事務手数料
公営住宅管理特別委員会費支出	・公営住宅指定管理に係る調査及び対策等を所管する委員会関係費用 ・指定管理応募年度に、地区管理会社の募集及び選定等を実施するにあたっての費用(過年度実績ゼロ)
報奨金支出	・地区管理会社の滞納整理活動の成果に応じてインセンティブを付与した費用 ・地区管理会社の随時募集業務の入居成果に対して、インセンティブを付与した費用
指定管理事業調整準備金繰入額	指定管理事業については、公募のもとで5年契約となっていることから、受託ができない場合は管理経費不足が懸念される。このため指定管理に係る人件費等の管理経費の財源について調整を行うためのもの。 準備金取り崩しの想定事案 ・指定管理が受託できなかった場合の人件費及び退職手当 ・指定管理が受託できなかった場合のリース契約等の残債費用 ・有期契約者の正職員化に伴う退職給付費用の不足額の積み立て ・指定管理が受託できなかった場合の税金(消費税・法人税) ・重大事故発生時の損害費用(保険適用外)
他会計振替額	指定管理事業の収益の一部を一般会計に振替。 一般管理費(理事会費、総会費、総務課の人件費等)の費用負担

(ア) 内部取引について(監査の意見)

『地区管理会社管理費支出』、『宮崎組合管理費』及び『報奨金支出』は、実質自らへの委託費である。当該支出にあつては、指定管理者は積算根拠も明示しており、それ自体問題となるところではない。

ただし、所管課としては、このようないわゆる内部取引に関して、収支報告書の記載方法を明確化するとともに、通常以上の利益が含まれていないかなど金額の妥当性を検証することが必要である。当施設だけでなく指定管理者制度全体に関する問題として方針や手続、収支報告書上の科目や報告形式を定められたい。

(イ) 指定管理者固有の経費について(監査の意見)

『公営住宅管理特別委員会費支出』及び『指定管理事業調整準備金繰入額』は、指定管理者が内部で(独自に)備えるべき性質のものであるため、収支報告書に計上される必要はないと思われる。その分利益として明示するよう指導すべきである。

③ 業務報告書の確認結果について(監査の意見)

所管課は業務報告書や事業報告書を指定管理者から入手し、基本協定書や実施計画書に基づいて確認したり、前年度の実績と比較したりして問題点がないかどうか吟味しているとのことである。確かに、所管課は、毎月地区管理会社担当者会議に出席しており、業務報告書の内容や、家賃等徴収業務、維持保全業務等の話し合いに参画している。ただし、12回の地区管理会社担当者会議の資料の中で、第12回地区管理会社担当者会議(令和2年3月実施)での質問事項に対する回答、指定管理者からの要望聞き取り時の式次第欄外へのメモ以外、所管課と指定管理者との間での協議内容を明示した議事録や指定管理者への指導について記録された資料はない。どのような問題点があったのか、それに対してどのような対応をしたのか文書で残していない。責任所在の明確化、課内でのスムーズな引継ぎ・継続性、事務の効率化等の観点からも結果を文書で残すことが必要である。

④ 収支決算報告書に係る管理状況について(監査の意見)

所管課は、収支決算報告書が会計帳簿から作成されていることを確認していない。特に、年度協定書により、維持保全費(修繕費)は実績により精算することとなっているため、領収証等との照合確認も必要である。

また、宮崎市営住宅管理センターは、宮崎県営住宅の指定管理者になっていることから、本社費がどのように各施設に配賦されているかについても確認する必要がある。

⑤ 決算書等報告の審査について（監査の意見）

所管課は、每期指定管理者の決算書入手し分析等を行い財務状況を把握しているが、分析の結果、指定管理者にどう指導したのか調書がない。指定管理者が経営破綻し、任期途中で継続できなくなる事態も発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政的基盤があるかどうかのチェックは重要であると思われる。したがって、所管課は、分析結果及び指導内容等について記録を残すべきである。

⑥ 実地調査について

(ア) 「実地調査確認シート」について（監査の意見）

令和元年12月23日、27日に実地調査確認シートに基づき実地調査を行っている。施設の実地調査については、施設数が多いため3団地736棟の調査を行っている。

ただし、実地調査確認シート上、『施設の確認項目』で平成30年11月調査時に評価2（5段階）であり、令和元年12月調査時でも評価2のままとなっている項目がある。確認内容は『従事する職員の配置・役割分担は明確になっているか』というものであるが、それ以上の具体的な記載もされていない。指定管理者にどのように報告し、改善を求めたのかも不明である。確認シートの「特記事項」の記載を十分に行えば足りることかもしれないが、例えば評価2以下の場合には具体的な内容の説明、問題の所在、改善策、指定管理者からの回答等を記載するような欄を別途設ける等の工夫も一考かと思われる。

(イ) 指定管理者への指導について（指摘事項）

所管課は、実地調査の結果について指定管理者に改善の指導をしていない。実地調査を行った意味がないといわざるを得ない。

⑦ 「指定管理者モニタリングチェックシート」について

(ア) 「事業収支」欄の実績額と計画額の差異の大小の基準について（監査の意見）

所管課は、令和元年 10 月に平成 30 年度の指定管理者モニタリングチェックシートを作成している。

指定管理者モニタリングチェックシート上の事業収支に関して、年度計画額との比較において、人件費の 269 万円（約 2.4%）の減少（反面、他会計振替の 217 万円（約 197%）の増）や公課費の 169 万円（約 34%）増加があったが、チェック欄の適否は「○」となっており、計画額と実績額の差異が大きいとは捉えられなかったようである。したがって、その増減理由の記載もない。所管課に確認したが、金額ないし増減率の基準はないとのことである。「事業収支」欄の実績額と計画額の差異の大小の基準を設けるべきである。

(イ) 「指定管理者モニタリングチェックシート」の記載欄の充実について（監査の意見）

指定管理者の収支決算書上、令和元年度より「教育研修費」の科目を新設しているが、そのことにつき言及がされていなかった。

また、事業の実施状況欄においてチェック項目の適否に「×」がついているにもかかわらず、その内容の説明や問題の所在、改善策等が一切記載されていない。「協定・指定管理者提案内容」欄も空欄である。ちなみに、令和元年度と同チェックシートも事業の実施状況欄についてまったく同様であった。

さらに、「指定管理者である団体等の財務状況」欄で注意を要するとして設定した比率を下回る指標があるにもかかわらず、当該チェックシート上全く触れられていない。

なお、同チェックシートの『施設所管課所見』欄の記述は、平成 30 年度と令和元年度で一字一句同じである。

「指定管理者モニタリングシート」について、評点や実績を単に入力するだけでなく、否認事項の内容の説明や問題の所在、改善策等の記載の充実を図る必要がある。

(ウ) 指定管理者への指導について（指摘事項）

所管課は、毎月の業務報告書提出時および随時会議を開き指定管理者と意見交換を行っている。その意味では、モニタリングはおこなわれているといえるが、当該モニタリングチェックシートの結果についての評価結果の通知、指導は行っていない。

VIII 東高岡保育所

1. 施設の概要

(1) 概要

東高岡保育所は、乳児から就学前児童を対象とした保育施設である。また、通常保育、延長保育、短時間認定、一時預かり事業、及び障がい児保育を行っている施設である。

項目	内容
設置の目的	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に基づき、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施する。
業務内容	東高岡保育所の管理運営及び維持管理業務
開設時期	昭和 49 年 4 月
利用時間等	7 時～18 時（各保育等で詳細は異なる）
指定管理者制度の開始時期	平成 22 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	直営

（参考）宮崎市保育所条例

第 5 条 東高岡保育所の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。



施設の内容等

施設名	施設の内容等
敷地全体	2,620.97 m ²
園庭	1,120.00 m ²
構造	鉄骨造、平屋建て
延べ面積	432.39 m ²
乳児室	1室
保育室	2室
遊戯室	1室
調理室	1室
事務室（医務室兼務）	1室
相談室	1室

（2）利用状況の推移

通常保育

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
入所延べ児童数 （人）	690	690	679	702	713

延長保育

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
利用件数（件）	960	1,142	614	672	780
収入金（千円）	192	229	123	135	156

一時保育

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
延べ利用者数 （人）	206	43	131	86	26
収入金（千円）	309	65	246	153	39

（3）指定管理の状況

① 指定状況の推移

- 1 期目 22年度～26年度 社会福祉法人 純心会
 2 期目 27年度～元年度 社会福祉法人 公成福祉会
 3 期目 2年度（現在） 社会福祉法人 公成福祉会

② 指定管理料の推移

（単位：千円）

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
収入計	79,623	81,157	83,596	93,681	90,481
（内訳）指定管理料	78,838	80,254	82,694	87,440	89,356
利用料収入	0	0	0	0	0
その他収入	785	903	901	6,240	1,125
支出計	74,021	86,292	82,545	94,693	89,743
（内訳）人件費	49,699	57,889	62,665	70,895	72,834
人件費以外	24,322	28,403	19,879	23,797	16,909

（注）指定管理料の額の上限額は、基本協定書上、指定期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）中、388,795千円（税込）となっている。

③ 指定管理者の概要

指定管理者である社会福祉法人公成福祉会は、東高岡保育所の他、天ヶ城保育園を運営している。

④ 指定管理者の運営財源

指定管理者は、宮崎市からの指定管理料及び自主事業の収入によって当該施設を運営している。なお、自主事業については、実施していない。

(4) 指定手続きの状況

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	外部の専門家を交えた選定委員会の設置
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	保育に関する業務、施設・附属設備及び備品の維持管理に関する業務、並びに設置目的を達成するために必要な業務 (宮崎市保育所条例第6条参照)
申請書を提出した団体数	1団体

(5) 宮崎市の指導・監督の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	令和2年5月29日
実地調査の年月日	令和元年9月10日・令和2年2月10日

2. 指摘事項及び意見

(1) 施設のあり方と指定管理者制度導入について

東高岡保育所は、宮崎市の保育サービスや子育て支援の更なる拡充・推進を行うこと、より効率的で効果的な保育所運営を図ることを目的に平成 22 年度から指定管理者制度を導入している。

宮崎市には、小戸保育所、青島保育所、跡江保育所、福島保育所、及び東高岡保育所という 5 つの公立保育所がある。このうち指定管理者制度を導入しているのは東高岡保育所のみである。東高岡保育所を除く 4 つの公立保育所は「市立保育所運営の全体計画（平成 19 年 11 月策定）」において、小戸保育所は「保育の中核施設としての役割を果たすため」に該当し、跡江保育所、青島保育所、及び福島保育所は「民間での運営が困難な地域における保育を実施し、地域児童の福祉の維持向上を図るため」に該当することから直営の方針としている。

東高岡保育所は、上記ふたつの条件のいずれも満たさないこと、並びに「市立保育所運営の全体計画(平成 19 年 11 月策定)」で民営化する方針であったが、平成 17 年の水害等により園舎の老朽化が著しく進んだため、平成 21 年に園舎の建替えを行い、平成 22 年度から指定管理者制度を導入し現在に至っている。

(2) 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結

① 指定管理者の選定手続等

(ア) 公募期間・・・令和元年 7 月 18 日～令和元年 9 月 24 日

(イ) 選定の方法

選定委員会は 7 人で構成され、選定の基準、配点、及び審査結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

区分	役職
内部	宮崎市福祉部長
内部	宮崎市子ども未来局長
内部	宮崎市福祉総務課長
外部（学識者）	宮崎県立看護大学准教授
外部（市民代表）	東高岡保育所保護者会役員
外部（市民代表）	中央西地区民生委員児童委員協議会役員
外部（市民代表）	宮崎市老人クラブ連合会役員

選定の基準及び配点

選定の基準	審査項目	配点
1. 事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に対する基本方針 ・要望、意見、苦情への対応 	20
2. 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの向上に関する提案 ・保育サービスの理解と課題の認識 ・設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案 	100
3. 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額 	10
4. 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・人的体制の確保 ・職員の能力育成（研修体制） ・地域や関係機関、保護者との連携 ・申請者の安定性、信頼性 	40
5. 安全管理に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害及び不審人物の対応など、危機管理に対する対応 	15
6. 労働福祉の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用に対する基本的な考え方 	5
7. 保育の継続性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・引継ぎによる保育の継続性の確保 	10
合	計	200

選定結果

申請者名	合計得点
社会福祉法人 公成福社会	1,103

(ウ) 協定書の締結

項目	内容
基本協定書の締結日	令和2年3月30日
年度協定書の締結日 (令和2年度)	令和2年3月30日
指定期間	5年間(令和2年4月1日から令和7年3月31日)
指定管理料の上限額(税込)	5年間 388,795千円

② 選定委員の構成について(監査の意見)

選定委員会は上記(2)①(イ)に記載のとおりであるが、委員に会計の専門家が含まれていない。審査項目において、収支計画の適正性及び経費の縮減という項目がありこれらを適切に評価するためには会計の専門家が必要である。したがって、選定委員に会計の専門家を含めるべきである。

(3) 指定管理料の算定について

指定管理料は、基本協定書でその上限額が定められており、その範囲内で指定管理者が提案した額となっている。なお、東高岡保育所における委託費、延長・一時保育に係る利用者負担金、特別保育事業、保育士等確保のための処遇改善補助事業、及び特別支援保育事業、これらに関する保育料収入は、宮崎市の収入となっている。

(4) 指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

① 業務報告書の確認結果について(監査の意見)

所管課は、指定管理者から業務報告書や事業報告書を手に入れ内容等について基本協定書及び実施計画書等に基づき確認を行うとともに、前年度の実績との比較を行う等により問題点等がないか確認を行っている。しかし、問題点等に関する所管課と指定管理者との協議内容及び改善措置等についての記録がなかった。したがって、責任の所在の明確化、担当者の部署移動等に伴う円滑な引継ぎ・継続性、及び事務作業の効率化等の観点からも所管課と指定管理者との協議内容、並びに所管課が提起した問題点等に対する指定管理者の改善措置等について文書で記録を残す必要がある。

② 決算等報告書の審査について（監査の意見）

所管課は、指定管理者である社会福祉法人公成福祉会としての決算書の財務状況の把握を指定管理者モニタリングチェックシートで行っている。しかし、分析の結果に基づき指定管理者に対してどのような指導等を行ったのかを記載した調書は作成されていなかった。指定管理者が経営破綻し、任期途中で継続できなくなる事態も発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政的基盤があるかどうかのチェックは重要であると思われる。したがって、所管課は、分析結果及び指導内容等について記録を残すべきである。

③ 収支決算報告書に係る管理状況について（監査の意見）

所管課は、収支決算報告書が会計帳簿から適正に作成されていることを確かめていない。また、指定管理者が指定管理業務以外に本業等を行っているにもかかわらず、それぞれの収支決算報告書が作成基礎資料から作成されていることを確かめていなかった。

「東高岡保育所指定管理者業務仕様書」によれば、指定管理者は毎年度、事業計画書として管理業務の実施に関する経費の収支予算を宮崎市へ提出することとなっている。そして事業年度終了後、事業報告書として管理業務の実施に係る収支決算を提出することとなっている。

東高岡保育指定管理者業務仕様書

第11 業務、事業及び決算状況等の作成及び報告

指定管理者は、業務、事業及び決算の状況について、次のとおり報告書を作成し、提出するものとする。

(2) 事業報告書

毎年度終了後 60 日以内に管理業務に係る事業報告書を市に提出し、その承認を得なければならない。

(3) 決算状況報告書

自己の各事業年度の決算が確定したときは、速やかに法人の決算書及び関係書類を提出すること。

(4) その他

必要に応じ市が要請する報告を、作成・提出すること。

所管課は、例えば予算と実績に大きな乖離が生じている項目等について原因究明のために指定管理者に対してヒアリングを行うとともに指定管理者の作成した収支決算報告書の適否を会計帳簿及び作成基礎資料等に基づき十分に検証

すべきであると思われる。

④ 指定管理者モニタリングチェックシート及び指定管理者モニタリングレポートについて（指摘事項）

所管課は、指定管理者から提出された業務報告書及び事業報告書等に基づき「指定管理者モニタリングチェックリスト」及び「指定管理者モニタリングレポート」を作成している。指定管理者モニタリングチェックリストの中に「指定管理者である団体等の財務状況」という項目がある。この中で「売上高」、「経常利益」、及び「売上高経常利益率」の欄が空欄になっていた。当該「指定管理者である団体等の財務状況」は、「参考情報」という取り扱いになっているが、一般的に売上高経常利益率は、その団体の本来の収益力を判断する指標として利用されている。「売上高」及び「経常利益」が空欄であるため売上高経常利益率が不明な状況である。したがって、当該箇所に金額及び比率を記載し、結果について検討すべきである。

IX 宮崎市総合福祉保健センター

1. 施設の概要

(1) 概要

宮崎市総合福祉保健センターは、障がい者・高齢者等市民の福祉の増進をはじめ、福祉活動の推進や疾病予防及び健康保持・増進等に関する事業を行い、市民が健康で生きがいを高め、安心して暮らせる環境を創り出していくことを目的とした拠点施設である。

項目	内容
設置の目的	宮崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
業務内容	障がい者・高齢者等市民の福祉の増進をはじめ、福祉活動の推進や疾病予防及び健康保持・増進等に関する事業
開設時期	平成6年5月
利用時間等	9時～22時
指定管理者制度の開始時期	平成18年4月
指定管理者制度導入前の運営形態	一般委託

(参考) 宮崎市保健センター条例

(指定管理者による管理)

第6条 福祉保健センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。



施設の内容等

階数	施設名等
1 階	プール（障がい者用）
	障がい者浴室
	機能訓練室
	健康相談室
	デイサービスセンター「あゆみ」
	児童発達支援「つくし園」
	ボランティアミーティングルーム
	喫茶「あいあい」
	ホール
	障がい者総合サポートセンター
	宮崎市大淀地区地域包括支援センター
	宮崎市社会福祉協議会事務室
2 階	ボランティアルーム
	ヘルストロンコーナー
	保健指導室
	浴室
	和室
	調理実習室
	研修室（定員 50 名）
	視聴覚室（定員 80 名）
宮崎市健康管理部地域保健課事務室	

(2) 利用状況の推移

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
利用人員（人）	56,157	53,705	52,911	50,941	44,059

(3) 指定管理の状況

① 指定状況の推移

1 期目	18 年度～22 年度	社会福祉法人	宮崎市社会福祉協議会
2 期目	23 年度～27 年度	社会福祉法人	宮崎市社会福祉協議会
3 期目	28 年度～ 2 年度	社会福祉法人	宮崎市社会福祉協議会

② 指定管理料の推移

(単位：千円)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
収入計	96,958	93,931	87,775	87,921	92,197
(内訳) 指定管理料	96,958	93,931	87,775	87,921	92,197
利用料収入	0	0	0	0	0
その他収入	0	0	0	0	0
支出計	96,958	93,931	87,775	87,921	92,197
(内訳) 人件費	21,838	20,900	18,160	18,261	17,622
人件費以外	75,119	73,030	69,614	69,659	74,574

(注) 指定管理料の額の上限額は、基本協定書上、指定期間（平成28年4月1日～令和3年3月31日）中、469,998千円（当初）（変更後454,776千円）となっている。

③ 指定管理者の概要

指定管理者である社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会は、宮崎市総合福祉保健センターの他、宮崎市佐土原地域福祉センター、宮崎市田野総合福祉館、宮崎市清武総合福祉センター、及び宮崎市きよたけ児童クラブ施設の指定管理者となっている。

④ 指定管理者の運営財源

指定管理者は、宮崎市からの指定管理料及び自主事業の収入によって当該施設を運営している。なお、自主事業については、「事業計画書」に基づき所管課承認のもとで実施している。

(4) 指定手続きの状況

項目	内容
指定管理者の募集方法	非公募
指定管理者の選定方法	外部の専門家を交えた選定委員会の設置
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関する 「すべての業務」
指定管理者の業務内容	障がい者（障がいのある児童を含む。）、高齢者、 母子家庭、父子家庭、父母のいない児童及び寡 婦の福祉の増進に関する業務並びに市長が必要 と認める業務 (宮崎市保健センター条例第3条第2項参照)
申請書を提出した団体数	1団体

(5) 宮崎市の指導・監督の状況

項目	内容
事業報告書の收受年月日	令和2年5月29日
実地調査の年月日	令和元年11月18日

2. 指摘事項及び意見

(1) 施設のあり方と指定管理者制度導入について

宮崎市総合福祉保健センターは、社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会が施設の開館時から平成17年度まで管理運営を受託し、平成18年以降（平成23年度及び平成28年度に再選定）は指定管理者となっている。

宮崎市総合福祉保健センターは、障がい者・高齢者等市民の福祉の増進をはじめ、福祉活動の推進や疾病予防及び健康保持・増進等に関する事業を行い、市民が健康で生きがいを高め、安心して暮らせる環境を創り出していくことを目的とした拠点施設であり、市民ニーズが高い施設と考えられる。また、宮崎市において宮崎市総合福祉保健センターのような市民の要望に応えられる類似の民間施設はなく公共性が高いことから、宮崎市は施設の主体となる必要があると考えられる。さらに、当該施設の管理運営について、指定管理者による施設管理が図られることで、施設の特殊性を生かした施設運営が可能になるものと考えられる。したがって、宮崎市総合福祉保健センターは、指定管理者制度を導入する要件を満たしているものと考えられる。

(2) 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結

① 指定管理者の選定手続等

(ア) 申請期間・・・平成27年7月24日～平成27年9月28日

(イ) 選定の方法

選定委員会は6人で構成され、選定の基準、配点、及び審査結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

区分	役職
内部	宮崎市介護保険課長
内部	宮崎市社会福祉課長
内部	宮崎市商業労政課長
外部（市民代表）	宮崎市民生委員児童委員協議会役員
外部（市民代表）	宮崎市老人クラブ連合会役員
外部（市民代表）	大塚地区自治会連合会役員

選定の基準及び配点

選定の基準	審査項目	配点
1. 事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に対する基本方針 ・市民の平等な使（利）用の確保 ・要望、意見、苦情への対応 	30
2. 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・使（利）用者サービスの向上に関する提案 ・使（利）用者の増加を図るための取り組みに関する提案 ・施設の設置目的の理解と課題の認識 ・設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案 	40
3. 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額 ・管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方。・提案 	20
4. 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・人的体制の確保 ・職員の能力育成（研修体制） ・事業計画の実現可能性（継続性、安定性） ・申請者の安定性、信頼性 	30
5. 安全管理に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害及び不審人物の対応など、危機管理に対する対応 	20
6. 労働福祉の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用に対する基本的な考え方 	10
7. 環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策への取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した施設管理 ・障がい者の就労支援への対応 	10
合	計	160

選定結果

応募者名	合計得点
社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会	736

(ウ) 協定書の締結

項目	内容
基本協定書の締結日	平成 28 年 3 月 9 日
年度協定書の締結日 (平成 31 年度)	平成 31 年 3 月 22 日
指定期間	5 年間 (平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日)
指定管理料の上限額(税込)	5 年間 469,998 千円 (当初) 454,776 千円 (変更後)

② 非公募制について

宮崎市は、以下のような宮崎市総合福祉保健センターが行う業務の特性を理由に非公募として取り扱うことにしている。

- ・本施設は、障がい者、高齢者、父子家庭、母子家庭等の福祉の増進、市民の福祉活動の推進、並びに地域保健の事業を行う施設であること。
- ・第四次宮崎市総合計画、及び第三次宮崎市地域福祉計画を推進するうえでの中核的役割を担う施設であること。
- ・施設の特性に応じた専門性ととも、一定の組織力、及び各種社会福祉関係団体との調整能力のほか、利用者に信頼感や安心感を与えられる能力を有した指定管理者が適任であること。
- ・市社会福祉協議会策定の「第五次宮崎市地域福祉活動計画」と市策定の「第三次宮崎市地域福祉計画」は、それぞれの計画が連携・補完する関係にあり、市の福祉政策の中核を担う団体であること。
- ・福祉・医療・教育などの関係機関との連携にも優れていること。

以上、宮崎市は、宮崎市総合福祉保健センター業務の特殊性等を踏まえ、適切に施設管理業務を担うことができ、宮崎市内に事業所または営業所を置く社会福祉法人は宮崎市社会福祉協議会のみであるとして、「当該施設の専門性又は地域性を勘案して適正な運営を確保するため公募を行う必要がないとき」(宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条)に該当し、非公募とすることとしている。

③ 選定委員の構成について（監査の意見）

選定委員会は上記（２）①（イ）に記載のとおり、委員６名のうち３名が宮崎市の内部職員で構成されている。選定の公平性・透明性の確保及び専門的な意見や外部の意見を反映させる観点からは、委員の過半数は外部者であることが望まれる。また、審査項目において、収支計画の適正性及び経費の縮減という項目がありこれらを適切に評価するためには会計の専門家が必要である。したがって、選定委員に会計の専門家を含めるべきであると考えます。

（３）指定管理料の算定について

指定管理料は、基本協定書でその上限額が定められており、その範囲内で指定管理者が提案した額となっている。なお、宮崎市総合福祉保健センターにおける研修室、視聴覚室、調理実習室、及び和室の各有料の施設使用料は、宮崎市の収入となっている。その他、宮崎市総合福祉保健センターでは自主事業を行っているが、これは指定管理者の収入となっている。自主事業は、福祉総合相談等の収入に基づき管理運営されている。

（４）指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

① 業務報告書の確認結果について（監査の意見）

所管課は、指定管理者から業務報告書や事業報告書を入手し内容等について基本協定書及び実施計画書等に基づき確認を行うとともに、前年度の実績との比較を行う等により問題点等がないか確認を行っている。しかし、問題点等に関する所管課と指定管理者との協議内容及び改善措置等についての記録がなかった。したがって、責任の所在の明確化、担当者の部署移動等に伴う円滑な引継ぎ・継続性、及び事務作業の効率化等の観点からも所管課と指定管理者との協議内容、並びに所管課が提起した問題点等に対する指定管理者の改善措置等について文書で記録を残す必要がある。

② 事業報告書の内容について（監査の意見）

所管課は、令和元年度の事業の結果について令和２年５月２９日に「宮崎市総合福祉保健センター事業報告書」として指定管理者からの報告を受けている。当該事業報告書に記載されている項目のひとつである「宮崎市総合福祉保健センター管理業務の実施に係る収支決算書」の支出項目については、各勘定科目につき内容の説明が記載してある。この中で、経費に関する説明が空欄で記載されていない箇所があった。このような状況では、収支を一致させるため何ら

かの操作が行われているかもしれないとの疑念を持たれる可能性もある。したがって、各勘定科目についての説明は記載することが望ましい。

③ 収支決算報告書に係る管理状況について

(ア) 収支決算報告書の収支が均衡していることについて（指摘事項）

現在の指定管理者である社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会の令和元年度における収支決算報告書は収支均衡の状態であった。これは、収支が均衡するように「諸経費」の費目で調整しているものと考えられる。収入及び支出は実績で計上するのは当然のこととして、収支差額がプラスであったのかマイナスであったのかを明示することによってはじめて指定管理活動の良否を判断でき、もって翌期以降の改善ないし次の指定管理料の積算等に有用な情報を提供できるものと思われる。

(イ) 収支決算報告書の検証について（監査の意見）

所管課は、収支決算報告書が会計帳簿から適正に作成されていることを確かめていない。また、指定管理者が指定管理業務以外に自主事業及び本業等を行っているにもかかわらず、それぞれの収支決算報告書が作成基礎資料から作成されていることを確かめていなかった。

「宮崎市総合福祉保健センター指定管理者管理運営業務仕様書」によれば、指定管理者は毎年度、事業計画書として管理業務の実施に関する経費の収支予算を宮崎市へ提出することとなっている。そして事業年度終了後、事業報告書として管理業務の実施に係る収支決算を提出することとなっている。

宮崎市総合福祉保健センター指定管理者管理運営業務仕様書

6 事業報告書等の作成及び提出

(1) 事業報告書の提出

毎年度終了後 60 日以内に宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の
手続等に関する条例第 7 条に規定する事業報告書を作成し、宮崎市へ
提出することとします。なお、事業報告書の種類や書式、記載項目に
ついては、協定において定めます。

報告内容は概ね次のとおりとします。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 使用状況並びに入館拒否等の件数及びその理由
- ③ 管理経費の収支状況
- ④ その他市長が別に定める事項

(2) 決算書の提出

自己の各事業年度の決算が確定したときには、速やかに団体の決算書及び関係書類を提出することとします。

(4) 事業計画書の提出

平成 28 年度の年度計画については、協定書の締結と同時に宮崎市へ提出することとします。また、平成 29 年度以降の年度計画については、当該前年度の 11 月末日までに提出することとします。なお、内容については、宮崎市と協議するものとします。

(5) 経理規程

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこととします。

所管課は、例えば予算と実績に大きな乖離が生じている項目等について原因究明のために指定管理者に対してヒアリングを行うとともに指定管理者の作成した収支決算報告書の適否を会計帳簿及び作成基礎資料等に基づき十分に検証すべきであると思われる。

④ 指定管理者の自主事業に係る収支決算書について（指摘事項）

指定管理者である社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会は、指定管理業務以外に自主事業も行っている。指定管理者から所管課に提出された事業報告書には、自主事業に係る事業報告は添付されていたが、「宮崎市総合福祉保健センター指定管理者業務仕様書」に自主事業の収支決算書等の提出についての規定がなく、提出はされていなかった。

当該仕様書では、自主事業に関し以下の規定がある。

宮崎市総合福祉保健センター指定管理者業務仕様書

2 指定管理者が行う業務内容

(7) 指定管理者の自主事業に関すること

指定管理者は、上記 ((1) ~ (6)) の業務の範囲外で、宮崎市の承認を得た上で、センターを使用して事業を行うことができます。この場合の留意事項は、以下のとおりとします。

① 自主事業を実施する場合は、センターの設置目的に合致し、かつ上記業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により実施すること。

② 承認要件

以下のすべてに該当すること。

ア 施設の効用を高め、市民サービスの充実を図る事業であること。

- イ 原則として、指定管理者の自主財源で実施するものであること。
- ウ 収支見込や事業の運営形態において、指定管理者が行う事業に支障を来さないことと認められること。
- エ 事業実施後は指定管理者による施設の原状回復が可能なこと。
- オ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該実施に伴う一切の責任を指定管理者が負うものであること。
- カ 行政財産目的外使用許可が必要な場合、宮崎市に使用許可を受けること。

例えば、自主事業に係る収支決算書のチェックを行わない場合、自主事業に係る経費等が指定管理業務に係る経費等に混入しているか否か確かめることが出来ない。したがって、「宮崎市総合福祉保健センター指定管理者業務仕様書」において自主事業に係る収支決算書の提出を規定するとともに指定管理者にその提出を求める必要がある。

⑤ 決算等報告書の審査について（監査の意見）

所管課は、指定管理者である社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会としての決算書の財務状況の把握を指定管理者モニタリングチェックシートで行っている。しかし、分析の結果に基づき指定管理者に対してどのような指導等を行ったのかを記載した調書は作成されていなかった。指定管理者が経営破綻し、任期途中で継続できなくなる事態も発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政的基盤があるかどうかのチェックは重要であると思われる。したがって、所管課は、分析結果及び指導内容等について記録を残すべきである。

⑥ 備品の管理について（指摘事項）

所管課は、備品実査の実施指示や備品明細を廃棄せずに保管するようには指導している。しかし、備品実査に係る実施要領や実施手続書等が整備されているかの確認及び備品の実査の実施状況が適切か等について実査現場に立会ったの確認はなされていない。また、実査が特定の日になされたかの確認も行っていない。さらに、備品実査の結果と会計との整合性の確認されていない。以上より、備品管理についてのモニタリングは不十分であり、早急に改善する必要がある。

⑦ 実地調査の結果等について（監査の意見）

所管課は、指定管理業務が行われている施設等を訪問し、基本協定書及び実施計画書等に基づいて確認項目のチェックを行い問題点の有無を検討し「実地調査確認シート」を作成している。「実地調査確認シート」では、施設の整備状況及び運営状況について設定された確認項目それぞれについて 5 段階評価を行っている。さらに、特記事項の項目では実地調査者所見を記載している。しかし、この中で 5 段階評価において評価の低い項目や特記事項に記載された事項について調書、または議事録等を作成していないため指定管理者の改善措置等が行われたか否か不明である。これでは、所管課として指定管理者への指導・監督が適切に行われているとは言い難い。したがって、「実地調査確認シート」において低い評価項目又は特記事項等がある場合には、指定管理者と行った協議の内容、または改善措置等を記載した調書、または議事録等を作成すべきであるとする。

X 宮崎市久峰総合公園・佐土原武道館

1. 施設の概要

(1) 概要

宮崎市久峰総合公園は、総面積 24ha で多目的広場・ピクニック広場・冒険広場・テニスコート 8 面・弓道場・パターゴルフ場・陸上競技場・草スキー場・展望台・散策園路・野球場を備え、本格的なスポーツから家族での散策やピクニックなどが楽しめる総合公園である。

佐土原武道館は、柔道・剣道・空手・薙刀等の武道、及びダンス等に使用できる施設である。

項目	内容
設置の目的	市民の健康増進、レクリエーション活動の場、及びスポーツの振興
業務内容	宮崎市久峰総合公園並びに佐土原武道館の管理運営、及び維持管理業務
開設時期	平成 2 年 4 月
利用時間等	宮崎市久峰総合公園：8:30～22:00 佐土原武道館：9:00～22:00
指定管理者制度の開始時期	宮崎市久峰総合公園：平成 21 年 4 月 1 日 佐土原武道館：平成 23 年 4 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日から両者を集約
指定管理者制度導入前の運営形態	直営

(参考) 宮崎市都市公園条例

① 宮崎市久峰総合公園

第 9 条の 3 別表第 3 に掲げる都市公園の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

別表第 3（第 9 条の 3 関係）

宮崎市久峰総合公園

宮崎市武道館条例

② 宮崎市佐土原武道館

第 5 条 武道館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。



施設の内容等

施設名	内容等
総面積	24ha
駐車場	普通車 340 台、大型 9 台
管理事務所	1 棟
久峰売店	食事処、休憩所
多目的広場	8,000 m ²
ピクニック広場	5,000 m ²
冒険広場	5,500 m ²
テニスコート	コート 8 面（砂入り人工芝） ナイター設備あり
陸上競技場	A=15,400 m ² （300m6 コース）
弓道場	近的 9 人立
四半的弓道場	5 人立
パターゴルフ場	自然芝 18 ホール
ゲートボール場	2 面
草スキー場	50～70m
展望台	2 ヶ所
ウォーキングコース	1 コース～2.3 km、2 コース～1.1m
野球場	両翼 100m、センター122m、ナイター設備あり

(2) 利用状況の推移

① 宮崎市久峰総合公園

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
利用人員（人）	79,902	77,223	75,621	70,264	65,079

② 佐土原武道館

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
利用人員（人）	16,282	13,696	14,202	15,697	13,585

(3) 指定管理の状況

① 指定状況の推移

1 期目	21 年度～25 年度	(一般財団法人) みやざき公園協会
2 期目	26 年度～30 年度	(一般財団法人) みやざき公園協会
3 期目	元年度～ 現在	(一般財団法人) みやざき公園協会

② 指定管理料の推移

(単位：千円)

項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
収入計	43,171	43,505	43,987	44,493	49,314
(内訳) 指定管理料	42,460	42,859	43,277	43,557	48,621
利用料収入	0	0	0	0	0
その他収入	711	646	710	936	693
支出計	47,232	45,818	47,890	48,358	49,630
(内訳) 人件費	21,562	21,136	22,536	23,892	24,787
人件費以外	25,761	24,682	25,354	24,466	24,843

(注) 指定管理料の額の上限額は、基本協定書上、指定期間（平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）中、251,795 千円(税込)となっている。

③ 指定管理者の概要

指定管理者である一般財団法人みやざき公園協会は、造園業及び公園管理業等であり宮崎市久峰総合公園及び宮崎市佐土原武道館の他、阿波岐ヶ原森林公園市民の森（宮崎市）、萩の台公園（宮崎県）の指定管理者となっている。

④ 指定管理者の運営財源

指定管理者は、宮崎市からの指定管理料及び自主事業の収入によって当該施設を運営している。なお、自主事業については、「自主事業計画書」に基づき所管課承認のもとで実施している。

(4) 指定手続きの状況

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	外部の専門家を交えた選定委員会の設置
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	<ul style="list-style-type: none">・都市公園の施設、附属設備及び備品の維持管理、並びにその他市長が定める業務 (宮崎市都市公園条例第9条の4参照)・武道館の使用の許可、附属設備、備品の維持管理、並びに武道館の設置目的を達成するために必要な業務 (宮崎市武道館条例第6条参照)
申請書を提出した団体数	1団体

(5) 宮崎市の指導・監督の状況

項目	内容
事業報告書の收受年月日	令和2年5月29日
実地調査の年月日	令和元年11月15日

2. 指摘事項及び意見

(1) 施設のあり方と指定管理者制度導入について

宮崎市久峰総合公園並びに佐土原武道館は、市民の健康増進、レクリエーション活動の場、及びスポーツの振興を目的として設置された。有料施設については、競技会や展示会等に利用されていること、並びに無料施設については、休息、鑑賞、散歩、遊技、及び運動等に利用されていることから市民ニーズがあると考えられる。また、当該施設は公園として公共性が高いことから、管理運営の実施主体は宮崎市が行う必要がある。一方、施設の管理運営を行う上で経費削減、使用促進、利用者へのサービスの向上、整備等に専門性等が求められている。したがって、これらの要求を満たすため指定管理者制度を導入することは妥当であると言える。

(2) 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結

① 指定管理者の選定手続等

(ア) 公募期間・・・平成30年7月19日～平成30年9月25日

(イ) 選定の方法

選定委員会は6人で構成され、選定の基準、配点、及び審査結果は次の通りである。

選定委員会の構成

区分	役職
内部	宮崎市観光商工部長
内部	宮崎市佐土原総合支所長
内部	宮崎市教育委員会生涯学習課長
外部（学識者）	宮崎公立大学准教授
外部（市民代表）	宮崎市スポーツ推進審議会委員 宮崎市地区体育会連合会役員
外部（市民代表）	宮崎市スポーツ推進審議会委員 女性スポーツ指導者

選定の基準及び配点

選定の基準	審査項目	配点
1. 事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に対する基本方針 ・市民の平等な利用の確保 ・要望、意見、苦情への対応 	30
2. 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者サービスの向上に関する提案 ・使用者増への取り組みに関する提案 ・施設の設置目的の理解と課題の認識 ・設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案 	60
3. 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額 ・管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案 	35
4. 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・人的体制の確保 ・職員の能力育成（研修体制） ・事業計画の実現可能性（継続性、安定性） ・類似施設等の運営実績 ・申請者の安定性、信頼性 	75
5. 安全管理に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害及び不審人物の対応など、危機管理に対する対応 	10
6. 労働福祉の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用に対する基本的な考え方 	5
7. 環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策への取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した施設管理 ・障がい者の就労支援への対応 	10
合	計	225

選定結果

応募者名	合計得点
一般財団法人 みやざき公園協会	1,014

(ウ) 協定書の締結

項目	内容
基本協定書の締結日	平成 31 年 3 月 27 日
年度協定書の締結日 (令和 2 年度)	令和 2 年 3 月 30 日
指定期間	5 年間 (平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日)
指定管理料の上限額	5 年間 251,795 千円 (税込)

② 選定委員の構成について (監査の意見)

選定委員会は上記 (2) ① (イ) に記載のとおり、委員 6 名のうち 3 名が宮崎市の内部職員で構成されている。規定に反しているわけではないが選定の公平性・透明性の確保及び専門的な意見や外部の意見を反映させる観点からは、委員の過半数は外部者であることが望まれる。また、審査項目において、収支計画の適正性及び経費の縮減という項目がありこれらを適切に評価するためには会計の専門家が必要である。したがって、選定委員に会計の専門家を含めるべきであると考えます。

(3) 指定管理料の算定について

指定管理料は、基本協定書でその上限額が定められており、その範囲内で指定管理者が提案した額となっている。なお、宮崎市久峰総合公園におけるグラウンド、照明設備、本部室、更衣室、及びシャワー、並びに佐土原武道館における使用料は有料となっており、これらは宮崎市の収入となっている。その他、宮崎市久峰総合公園では自主事業を行っているが、これは指定管理者の収入となっている。自主事業の収入は、自動販売機手数料・電気料及び利用者からのイベント参加費等の収入からなっている。平成 30 年度の自主事業実績は、837 千円の収支差額となっている。

(4) 指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

① 業務報告書の確認結果について（監査の意見）

所管課は、指定管理者から業務報告書や事業報告書を入手し内容等について基本協定書並びに実施計画書等に基づき確認を行うとともに、前年度の実績との比較を行う等により問題点等がないか確認を行っている。しかし、問題点等に関する所管課と指定管理者との協議内容及び改善措置等に関する記録がなかった。このため、責任の所在の明確化、担当者の部署移動等に伴う円滑な引継ぎ・継続性、及び事務作業の効率化等の観点からも所管課と指定管理者との協議内容、並びに所管課が提起した問題点等に対する指定管理者の改善措置等について文書で記録を残す必要がある。

② 決算等報告書の審査について（監査の意見）

所管課は、指定管理者である一般財団法人みやざき公園協会の法人としての決算書の財務状況の把握を指定管理者モニタリングチェックシートで行っている。しかし、分析の結果に基づき指定管理者に対してどのような指導等を行ったのかを記載した調書は作成されていなかった。指定管理者が経営破綻し、任期途中で継続できなくなる事態も発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政的基盤があるかどうかのチェックは重要であると思われる。したがって、所管課は、分析結果及び指導内容等について記録を残すべきである。

③ 収支決算報告書に係る管理状況について

(ア) 収支決算報告書の検証について（監査の意見）

所管課は、収支決算報告書が会計帳簿から適正に作成されていることを確かめていない。また、指定管理者が指定管理業務以外に自主事業及び本業等を行っているにもかかわらず、それぞれの収支決算報告書が作成基礎資料から作成されていることを確かめていなかった。

「宮崎久峰総合公園及び宮崎市佐土原武道館指定管理者業務仕様書」によれば、指定管理者は毎年度、事業計画書として管理業務の実施に関する経費の収支予算を宮崎市へ提出することとなっている。そして事業年度終了後、事業報告書として管理業務の実施に係る収支決算を提出することとなっている。

宮崎市久峰総合公園及び宮崎市佐土原武道館指定管理者業務仕様書

第11 計画書・報告書等の提出

1 年度計画書の提出

指定管理者は、平成31年度については、協定書の締結と同時に市へ提出しなければならない。

また、平成31～35年度の年度計画は、当該前年度の2月末日までに提出しなければならない。

- (3) 管理運営の体制
- (4) 当該施設の利用者の安全管理体制
- (5) 事業の概要及び実施時期
- (6) 管理業務の実施に関する経費の収支予算

3 事業報告書の提出

指定管理者は、宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定により、事業年度終了後60日以内に当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

ただし、宮崎市が必要と認める場合は随時、次の書類の提出に応じるものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の使用状況（月別、施設別）
（稼働率、使用人数、使用件数、使用量率、減額・免除件数、減額・免除金額）
- (3) 使用料金の収入実績（月別、施設別）
- (4) 管理に係る経費の支出状況
- (5) その他、久峰総合公園及び佐土原武道館の管理運営において宮崎市が必要と認める事項

また、自主事業についても以下のとおり定められており、収支計画の提出が求められていると解され、前述のとおり、事業報告書として実施した事業の内容及び実績、経費の決算資料を提出することとなっている。

宮崎市久峰総合公園及び宮崎市佐土原武道館指定管理者業務仕様書

第7 管理の基準

<3>施設の管理運営に関して市が必要と認める業務

4 自主事業の実施に関する業務

指定管理者は、施設の使用を通じたスポーツの普及振興、使用の促進及び使用者の利便性の向上を図る観点から、適切な施設の管理運営の下、施設の設置目的に合致し、他の使用者の支障にならないものに限定したうえで、事前に市の承認を得て、自らの創意工夫により自主事業を実施し、当該事業による収益を自らの収入とすることが出来る。

なお、自主事業の実施にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (5) 指定管理者は、自主事業終了後、当該事業の報告書（収支を含む）を提出するものとする。

所管課は、例えば予算と実績に大きな乖離が生じている項目等について原因究明のために指定管理者に対してヒアリングを行うとともに指定管理者の作成した収支決算報告書の適否を会計帳簿及び作成基礎資料等に基づき十分に検証すべきであると思われる。

- (イ) 収支決算報告書の予算額と実績額とに大きな差異が生じている場合について（監査の意見）

令和元年度における人件費について、予算額と実績額との差異が2,028千円生じている。所管課は、「指定管理者モニタリングチェックシート」において「計画額と実績額において、その額が大きく異なる項目はないか。」というチェック欄がありその適否に関して記載を行っており当該事実は把握しているが指定管理者との協議を行っていなかった。また、当該差異について「指定管理者モニタリングチェックシート」に記録も残していなかった。このような状況では、所管課が指定管理者の収支状況の把握を適切に行っているとは言えない。したがって、予算額と実績額とに多額の差異が発生した場合等収支状況に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合にはその事実、指定管理者との協議内容、及び指定管理者に対する指導等を行った場合にはその内容を記録として残すべきである。

④ 宮崎市所有の備品の管理について

(ア) 所管課が宮崎市所有の備品台帳を指定管理者に提供していないことについて（指摘事項）

指定管理者が宮崎市から貸与されている備品に関し指定管理者が作成した備品台帳に基づき現物確認等を行った。その結果、以下の不備が発見された。

指定管理者にヒアリング等を行った結果指定管理者は、所管課から宮崎市所有の備品台帳を受け取っていないことが判明した。このような状況では、宮崎市から貸与されている備品が不明であり適切な維持管理を行うことが困難である。したがって、所管課は早急に指定管理者に対し宮崎市所有の備品台帳を提供し、そのうえで備品の実査を行うべきである。

(イ) 管理票の貼付等について（指摘事項）

所管課が2019年11月22日に実地調査を行った際に作成された「実地調査確認シート」の確認内容の中で備品に関し「備品台帳のとおり管理票は貼付されているか。」という項目において5段階評価で「4：良い」という評価が行われていた。しかし、備品の管理票を確認したところ佐土原町役場時代の管理票がそのまま貼付されたものや管理票自体が貼付されていない備品が散見された（宮崎市久峰総合公園及び宮崎市佐土原武道館の所在地である佐土原町は平成18年1月1日付で宮崎市に編入している。）。したがって、実地調査確認シートにおける該当項目に対して「2：悪い」もしくは「1：大変悪い」のいずれかの評価を行うべきである。事実と管理票の記載内容とが不一致の状態にあるものについては記載内容を修正するとともに不貼付のものについては早急に適正な管理票を作成し貼付する必要がある。

XI 宮崎市生目の杜運動公園

1. 施設の概要

(1) 概要

宮崎市生目の杜運動公園は、総面積 35.4ha の敷地の中に近代的な競技施設と、市民のふれあい・憩いの場として利用できる広場等とで構成された総合スポーツ公園として広く市民に親しまれている。また、スポーツランドみやぎの推進を図る本市の中心的な施設として、プロスポーツチームなどのキャンプや、全国規模の各種大会に利用されている施設である。

項目	内容
設置の目的	スポーツの振興、スポーツランドみやぎの推進、及び市民に親しまれる公園づくり
業務内容	宮崎市生目の杜運動公園の施設の貸出及び使用許可、施設使用料等徴収及び収納、管理運営、並びに維持管理業務
開設時期	平成 15 年 10 月
利用時間等	9 時～22 時（各施設で詳細は異なる）
指定管理者制度の開始時期	平成 18 年 4 月
指定管理者制度導入前の運営形態	直営

(参考) 宮崎市都市公園条例

第 9 条の 3 別表第 3 に掲げる都市公園の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

別表第 3（第 9 条の 3 関係）

宮崎市生目の杜運動公園



施設の内容等

施設名	内容等
アイビススタジアム	○公認野球場 両翼 100m、センター122m 内野グラウンド混合土、外野天然芝 ナイター照明 6 基 ○観客収容人数 約 11,000 人 内外野スタンド 6,000 席 外野芝生 5,000 席
第 2 野球場	○公認野球場 両翼 100m、センター122m 内野グラウンド混合土、外野天然芝 ナイター照明 4 基 ○観客席 約 250 席
はんびドーム	○アリーナ 65m×65m 人工芝 ○付属棟 屋内ブルペン 7 人立 屋外ブルペン 7 人立
体育館（管理等併設）	○アリーナ バスケットコート 2 面、バレーボール コート 3 面、バドミントンコート 6 面
テニスコート	○砂入り人工芝コート 16 面（ナイター 照明コート 4 面）運営棟、屋根付き スタンドあり
多目的グラウンドA	○混合土グラウンド 126m×126m ○少年ソフトボールが 4 面確保できる 多目的グラウンド
多目的グラウンドB	○天然芝コート サッカーなどができるコート 2 面 ナイター照明あり ○人工芝コート サッカーなどができるコート 1 面 ナイター照明あり
陸上競技場	○第 3 種公認競技場 1 周 400m×9 コース ○観客収容人数 約 12,000 人

	スタンド961席、芝生約10,800人 ○インフィールド サッカー公式サイズ
ランニングコース	○公園内の園路を活用 全長約2.2km
中央プロムナード	○中央休憩所、芝生広場、花壇、東広場、エントランスプロムナード
芝生広場	○西芝生広場 13,760 m ² ○南芝生広場 9,492 m ²
駐車場	○東駐車場 約150台 ○西駐車場 約190台 ○南駐車場 約950台 合計 約1,290台

(2) 利用状況の推移

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
利用人員(人)	325,202	320,941	300,802	338,105	291,131

(3) 指定管理の状況

① 指定状況の推移

- 1 期目 18年度～20年度 花のまちづくり公社
 2 期目 21年度～24年度 花のまちづくり公社
 3 期目 25年度～29年度 MSG・ミズノグループ
 4 期目 30年度～現在 MSG・ミズノグループ

② 指定管理料の推移

(単位：千円)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
収入計	154,603	157,729	159,385	163,100	163,701
(内訳) 指定管理料	154,600	157,728	159,385	163,100	163,701
利用料収入	0	0	0	0	0
その他収入	3	1	0	0	0
支出計	155,262	158,314	163,724	163,065	163,654
(内訳) 人件費	45,887	43,951	45,160	39,279	37,746
人件費以外	109,374	114,363	118,564	123,786	125,909

(注) 指定管理料の額の上限額は、基本協定書上、指定期間（平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）中、815,500 千円(税込)となっている。

③ 指定管理者の概要

平成 30 年度以降の指定管理者は MSG・ミズノグループとなっている。MSG・ミズノグループの構成員は学校法人宮崎総合学院及び美津濃株式会社である。学校法人宮崎総合学院は、教育、学習支援業であり、宮崎市生目の杜運動公園の他、宮崎市民プラザの指定管理者となっている。一方、美津濃株式会社は、スポーツ用品の製造業等であり、宮崎市以外の自治体の指定管理者となっている。

④ 指定管理者の運営財源

指定管理者は、宮崎市からの指定管理料及び自主事業の収入によって当該施設を運営している。なお、自主事業については、「自主事業計画書」に基づき所管課承認のもとで実施している。

(4) 指定手続きの状況

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	外部の専門家を交えた選定委員会の設置
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	都市公園の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務並びにその他市長が定める業務 (宮崎市都市公園条例第 9 条の 4 参照)
申請書を提出した団体数	1 団体

(5) 宮崎市の指導・監督の状況

項目	内容
事業報告書の收受年月日	令和 2 年 5 月 29 日
実地調査の年月日	令和元年 11 月 22 日

2. 指摘事項及び意見

(1) 施設のあり方と指定管理者制度導入について

宮崎市生目の杜運動公園は、市民のスポーツの振興と健康増進を図る為の本格的な運動公園として設置された。また、多様化するニーズの中で日常的な遊び・散策から、散歩・ジョギング等の軽運動、そして本格的なスポーツ活動までをサポートし、また、大規模災害発生時においては、自衛隊、警察、消防、DMAT等の広域支援部隊の活動拠点となる施設であることから市民ニーズがあると考えられる。さらに、プロスポーツ団体の練習施設としても利用されている。当該施設は公園として公共性が高いことから、管理運営の実施主体は宮崎市が行う必要がある。一方、施設の管理運営を行う上で経費削減、使用促進、利用者へのサービスの向上、整備等に専門性等が求められている。したがって、これらの要求を満たすため指定管理者制度を導入することは妥当であると言える。

(2) 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結

① 指定管理者の選定手続等

(ア) 公募期間・・・平成29年7月21日～平成29年9月25日

(イ) 選定の方法

選定委員会は6人で構成され、審査基準、配点、及び審査結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

区分	役職
内部	宮崎市観光商工部長
内部	宮崎市観光商工部観光戦略課長
内部	宮崎市地域振興部文化・市民活動課長
外部（学識者）	宮崎公立大学准教授
外部（市民代表）	宮崎市スポーツ推進審議会委員 宮崎市地区体育会連合会役員
外部（市民代表）	宮崎市スポーツ推進審議会委員 女性スポーツ指導者

選定の基準及び配点

選定の基準	審査項目	配点
1. 事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に対する基本方針 ・市民の平等な利用の確保 ・要望、意見、苦情への対応 	30
2. 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者サービスの向上に関する提案 ・使用者の増加を図るための取り組みに関する提案 ・施設の設置目的の理解と課題の認識 ・設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案 	70
3. 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額 ・管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案 	35
4. 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・人的体制の確保 ・職員の能力育成（研修体制） ・事業計画の実現可能性（継続性、安定性） ・類似施設等の運営実績 ・申請者の安定性、信頼性 	75
5. 安全管理に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害及び不審人物の対応など、危機管理に対する対応 	10
6. 労働福祉の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用に対する基本的な考え方 	5
7. 環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策への取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した施設管理 ・障がい者の就労支援への対応 	10
合	計	235

選定結果

応募者名	合計得点
MSG・ミズノグループ	1,029

(ウ) 協定書の締結

項目	内容
基本協定書の締結日	平成30年3月26日
年度協定書の締結日 (令和2年度)	令和2年3月30日
指定期間	5年間(平成30年4月1日から令和5年3月31日)
指定管理料の上限額	5年間 815,500千円(税込)

② 選定委員の構成について(監査の意見)

選定委員会は上記(2)①(イ)に記載のとおり、委員6名のうち3名が宮崎市の内部職員で構成されている。選定の公平性・透明性の確保及び専門的な意見や外部の意見を反映させる観点からは、委員の過半数は外部者であることが望まれる。また、審査項目において、収支計画の適正性及び経費の縮減という項目がありこれらを適切に評価するためには会計の専門家が必要である。したがって、選定委員に会計の専門家を含めるべきであると考えている。

(3) 指定管理料の算定について

指定管理料は、基本協定書でその上限額が定められており、その範囲内で指定管理者が提案した額となっている。なお、宮崎市生目の杜運動公園ではアイビースタジアム他有料の施設使用料は、宮崎市の収入となっている。その他、宮崎市生目の杜運動公園では自主事業を行っているが、これは指定管理者の収入となっている。自主事業は、自動販売機手数料・電気使用料等の収入に基づき管理運営されている。

(4) 指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

① 業務報告書の確認結果について(監査の意見)

所管課は、指定管理者から業務報告書や事業報告書を手入れし内容等について基本協定書並びに実施計画書等に基づき確認を行うとともに、前年度の実績との比較を行う等により問題点等がないか確認を行っている。しかし、問題点等に関する所管課と指定管理者との協議内容及び改善措置等に関する記録がなか

った。このため、責任の所在の明確化、担当者の部署移動等に伴う円滑な引継ぎ・継続性、及び事務作業の効率化等の観点からも所管課と指定管理者との協議内容、並びに所管課が提起した問題点等に対する指定管理者の改善措置等について文書で記録を残す必要がある。

② 収支決算報告書に係る管理状況について（監査の意見）

所管課は、収支決算書が会計帳簿から作成されていることを確認していなかった。また、指定管理者が指定管理業務以外に本業、自主事業、又は受託事業等を行っているにもかかわらず、それぞれの収支報告書が作成基礎資料から作成されていることを確かめていなかった。

「宮崎市生目の杜運動公園指定管理者業務仕様書」によれば、指定管理者は毎年度、事業計画書として管理業務の実施に関する経費の収支予算を宮崎市へ提出することとなっている。そして事業年度終了後、事業報告書として管理業務の実施に係る収支決算を提出することとなっている。

宮崎市生目の杜運動公園指定管理者業務仕様書

第10 計画書・報告書の提出

1 事業計画書の提出

平成30年度計画については、協定書の締結と同時に市に提出すること。
また、平成31～34年度の事業計画は、当該前年度の10月末日までに提出すること。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 当該施設の利用者の安全管理体制
- (3) 事業の概要及び実施時期
- (4) 管理業務の実施に関する経費の収支予算

3 事業報告書の提出

指定管理者は、宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定により、事業年度終了後60日以内に当該年度の事業報告書を提出すること。

ただし、市が必要と認める場合は随時、下記書類の提出に応じること。

- (1) 施設の利用状況（月別、施設別の利用人数と利用件数及び稼働率）
- (2) 管理業務及びその他事業の実施状況
- (3) 使用料の収入実績（月別、施設別）
- (4) 管理業務の実施に係る経費の収支実績
- (5) その他、生目の杜運動公園の管理運営において市長が必要と認める事項

所管課は、例えば予算と実績に大きな乖離が生じている項目等について原因究明のために指定管理者に対してヒアリングを行うとともに指定管理者の作成した収支決算報告書の適否を会計帳簿及び作成基礎資料等に基づき十分に検証すべきであると思われる。

③ 指定管理者の自主事業に係る収支決算書について（指摘事項）

指定管理者であるMSG・ミズノグループは、指定管理業務以外に自主事業も行っている。しかし、指定管理者から所管課に提出された事業報告書には、自主事業に係る収支決算書は添付されていなかった。また、「宮崎市生目の杜運動公園指定管理者業務仕様書」においても、自主事業の収支決算書等の提出についての規定がなかった。ここで当該仕様書において自主事業に関し以下の規定がある。

宮崎市生目の杜運動公園指定管理者業務仕様書

第7 管理の基準

3 その他市が公園の管理運営に関して必要と認める業務

(4) 自主事業の実施に関する業務

指定管理者は、公園施設の利用を通じたスポーツの普及振興、利用の促進及び利用者の利便の向上を図る観点から、事前に市の承認を得て、自らの創意工夫によりイベント等の実施を中心に自主事業を行い、当該事業による収益を自らの収入とすることができる。

なお、自主事業の実施にあたっては、下記の事項に留意すること。

- ① イベント等の実施については、公園施設の利用を通じたスポーツの普及振興や利用の促進に資する内容とする。
- ② 物販等については、施設利用者の利便性の向上に資する内容とする。
- ③ 自主事業を実施する場合は、当該事業の実施に必要な使用料等を支払うものとする。
- ④ 自主事業により内装工事等を行った場合は、指定管理終了時に原則として現状に復するものとする。

例えば、自主事業に係る収支決算書のチェックを行わない場合、自主事業に係る経費等が指定管理業務に係る経費等に混入しているか否か確かめることが出来ない。したがって、「宮崎市生目の杜運動公園指定管理者業務仕様書」において自主事業に係る収支決算書の提出を規定するとともに指定管理者にその提出を求める必要がある。

④ 決算書等報告の審査について（監査の意見）

所管課は、指定管理者であるMSG・ミズノグループとしての決算書の財務状況の把握を指定管理者モニタリングチェックシートで行っている。しかし、分析の結果に基づき指定管理者に対してどのような指導等を行ったのかを記載した調書は作成されていなかった。指定管理者が経営破綻し、任期途中で継続できなくなる事態も発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政的基盤があるかどうかのチェックは重要であると思われる。したがって、所管課は、分析結果及び指導内容等について記録を残すべきである。

⑤ 指定管理者モニタリングチェックシート及び指定管理者モニタリングレポートについて（監査の意見）

所管課は、指定管理者から提出された業務報告書及び事業報告書等に基づき「指定管理者モニタリングチェックリスト」及び「指定管理者モニタリングレポート」を作成している。指定管理者モニタリングチェックリストには「雇用・労働状況」の中に「障がい者雇用に対する取組は適正か」というチェック項目があり、その適否に対して「×」が記載されていた。しかし、「指定管理者モニタリングチェックシート」及び「指定管理者モニタリングレポート」のいずれの「施設所管課所見」において当該「×」に対する記載はなかった。

この点について所管課に確認したところ宮崎市生目の杜運動公園においては、障がい者を雇用する条件を満たしていなかったという理由であった。これでは、担当者の異動等があった場合に指定管理者に対する指導・監督の有無及び「×」とした理由が適切に引継がれない可能性がある。したがって、所管課は、「施設所管課所見」に指定管理者に対する指導・監督の有無及び「×」とした理由を記載すべきである。

⑥ 倉庫等に施設利用者団体の用具等を保管していることについて（指摘事項）

宮崎市生目の杜運動公園を視察したところ、施設内に設置されてある倉庫に施設利用者団体が所有する用具等が保管されていることを発見した。宮崎市生目の杜運動公園は、宮崎市の所有物であり個人、または特定の団体等が宮崎市の許可なく私的に利用することは適切ではなく目的外使用に該当する。所管課は、早急に事実関係を確認し指定管理者と協議を行い施設利用者団体と倉庫使用につき契約を締結できるか否か、または出来ないのであれば用具等を撤去してもらう等の適切な対応を図るべきである。

XII 宮崎市清武総合運動公園

1. 施設の概要

(1) 概要

宮崎市清武総合公園は、総面積 42.3ha で弓道場・多目的グラウンド・第1テニスコート・第2テニスコート・多目的広場・SOKKENスタジアム・第2野球場・日向夏ドーム・屋内投球練習場・打撃練習場・ふれあい広場などが楽しめる総合公園である。

項目	内容
設置の目的	市民の健康増進、レクリエーション活動の場、及びスポーツの振興
業務内容	宮崎市清武総合公園の管理運営及び維持管理業務
開設時期	平成9年11月
利用時間等	6時～22時（各施設で詳細は異なる）
指定管理者制度の開始時期	平成21年4月
指定管理者制度導入前の運営形態	直営

(参考) 宮崎市都市公園条例

第9条の3 別表第3に掲げる都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

別表第3（第9条の3関係）

宮崎市清武総合公園







施設の内容等

施設名	内容等
SOKKEN スタジアム	両翼 100m、中堅 122m、ナイター照明なし 約 2,800 席 (スタンド)

第2野球場	両翼100m、中堅122m、ナイター照明なし 約260席（スタンド）
屋内投球練習場	10人立（赤土7、黒土3）
日向夏ドーム	50m×50m、人工芝、高さ20m
トレーニングルーム	トレーニング室、更衣室（シャワー室含む）
第1テニスコート	屋内砂入り人工芝3面、ナイター照明あり
第2テニスコート	砂入り人工芝9面、ナイター照明あり
多目的グラウンド	ソフトボール4面、サッカー1面 ランニングコース731m
多目的広場	サッカー天然芝1面
弓道場	近的（10人立）、遠的、四半的

（2）利用状況の推移

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
利用人員（人）	16,282	13,696	14,202	15,697	13,585

（3）指定管理の状況

① 指定状況の推移

- 1期目 21年度～23年度 S&N
- 2期目 24年度～28年度 S&N
- 3期目 29年度～3年度 S&N

② 指定管理料の推移

（単位：千円）

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
収入計	125,188	131,572	117,580	114,124	113,108
（内訳）指定管理料	115,188	115,887	117,565	114,119	113,001
利用料収入	9,086	14,296	0	0	0
その他収入	1,323	1,389	15	5	107
支出計	102,826	117,464	115,376	112,868	111,993
（内訳）人件費	21,799	24,127	47,147	48,853	53,954
人件費以外	81,027	93,337	68,229	64,015	58,039

(注) 指定管理料の額の上限額は、基本協定書上、指定期間（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）中、550,000 千円(税込)となっている。（最終補正後 558,734 千円となっている。）

③ 指定管理者の概要

平成 29 年度以降の指定管理者は S&N となっている。S&N の構成員は有限会社坂元芳翠園及び宮崎ビルサービス株式会社である。有限会社坂元芳翠園は建設業であり他の指定管理者にはなっていない。一方、宮崎ビルサービス株式会社は施設清掃及び設備管理業であり清武総合運動公園以外にも宮崎市天ヶ城公園体育館・野球場・弓道場、宮崎市橋山運動広場、宮崎市祇園運動広場、宮崎市穆佐運動広場、宮崎市東高岡体育館、宮崎市高岡練士館道場、宮崎市緑松体育館、宮崎市広原体育館など多数の指定管理者となっている。

④ 指定管理者の運営財源

指定管理者は、宮崎市からの指定管理料及び自主事業の収入によって 当該施設を運営している。なお、自主事業については、「自主事業計画書」に基づき所管課承認のもとで実施している。

(4) 指定手続きの状況

項目	内容
指定管理者の募集方法	公募
指定管理者の選定方法	外部の専門家を交えた選定委員会の設置
指定管理者の業務範囲	施設の運営や事業の実施に関する「すべての業務」
指定管理者の業務内容	都市公園の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務、並びにその他市長が定める業務（宮崎市都市公園条例第 9 条の 4 参照）
申請書を提出した団体数	5 団体

(5) 宮崎市の指導・監督の状況

項目	内容
事業報告書の収受年月日	令和 2 年 5 月 29 日
実地調査の年月日	令和元年 12 月 16 日

2 指摘事項及び意見

(1) 施設のあり方と指定管理者制度導入について

宮崎市清武総合運動公園は、市民のスポーツの振興と健康増進を図る為の本格的な運動公園として設置された。また、多様化するニーズの中で日常的な遊び・散策から、散歩・ジョギング等の軽運動、そして本格的なスポーツ活動までをサポートし、また、大規模災害発生時においては、自衛隊、警察、消防、DMAT等の広域支援部隊の活動拠点となる施設であることから市民ニーズがあると考えられる。さらに、プロスポーツ団体の練習施設としても利用されている。当該施設は公園として公共性が高いことから、管理運営の実施主体は宮崎市が行う必要がある。一方、施設の管理運営を行う上で経費削減、使用促進、利用者へのサービスの向上、整備等に専門性等が求められている。したがって、これらの要求を満たすため指定管理者制度を導入することは妥当であると言える。

(2) 指定管理者の選定手続の妥当性と協定書の締結

① 指定管理者の選定手続等

(ア) 公募期間・・・平成28年7月22日～平成28年9月26日

(イ) 選定の方法

選定委員会は6人で構成され、選定の基準、配点、及び審査結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

区分	役職
内部	宮崎市地域振興部長
内部	宮崎市観光商工スポーツランド推進室長
内部	宮崎市清武総合支所清武・地域総務課長
外部（学識者）	宮崎公立大学教授
外部（市民代表）	宮崎市スポーツ推進審議会委員 宮崎市地区体育会連合会役員
外部（市民代表）	宮崎市スポーツ推進審議会委員 女性スポーツ指導者

選定の基準及び配点

選定の基準	審査項目	配点
1. 事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に対する基本方針 ・業務内容に対する理解及び対応 ・要望、意見、苦情への対応 	30
2. 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者サービスの向上に関する提案 ・使用者増への取り組みに関する提案 ・施設の設置目的の理解と課題の認識 ・設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案 	55
3. 事業計画書の内容が、当該施設の収益性の確保及び当該施設の管理に係る経費の縮減を向上させるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間に市が提案する指定管理料に対する提案額 ・管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案 ・施設使用料収入の増加に向けての考え方・提案 	40
4. 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・人的体制の確保 ・職員の能力育成（研修体制） ・事業計画の実現可能性（継続性、安定性） ・類似施設等の運営実績 ・申請者の安定性、信頼性 	75
5. 安全管理に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害及び不審人物の対応など、危機管理に対する対応 	10
6. 労働福祉の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用に対する基本的な考え方 	15
7. 環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策への取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した施設管理 ・障がい者の就労支援への対応 	10
合	計	235

選定結果

応募者名	合計得点
S&N	1,168
A	1,069
B	1,051
C	1,047
D	869

(ウ) 協定書の締結

項目	内容
基本協定書の締結日	平成 29 年 3 月 28 日
年度協定書の締結日 (令和 2 年度)	令和 2 年 3 月 31 日
指定期間	5 年間 (平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日)
指定管理料の上限額	5 年間 550,000 千円 (税込)

② 選定委員の構成について (監査の意見)

選定委員会は上記 (2) ① (イ) に記載のとおり、委員 6 名のうち 3 名が宮崎市の内部職員で構成されている。選定の公平性・透明性の確保及び専門的な意見や外部の意見を反映させる観点からは、委員の過半数は外部者であることが望まれる。また、審査項目において、収支計画の適正性及び経費の縮減という項目がありこれらを適切に評価するためには会計の専門家が必要である。したがって、選定委員に会計の専門家を含めるべきであると考えます。

(3) 指定管理料の算定について

指定管理料は、基本協定書でその上限額が定められており、その範囲内で指定管理者が提案した額となっている。なお、宮崎市清武総合運動公園における SOKKEN スタジアム他有料の施設使用料は、宮崎市の収入となっている。その他、宮崎市清武総合運動公園では自主事業を行っているが、これは指定管理者の収入となっている。自主事業は、自動販売機手数料・電気使用料等の収入に基づき管理運営されている。平成 30 年度の自主事業実績は、1,256 千円の収支差額となっている。

(4) 指定管理者による管理運営と市のモニタリングについて

① 業務報告書の確認結果について（監査の意見）

所管課は、指定管理者から業務報告書や事業報告書を入手し内容等について基本協定書並びに実施計画書等に基づき確認を行うとともに、前年度の実績との比較を行う等により問題点等がないか確認を行っているということである。

しかし、問題点等に関する所管課と指定管理者との協議内容及び改善措置等に関する記録がなかった。責任の所在の明確化、担当者の部署移動等に伴う円滑な引継ぎ・継続性、及び事務作業の効率化等の観点からも所管課と指定管理者との協議内容、並びに所管課が提起した問題点等に対する指定管理者の改善措置等について文書で記録を残す必要がある。

② 収支決算報告書に係る管理状況について（監査の意見）

所管課は、収支決算報告書が会計帳簿から適正に作成されていることを確かめていない。また、指定管理者が指定管理業務以外に自主事業及び本業等を行っているにもかかわらず、それぞれの収支決算報告書が作成基礎資料から作成されていることを確かめていなかった。

「宮崎清武総合運動公園指定管理者業務仕様書」によれば、指定管理者は毎年度、事業計画書として管理業務の実施に関する経費の収支予算を宮崎市へ提出することとなっている。そして事業年度終了後、事業報告書として管理業務の実施に係る収支決算を提出することとなっている。

また、自主事業についても以下のとおり定められており、収支計画の提出が求められていると解され、前述のとおり、事業報告書として実施した事業の内容及び実績、経費の決算資料を提出することとなっている。

宮崎市清武総合運動公園指定管理者業務仕様書

第10 計画書・報告書の提出

1 実施計画書の提出

指定管理者は、毎年度の維持管理業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程等の必要な事項について年度計画書を当該前年度の2月末までに提出しなければならない。

3 事業報告書の提出

指定管理者は、宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定により、毎年度終了後60日以内に当該年度の事業報告書を提出すること。

ただし、宮崎市が必要と認める場合は随時下記書類の提出に応じること。

事業報告書の内容（自主事業の収支を含む。）は、次のとおりとする。

- ① 管理業務の実施状況
 - ② 施設の使用状況（月別、施設別）（使用人数、使用件数、稼働率、使用量率）※無料施設を含む
 - ③ 使用料金の収入実績（月別、施設別）（使用料減額、免除の実績）
 - ④ 管理業務の実施に係る収支決算
 - ⑤ その他、清武総合運動公園の管理運営において市が必要と認める事項
- 4 収支予算書の提出

指定管理者は、次年度の収支予算書を、毎年度10月中旬までに提出すること

所管課は、例えば予算と実績に大きな乖離が生じている項目等について原因究明のために指定管理者に対してヒアリングを行うとともに指定管理者の作成した収支決算報告書の適否を会計帳簿及び作成基礎資料等に基づき十分に検証すべきであると思われる。

③ 決算等報告書の審査について（監査の意見）

所管課は、指定管理者であるS&N（有限会社坂元芳翠園及び宮崎ビルサービス株式会社）としての決算書の財務状況の把握を指定管理者モニタリングチェックシートで行っている。しかし、分析の結果に基づき指定管理者に対してどのような指導等を行ったのかを記載した調書は作成されていなかった。指定管理者が経営破綻し、任期途中で継続できなくなる事態も発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政的基盤があるかどうかのチェックは重要であると思われる。したがって、所管課は、分析結果及び指導内容等について記録を残すべきである。

④ 宮崎市所有の備品の管理

(ア) 管理票の記載内容の不備及び不貼付について（指摘事項）

指定管理者が宮崎市から貸与されている備品に関し備品台帳に基づき現物確認等を行った。その結果、以下の不備が発見された。

備品の管理票を確認したところ清武町役場時代の管理票がそのまま貼付されたものや管理票自体が貼付されていない備品が散見された（宮崎市清武総合運動公園の所在地である清武町は平成22年3月23日付で宮崎市に編入している。）。事実と管理票の記載内容とが不一致の状態にあるものについては記載内容を修正し、不貼付のものについては早急に適切な管理表の貼付を図らねたい。

(イ) 実地調査確認シートの評価について（指摘事項）

施設所管課が令和元年 12 月 16 日に実地調査を行った際に作成された「実地調査確認シート」の確認内容の中で備品に関し「備品台帳のとおり管理票は貼付されているか。」という項目に 5 段階評価で「4：良い」という評価が行われていた。しかし、上記（ア）の不備があったことから当該評価は適切ではない。したがって、実地調査確認シートにおける該当項目に対して「2：悪い」もしくは「1：大変悪い」のいずれかの評価を行うべきである。

⑤ 施設使用者の使用料支払について（監査の意見）

宮崎市清武総合運動公園では、施設を使用する場合、同公園のホームページに掲載してある「宮崎市公共施設予約案内システム」において予約を行う。施設の使用料については、ほとんどが口座引落となっており極少数ではあるが、使用者が管理事務所の窓口において現金で、または利用者が遠方の場合などに現金書留で支払うことになっている。現金や現金書留での受領については、指定管理者にとっても一時的ではあるが現金を管理事務所で受け入れ、保管することになるため紛失や盗難のリスクが上昇することになる。

決済手段が多様化する中、住民サービス向上の観点及び指定管理者の上記リスクを低減するという観点から、使用料の支払いについては口座振込、クレジットカード・電子マネー等のキャッシュレス決済への対応も検討することが望まれる。

⑥ 倉庫等に施設利用者団体の用具を保管していることについて（指摘事項）

宮崎市清武総合運動公園を視察したところ、施設内に設置されてある倉庫に施設利用者団体が所有する用具等が保管されていることを発見した。宮崎市清武総合運動公園は、宮崎市の所有物であり個人、または特定の団体等が宮崎市の許可なく私的に利用することは適切ではなく目的外使用に該当する。所管課は、早急に事実関係を確認し指定管理者と協議を行い当該施設利用者団体と倉庫使用につき契約を締結できるか否か、または出来ないのであれば用具等を撤去してもらう等の適切な対応を図るべきである。

⑦ 指定管理者モニタリングチェックシート及び指定管理者モニタリングレポートについて（監査の意見）

所管課は、指定管理者から提出された 1 業務報告書及び事業報告書等に基づき「指定管理者モニタリングチェックリスト」及び「指定管理者モニタリングレポート」を作成している。指定管理者モニタリングチェックリストには「雇用・労働状況」の中に「障がい者雇用に対する取組は適正か」というチェック項目があり、その適否に対して「×」が記載されていた。しかし、「指定管理者モニタリングチェックシート」及び「指定管理者モニタリングレポート」のいずれの「施設所管課所見」において当該「×」に対する記載はなかった。

この点について所管課に確認したところ宮崎市清武総合運動公園においては、障がい者を雇用する条件を満たしていなかったという理由であった。これでは、担当者の異動等があった場合に指定管理者に対する指導・監督の有無及び「×」とした理由が適切に引継がれない可能性がある。したがって、所管課は、「施設所管課所見」に指定管理者に対する指導・監督の有無及び「×」とした理由を記載すべきである。

